葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第１項の表市町村の項第１号中「農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における農家数」を「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第10項に定める農家数」とする。

八　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第１項の表都道府県の項第１号中「農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における農家数」を「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第11項に定める農家数」とする。

九　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる水産業者数については、第十六条第１項の表都道府県の項第二号中「漁業センサス規則によって調査した平成30年11月１日現在における水産業者数」を「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第12項に定める水産業者数」とする。

十　［略］

十一　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅱ係数の算定に用いる第１項第１号の表第１項に定める市町村の人口については、第十六条第十項中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

十二　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅲ係数の算定に用いる人口については、第十条第二十三項中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

十三　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める県及び市町村の「地域振興費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる人口については、第十六条第１項の表都道府県の項第三号中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」と、第十六条第１項の表市町村の項第１号中「国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口」とあるのは「令和８年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

十四　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-\underline{0.163}\times B/A\}\times\underline{34.3}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{34.3}$

（$B-A$）、（$B-A$）／$A-\underline{0.163}\times B/A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-\underline{0.163}$

郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第１項の表市町村の項第１号中「農林業センサス規則によって調査した平成27年２月１日現在における農家数」を「令和３年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第10項に定める農家数」とする。

十　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる水産業者数については、第十六条第１項の表都道府県の項第二号中「漁業センサス規則によって調査した平成25年11月１日現在における水産業者数」を「令和３年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第12項に定める水産業者数」とする。

十一　［同上］

［新設］

十二　特定被災地方公共団体のうち、福島県、大船渡市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村の「地域振興費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる人口については、第十六条第１項の表都道府県の項第三号中「平成27年人口」を「令和３年改正前の省令附則第21条第１項第１号の表第１項に定める人口」とする。

［新設］

十三　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によって算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-\underline{0.100}\times B/A\}\times\underline{35.5}\times\beta-(\alpha-\beta)\times\underline{35.5}$

（$B-A$）、（$B-A$）／$A-\underline{0.100}\times B/A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-\underline{0.100}$

×Ｂ／Ａ｝×34.3×β－（α－β）×34.3が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが3.250を超えるときは3.250とする。

βが3.250を超えるときは3.250とする。

［略］

十五　第一項第一号の表第三項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「629×Ａ」とあるのは「629×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中三の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇二三」とあるのは「七六九、〇〇〇を六三〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、五三、〇〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十六　第一項第一号の表第四項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1,206×Ａ」とあるのは「1,206×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇八〇」とあるのは「一、三二一、〇〇〇を五七五で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、五〇、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、十八歳以下人口の分別又は按分については、同項第十五号中「第五条第一項の表中二十九」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中五」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、七十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十七号中「第五条第一項の表中三十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十一に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十一」と、同表十二に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十二」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と読み替えるものとする。

［３～６　略］

×Ｂ／Ａ｝×35.5×β－（α－β）×35.5が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが3.220を超えるときは3.220とする。

βが3.220を超えるときは3.220とする。

［同左］

十四　第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「466×Ａ」とあるのは「466×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中三又は四の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第七項中「〇・〇四五」とあるのは「一、四九六、〇〇〇を六三〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、五二、四〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

十五　第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1,206×Ａ」とあるのは「1,206×Ａ（附則第21条第１項第１号の表中五又は六の適用がなかつた場合の数）」と、第九条第八項中「〇・〇八五」とあるのは「一、四五八、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四八、〇〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四」と、十八歳以下人口の分別又は按分については、同項第十五号中「第五条第一項の表中二十九」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、七十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十七号中「第五条第一項の表中三十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中九」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十三に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、同表十四に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十四」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と読み替えるものとする。

［３～６　同上］

（令和八年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、令和八年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この条において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正

（令和七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。以下この条において「令和二年法律第二十六号」という。）、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この条において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年

する法律（令和七年法律第十三号。以下この条において「令和七年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号。以下この条において「令和八年所得税法等改正法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　個人の道府県民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
二　法人の道府県民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　個人の行う事業に対する事業税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人の行う事業に対する事業税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
五　不動産取得税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
六　固定資産税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
七　特別法人事業譲与税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する令和八年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法、令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
二　法人の市町村民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　固定資産税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人事業税交付金に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和八年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定に

法律第十三号。以下この条において「令和七年所得税法等改正法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　個人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
二　法人の道府県民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　個人の行う事業に対する事業税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人の行う事業に対する事業税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
五　不動産取得税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
六　固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
七　特別法人事業譲与税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る都道府県算定基礎額とする。

3　法附則第七条の四に規定する令和七年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　法附則第七条の四に規定する各市町村における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
二　法人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
三　固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額
四　法人事業税交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和七年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定に

より定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和八年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

より定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(二)の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号(三)の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和七年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

附則別表第二の二

「地域振興費」の普通態容補正Ⅰに用いる石川県の市町村に係る率（附則第六条関係）

市　町　村　名	率
七尾市	0.168
輪島市	1.024
珠洲市	3.615
志賀町	0.551
穴水町	0.475
能登町	0.779

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市　名	率
三鷹市	1.288
守口市	3.078
武蔵野市	2.638
芦屋市	0.439
秋田市	2.219
久留米市	1.138

［略］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市　名	率
札幌市	0.051
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.028
静岡市	0.013
浜松市	0.023
名古屋市	0.142
大阪市	0.051
堺市	0.033
神戸市	0.007
岡山市	0.018
熊本市	0.082

［新設］

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市　名	率
三鷹市	1.261
守口市	2.923
武蔵野市	2.287
芦屋市	0.423

［同左］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市　名	率
札幌市	0.049
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.027
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.136
大阪市	0.049
堺市	0.032
神戸市	0.006
岡山市	0.018
熊本市	0.077

附則別表第十一の二

令和８年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の算定に用いる率（附則第十八条関係）

市名	率
秋田市	0.56568
久留米市	0.34990

附則別表第十二の四

(1)　都道府県分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の四関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.28
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.53
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.63
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.63
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.60
6,000,000人を超える数	0.48
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.91
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.87
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.89
同上900,000人を超える数	0.83

[(2)　略]

附則別表第十二の五

都道府県分の「地域未来基金費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.39
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.40
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.39
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.40
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.39
6,000,000人を超える数	0.39
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.61
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.60
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.61
同上900,000人を超える数	0.60

［新設］

附則別表第十二の四

(1)　都道府県分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の四関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.29
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.52
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.63
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.63
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.59
6,000,000人を超える数	0.48
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.88
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.89
同上900,000人を超える数	0.84

[(2)　同左]

附則別表第十二の五

(1)　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.42
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.56
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.66
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.70
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.60
6,000,000人を超える数	0.54
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.76
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.76
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.75
同上900,000人を超える数	0.71

［削る］

［削る］

(2)　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.78
250,000人を超え400,000人までの数	0.71
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.59
1,000,000人を超える数	0.59
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.10
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.15
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.12
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.16
同上92,000人を超え96,000人までの数	－0.36
同上96,000人を超える数	－1.41

附則別表第十二の六

都道府県分の「臨時経済対策費」の密度補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

都道府県	率
北海道	1.018
青森県	1.001
岩手県	1.002
宮城県	1.012
秋田県	1.002
山形県	1.002
福島県	1.002
茨城県	1.013
栃木県	1.014
群馬県	1.012
埼玉県	1.041
千葉県	1.038
東京都	1.202
神奈川県	1.120
新潟県	1.011
富山県	1.039
石川県	1.021
福井県	1.022
山梨県	1.009

［削る］

長野県	1.014
岐阜県	1.011
静岡県	1.026
愛知県	1.043
三重県	1.029
滋賀県	1.008
京都府	1.046
大阪府	1.102
兵庫県	1.044
奈良県	1.035
和歌山県	1.015
鳥取県	1.013
島根県	1.029
岡山県	1.014
広島県	1.066
山口県	1.051
徳島県	1.001
香川県	1.014
愛媛県	1.002
高知県	1.000
福岡県	1.053
佐賀県	1.009
長崎県	1.018
熊本県	1.000
大分県	1.009
宮崎県	1.001
鹿児島県	1.001
沖縄県	1.001

附則別表第十二の七

市町村分の「臨時経済対策費」の密度補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

級地区分	率
１級地－１	1.215
１級地－２	1.173
２級地－１	1.109
２級地－２	1.087
３級地－１	1.036
３級地－２	1.000

［削る］

［削る］

附則別表第十二の八

(1)　都道府県分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.69
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.83
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.72
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.71
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.76
6,000,000人を超える数	0.66
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.17
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.14
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.30
同上900,000人を超える数	0.15

(2)　市町村分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.81
250,000人を超え400,000人までの数	0.76
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.71
1,000,000人を超える数	0.64
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.15
同上70,000人を超え80,000人までの数	－0.23
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.05
同上88,000人を超え92,000人までの数	－0.19
同上92,000人を超える数	0.44

附則別表第十二の九

都道府県分の「給与改定費」の段階補正係数及び普通態容補正Ⅰ係数に用いる数値の補正率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
指定都市の区域	0.928
児童相談所設置中核市の区域	0.937
その他の中核市の区域	0.952
特別区及び保健所設置市の区域	0.960
その他の区域	1.000

［削る］

［削る］

附則別表第十二の十

都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.151
２級地（旧２級地であつた地域）	1.120
２級地（旧３級地であつた地域）	1.112
２級地（旧４級地であつた地域）	1.105
２級地（旧５級地であつた地域）	1.105
２級地（旧６級地であつた地域）	1.075
２級地（旧７級地であつた地域）	1.052
２級地（旧無級地であつた地域）	1.030
３級地（旧２級地であつた地域）	1.112
３級地（旧３級地であつた地域）	1.105
３級地（旧４級地であつた地域）	1.090
３級地（旧５級地であつた地域）	1.082
３級地（旧６級地であつた地域）	1.075
３級地（旧無級地であつた地域）	1.030
４級地（旧４級地であつた地域）	1.082
４級地（旧５級地であつた地域）	1.067
４級地（旧６級地であつた地域）	1.052
４級地（旧７級地であつた地域）	1.045
４級地（旧無級地であつた地域）	1.030
５級地（旧６級地であつた地域）	1.037
５級地（旧７級地であつた地域）	1.022
５級地（旧無級地であつた地域）	1.015
無級地（旧７級地であつた地域）	1.015
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

附則別表第十二の十一

市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.151
２級地（旧２級地であつた地域）	1.120
２級地（旧３級地であつた地域）	1.112
２級地（旧４級地であつた地域）	1.105
２級地（旧５級地であつた地域）	1.105
２級地（旧６級地であつた地域）	1.075
２級地（旧７級地であつた地域）	1.052
２級地（旧無級地であつた地域）	1.030

［削る］

３級地（旧２級地であつた地域）	1.112
３級地（旧３級地であつた地域）	1.105
３級地（旧４級地であつた地域）	1.090
３級地（旧５級地であつた地域）	1.082
３級地（旧６級地であつた地域）	1.075
３級地（旧無級地であつた地域）	1.030
４級地（旧４級地であつた地域）	1.082
４級地（旧５級地であつた地域）	1.067
４級地（旧６級地であつた地域）	1.052
４級地（旧７級地であつた地域）	1.045
４級地（旧無級地であつた地域）	1.030
５級地（旧６級地であつた地域）	1.037
５級地（旧７級地であつた地域）	1.022
５級地（旧無級地であつた地域）	1.015
無級地（旧７級地であつた地域）	1.015
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

附則別表第十二の十二

⑴　都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が250人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が250人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
250人に満たない数が50人までの数	0.080
同上50人を超え100人までの数	0.060
同上100人を超え150人までの数	0.040
同上150人を超える数	0.050

⑵　市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が450人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
450人に満たない数が150人までの数	0.076
同上150人を超え300人までの数	0.031
同上300人を超え350人までの数	−0.023
同上350人を超え400人までの数	−0.073
同上400人を超える数	−0.126

［削る］

附則別表第十二の十三

⑴　都道府県分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.051
２級地（旧２級地であつた地域）	1.041
２級地（旧３級地であつた地域）	1.038
２級地（旧４級地であつた地域）	1.036
２級地（旧５級地であつた地域）	1.036
２級地（旧６級地であつた地域）	1.026
２級地（旧７級地であつた地域）	1.018
２級地（旧無級地であつた地域）	1.010
３級地（旧２級地であつた地域）	1.038
３級地（旧３級地であつた地域）	1.036
３級地（旧４級地であつた地域）	1.031
３級地（旧５級地であつた地域）	1.028
３級地（旧６級地であつた地域）	1.026
３級地（旧無級地であつた地域）	1.010
４級地（旧４級地であつた地域）	1.028
４級地（旧５級地であつた地域）	1.023
４級地（旧６級地であつた地域）	1.018
４級地（旧７級地であつた地域）	1.015
４級地（旧無級地であつた地域）	1.010
５級地（旧６級地であつた地域）	1.013
５級地（旧７級地であつた地域）	1.008
５級地（旧無級地であつた地域）	1.005
無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

⑵　市町村分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.127
２級地（旧２級地であつた地域）	1.101
２級地（旧３級地であつた地域）	1.095
２級地（旧４級地であつた地域）	1.089
２級地（旧５級地であつた地域）	1.089
２級地（旧６級地であつた地域）	1.063
２級地（旧７級地であつた地域）	1.044
２級地（旧無級地であつた地域）	1.025
３級地（旧２級地であつた地域）	1.095
３級地（旧３級地であつた地域）	1.089

３級地（旧４級地であつた地域）	1.076
３級地（旧５級地であつた地域）	1.069
３級地（旧６級地であつた地域）	1.063
３級地（旧無級地であつた地域）	1.025
４級地（旧４級地であつた地域）	1.069
４級地（旧５級地であつた地域）	1.057
４級地（旧６級地であつた地域）	1.044
４級地（旧７級地であつた地域）	1.038
４級地（旧無級地であつた地域）	1.025
５級地（旧６級地であつた地域）	1.031
５級地（旧７級地であつた地域）	1.019
５級地（旧無級地であつた地域）	1.013
無級地（旧７級地であつた地域）	1.013
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

附則別表第十二の十四

市町村分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
⑴　平成17年度臨時財政対策債	
ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
⑵　平成18年度臨時財政対策債	
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	1.108
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
⑶　平成19年度臨時財政対策債	
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	1.218
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.127
⑷　平成20年度臨時財政対策債	
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	1.134
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.366
⑸　平成21年度臨時財政対策債	
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	1.218
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.553
⑹　平成22年度臨時財政対策債	
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.286
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.740

附則別表第十二の十四

⑴　都道府県分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
⑴　平成17年度臨時財政対策債	1.000
⑵　平成18年度臨時財政対策債	2.400
⑶　平成19年度臨時財政対策債	2.700
⑷　平成20年度臨時財政対策債	2.970
⑸　平成21年度臨時財政対策債	2.960
⑹　平成22年度臨時財政対策債	2.910
⑺　平成23年度臨時財政対策債	2.900
⑻　平成24年度臨時財政対策債	2.970
⑼　平成25年度臨時財政対策債	3.110
⑽　平成26年度臨時財政対策債	3.230
⑾　平成27年度臨時財政対策債	3.390
⑿　平成28年度臨時財政対策債	3.000
⒀　平成29年度臨時財政対策債	2.800
⒁　平成30年度臨時財政対策債	2.870
⒂　令和元年度臨時財政対策債	2.820
⒃　令和２年度臨時財政対策債	2.820
⒄　令和３年度臨時財政対策債	2.130
⒅　令和４年度臨時財政対策債	2.910
⒆　令和５年度臨時財政対策債	1.120
⒇　令和６年度臨時財政対策債	0.770

(2)　市町村分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
(1)　平成17年度臨時財政対策債	
ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
(2)　平成18年度臨時財政対策債	
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	1.150
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.900
(3)　平成19年度臨時財政対策債	
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	1.100
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.300
(4)　平成20年度臨時財政対策債	
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	1.220
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.765
(5)　平成21年度臨時財政対策債	
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	1.275
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.785
(6)　平成22年度臨時財政対策債	
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.315
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.800
(7)　平成23年度臨時財政対策債	
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	1.345
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.760
(8)　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.405
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.780
(9)　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.430
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.805
(10)　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.440
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.845
(11)　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.505
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.885
(12)　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.300
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.750
(13)　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.250
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.700

⑭　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.245
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.700
⑮　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.210
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.700
⑯　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.180
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.710
⑰　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.955
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.265
⑱　令和４年度臨時財政対策債	
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	1.335
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.805
⑲　令和５年度臨時財政対策債	
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.535
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.650
⑳　令和６年度臨時財政対策債	
ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.370
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.390

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市　町　村　名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	15.371	3.863
宮古島市	12.841	3.021
伊江村	10.227	2.158
渡嘉敷村	10.227	2.158
座間味村	10.227	2.158
粟国村	10.227	2.158
渡名喜村	10.227	2.158
南大東村	17.901	4.705
北大東村	17.901	4.705
伊平屋村	10.227	2.158
伊是名村	10.227	2.158
久米島町	10.227	2.158
多良間村	15.371	3.863
竹富町	17.901	4.705
与那国町	17.901	4.705

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市　町　村　名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	15.334	3.704
宮古島市	12.831	2.896
伊江村	10.232	2.069
渡嘉敷村	10.232	2.069
座間味村	10.232	2.069
粟国村	10.232	2.069
渡名喜村	10.232	2.069
南大東村	17.837	4.512
北大東村	17.837	4.512
伊平屋村	10.232	2.069
伊是名村	10.232	2.069
久米島町	10.232	2.069
多良間村	15.334	3.704
竹富町	17.837	4.512
与那国町	17.837	4.512

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正
		測定単位の数値が3,110人以上のもの
		3,110人　1.00
		3,110人を超え5,000人までの数　0.98
		5,000人を超え10,000人までの数　0.97
		10,000人を超え20,000人までの数　0.94
		20,000人を超える数　0.94
		測定単位の数値が3,110人に満たないもの
		その団体の数値　1.00
		3,110人に満たない数が1,110人までの数　0.02
		同上1,110人を超える数　0.09
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正
		その団体の交通量
		11,000台までの数　1.000
		11,000台を超え13,000台までの数　1.083
		13,000台を超え20,000台までの数　1.333
		20,000台を超え30,000台までの数　1.528
		30,000台を超える数　1.882
		普通態容補正　1.000
		［略］

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度 雪寒道路の面積	積雪度 その他の道路の面積
4級地	0.086	1.097	0.000
3級地	0.053	0.708	0.000
2級地	0.032	0.426	0.000
1級地	0.019	0.240	0.000
無級地	0.000	0.240	0.000

［略］

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正
		測定単位の数値が3,101人以上のもの
		3,101人　1.00
		3,101人を超え5,000人までの数　0.98
		5,000人を超え10,000人までの数　0.97
		10,000人を超え20,000人までの数　0.94
		20,000人を超える数　0.94
		測定単位の数値が3,101人に満たないもの
		その団体の数値　1.00
		3,101人に満たない数が1,101人までの数　0.02
		同上1,101人を超える数　0.09
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正
		その団体の交通量
		11,000台までの数　1.000
		11,000台を超え13,000台までの数　1.087
		13,000台を超え20,000台までの数　1.333
		20,000台を超え30,000台までの数　1.529
		30,000台を超える数　1.884
		普通態容補正　1.000
		［同左］

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度 雪寒道路の面積	積雪度 その他の道路の面積
4級地	0.086	1.120	0.000
3級地	0.053	0.722	0.000
2級地	0.032	0.433	0.000
1級地	0.019	0.243	0.000
無級地	0.000	0.243	0.000

［同左］

		道路の延長	寒冷補正					
			級地	寒冷度		積雪度		
				北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
						北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
			4級地	0.117	0.123	0.076	0.152	0.000
			3級地	0.068	0.072	0.048	0.095	0.000
			2級地	0.053	0.056	0.031	0.062	0.000
			1級地	0.038	0.040	0.014	0.028	0.000
			無級地	0.000	0.000	0.014	0.028	0.000
［2　略］		［略］	［略］					
3　その他の土木費		人口	段階補正					
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの					
			1,700,000人					1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数					0.50
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数					0.39
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数					0.30
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数					0.24
			6,000,000人を超える数					0.23
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの					
			その団体の数値					1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数					0.43
			同上300,000人を超え600,000人までの数					0.54
			同上600,000人を超え900,000人までの数					0.50
			同上900,000人を超える数					0.58
			密度補正Ⅰ					
			［略］					
			その団体の人口密度が250人に満たないもの					
			その団体の密度					1.00
			250人に満たない数が50人までの数					0.00
			同上50人を超え100人までの数					0.06
			同上100人を超え150人までの数					0.04
			同上150人を超える数					0.37

		道路の延長	寒冷補正					
			級地	寒冷度		積雪度		
				北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
						北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
			4級地	0.117	0.123	0.080	0.159	0.000
			3級地	0.068	0.072	0.050	0.100	0.000
			2級地	0.053	0.056	0.034	0.067	0.000
			1級地	0.038	0.040	0.016	0.031	0.000
			無級地	0.000	0.000	0.016	0.031	0.000
［2　同左］		［同左］	［同左］					
3　その他の土木費		人口	段階補正					
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの					
			1,700,000人					1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数					0.49
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数					0.40
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数					0.30
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数					0.24
			6,000,000人を超える数					0.23
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの					
			その団体の数値					1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数					0.43
			同上300,000人を超え600,000人までの数					0.54
			同上600,000人を超え900,000人までの数					0.49
			同上900,000人を超える数					0.57
			密度補正Ⅰ					
			［略］					
			その団体の人口密度が250人に満たないもの					
			その団体の密度					1.00
			250人に満たない数が50人までの数					0.00
			同上50人を超え100人までの数					0.05
			同上100人を超え150人までの数					0.05
			同上150人を超える数					0.34

三　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地（旧１級地であつた地域）	1.061
			２級地（旧２級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧３級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧４級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧５級地であつた地域）	1.046
			２級地（旧６級地であつた地域）	1.041
			２級地（旧７級地であつた地域）	1.033
			２級地（旧無級地であつた地域）	1.031
			３級地（旧２級地であつた地域）	1.041
			３級地（旧３級地であつた地域）	1.040
			３級地（旧４級地であつた地域）	1.037
			３級地（旧５級地であつた地域）	1.037
			３級地（旧６級地であつた地域）	1.033
			３級地（旧無級地であつた地域）	1.025
			４級地（旧４級地であつた地域）	1.031
			４級地（旧５級地であつた地域）	1.025
			４級地（旧６級地であつた地域）	1.025
			４級地（旧７級地であつた地域）	1.025
			４級地（旧無級地であつた地域）	1.019
			５級地（旧６級地であつた地域）	1.011
			５級地（旧７級地であつた地域）	1.011
			５級地（旧無級地であつた地域）	1.011
			無級地（旧７級地であつた地域）	1.002
			無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
			寒冷補正（給与差）	
			４級地	0.005
			３級地	0.007
			２級地	0.007
			１級地	0.008
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.002
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地（旧１級地であつた地域）	1.061
			２級地（旧２級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧３級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧４級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧５級地であつた地域）	1.046
			２級地（旧６級地であつた地域）	1.041
			２級地（旧７級地であつた地域）	1.033
			２級地（旧無級地であつた地域）	1.030
			３級地（旧２級地であつた地域）	1.041
			３級地（旧３級地であつた地域）	1.040

三　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地（旧１級地であつた地域）	1.061
			２級地（旧２級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧３級地であつた地域）	1.045
			２級地（旧４級地であつた地域）	1.043
			２級地（旧５級地であつた地域）	1.043
			２級地（旧６級地であつた地域）	1.031
			２級地（旧７級地であつた地域）	1.021
			２級地（旧無級地であつた地域）	1.010
			３級地（旧２級地であつた地域）	1.045
			３級地（旧３級地であつた地域）	1.043
			３級地（旧４級地であつた地域）	1.037
			３級地（旧５級地であつた地域）	1.035
			３級地（旧６級地であつた地域）	1.031
			３級地（旧無級地であつた地域）	1.010
			４級地（旧４級地であつた地域）	1.035
			４級地（旧５級地であつた地域）	1.028
			４級地（旧６級地であつた地域）	1.021
			４級地（旧７級地であつた地域）	1.017
			４級地（旧無級地であつた地域）	1.010
			５級地（旧６級地であつた地域）	1.015
			５級地（旧７級地であつた地域）	1.009
			５級地（旧無級地であつた地域）	1.005
			無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
			無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
			寒冷補正（給与差）	
			４級地	0.006
			３級地	0.007
			２級地	0.007
			１級地	0.008
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.004
			無級地（上記以外の地域）	0.000
	2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）	
			１級地（旧１級地であつた地域）	1.061
			２級地（旧２級地であつた地域）	1.049
			２級地（旧３級地であつた地域）	1.045
			２級地（旧４級地であつた地域）	1.042
			２級地（旧５級地であつた地域）	1.042
			２級地（旧６級地であつた地域）	1.031
			２級地（旧７級地であつた地域）	1.021
			２級地（旧無級地であつた地域）	1.010
			３級地（旧２級地であつた地域）	1.045
			３級地（旧３級地であつた地域）	1.042

		３級地（旧４級地であつた地域）	1.037
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.037
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.033
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.025
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.030
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.025
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.025
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.025
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.019
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.011
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.011
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.002
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.006
		３級地	0.007
		２級地	0.007
		１級地	0.008
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.002
		無級地（上記以外の地域）	0.000
	3　高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）
			１級地（旧１級地であつた地域） 1.073
			２級地（旧２級地であつた地域） 1.059
			２級地（旧３級地であつた地域） 1.059
			２級地（旧４級地であつた地域） 1.059
			２級地（旧５級地であつた地域） 1.055
			２級地（旧６級地であつた地域） 1.049
			２級地（旧７級地であつた地域） 1.040
			２級地（旧無級地であつた地域） 1.037
			３級地（旧２級地であつた地域） 1.049
			３級地（旧３級地であつた地域） 1.048
			３級地（旧４級地であつた地域） 1.044
			３級地（旧５級地であつた地域） 1.044
			３級地（旧６級地であつた地域） 1.040
			３級地（旧無級地であつた地域） 1.030
			４級地（旧４級地であつた地域） 1.037
			４級地（旧５級地であつた地域） 1.030
			４級地（旧６級地であつた地域） 1.030
			４級地（旧７級地であつた地域） 1.030

		３級地（旧４級地であつた地域）	1.037
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.034
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.031
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.010
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.034
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.028
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.021
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.017
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.010
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.014
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.009
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.005
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.006
		３級地	0.007
		２級地	0.008
		１級地	0.009
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.004
		無級地（上記以外の地域）	0.000
	3　高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）
			１級地（旧１級地であつた地域） 1.073
			２級地（旧２級地であつた地域） 1.059
			２級地（旧３級地であつた地域） 1.054
			２級地（旧４級地であつた地域） 1.051
			２級地（旧５級地であつた地域） 1.051
			２級地（旧６級地であつた地域） 1.038
			２級地（旧７級地であつた地域） 1.025
			２級地（旧無級地であつた地域） 1.013
			３級地（旧２級地であつた地域） 1.054
			３級地（旧３級地であつた地域） 1.051
			３級地（旧４級地であつた地域） 1.044
			３級地（旧５級地であつた地域） 1.041
			３級地（旧６級地であつた地域） 1.038
			３級地（旧無級地であつた地域） 1.013
			４級地（旧４級地であつた地域） 1.041
			４級地（旧５級地であつた地域） 1.034
			４級地（旧６級地であつた地域） 1.025
			４級地（旧７級地であつた地域） 1.020

		４級地（旧無級地であつた地域）	1.023
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.014
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.014
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.014
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.003
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.010
		３級地	0.013
		２級地	0.013
		１級地	0.015
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.003
		無級地（上記以外の地域）	0.000
	生徒数	種別補正	
		普通科等	1.00
		専門学科	2.13
		総合学科	1.37
４　特別支援学校費	教職員数	経常態容補正（給与差等）	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.066
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.053
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.053
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.053
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.050
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.044
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.036
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.033
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.044
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.044
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.040
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.040
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.036
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.027
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.033
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.027
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.027
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.027
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.021
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.012
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.012

		４級地（旧無級地であつた地域）	1.013
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.017
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.011
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.006
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.006
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.011
		３級地	0.014
		２級地	0.014
		１級地	0.016
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.007
		無級地（上記以外の地域）	0.000
	生徒数	種別補正	
		普通科等	1.00
		専門学科	2.24
		総合学科	1.45
４　特別支援学校費	教職員数	経常態容補正（給与差等）	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.066
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.053
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.049
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.046
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.046
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.034
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.023
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.049
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.046
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.040
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.037
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.034
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.037
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.030
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.023
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.018
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.011
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.016
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.010

		５級地（旧無級地であつた地域）	1.012
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.003
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.007
		３級地	0.009
		２級地	0.009
		１級地	0.011
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.002
		無級地（上記以外の地域）	0.000
5　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.88
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.89
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.86
		6,000,000人を超える数	0.79
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.27
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.24
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.30
		同上900,000人を超える数	0.30
		密度補正	
		［略］	
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.04
		同上50人を超え100人までの数	0.04
		同上100人を超え150人までの数	0.03
		同上150人を超える数	0.01
		普通態容補正	
		指定都市	0.957
		中核市	0.980
		その他の市町村	1.000

		５級地（旧無級地であつた地域）	1.005
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
		寒冷補正（給与差）	
		４級地	0.008
		３級地	0.010
		２級地	0.010
		１級地	0.011
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.005
		無級地（上記以外の地域）	0.000
5　その他の教育費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
		1,700,000人	1.00
		1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.73
		2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.75
		2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.44
		3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.70
		6,000,000人を超える数	0.52
		測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.60
		同上300,000人を超え600,000人までの数	0.52
		同上600,000人を超え900,000人までの数	0.66
		同上900,000人を超える数	0.68
		密度補正	
		［同左］	
		その団体の人口密度が250人に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
		250人に満たない数が50人までの数	0.10
		同上50人を超え100人までの数	0.08
		同上100人を超え150人までの数	0.06
		同上150人を超える数	0.02
		普通態容補正	
		指定都市	0.903
		中核市	0.954
		その他の市町村	1.000

高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正 ⑴　高等専門学校　3.06 ⑵　短期大学 ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科　3.97 イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）　1.65 ウ　家政系学科及び芸術系学科　2.70 ⑶　大学 ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）　16.72 イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）　9.48 ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）　6.48 エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）　7.43 オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）　1.00 カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）　1.92 キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）　3.12 ⑷　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）　6.76
私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 ⑴　学校法人の設置する幼稚園　0.581 ⑵　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.959 ⑶　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.959 ⑷　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 ⑸　学校法人の設置する通信制高等学校　0.206 ⑹　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.581

高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正 ⑴　高等専門学校　3.07 ⑵　短期大学 ア　理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科　3.98 イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）　1.63 ウ　家政系学科及び芸術系学科　2.73 ⑶　大学 ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）　16.91 イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）　9.56 ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）　6.51 エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）　7.44 オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）　1.00 カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）　1.94 キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）　3.13 ⑷　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）　7.00
私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 ⑴　学校法人の設置する幼稚園　0.575 ⑵　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.959 ⑶　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.960 ⑷　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 ⑸　学校法人の設置する通信制高等学校　0.206 ⑹　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.575

四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度）	
			１区	0.015
			２区	0.010
			３区	0.006
			４区	0.005
			５区	0.002
			６区	0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.95
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.95
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.94
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.96
			6,000,000人を超える数	0.96
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.17
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.19
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.18
			同上900,000人を超える数	0.17
			普通態容補正	
			特別区	1.000
			指定都市	0.945
			中核市	0.964
			福祉事務所設置町村	0.998
			その他の市町村	1.000
	3　衛生費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.87
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.90
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.87
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.88
			6,000,000人を超える数	0.82
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.30
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.30
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.31
			同上900,000人を超える数	0.28

四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度）	
			１区	0.015
			２区	0.010
			３区	0.006
			４区	0.006
			５区	0.002
			６区	0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.94
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.95
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.94
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.96
			6,000,000人を超える数	0.95
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.18
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.19
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.20
			同上900,000人を超える数	0.17
			普通態容補正	
			特別区	1.000
			指定都市	0.943
			中核市	0.962
			福祉事務所設置町村	0.998
			その他の市町村	1.000
	3　衛生費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.86
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.91
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.87
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.88
			6,000,000人を超える数	0.83
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.25
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.30
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.33
			同上900,000人を超える数	0.29

		密度補正Ⅰ ［略］ その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人に満たないもの その団体の密度　1.000 250人に満たない数が50人までの数　0.004 同上50人を超え100人までの数　0.006 同上100人を超え150人までの数　0.028 同上150人を超える数　0.021 普通態容補正 指定都市　0.697 中核市　0.871 特別区及び保健所設置市　0.877 その他の市町村　1.000
4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正 測定単位の数値が280,000人以上のもの 280,000人　1.00 280,000人を超え350,000人までの数　0.97 350,000人を超え410,000人までの数　0.93 410,000人を超え580,000人までの数　0.94 580,000人を超え990,000人までの数　0.94 990,000人を超える数　0.89 測定単位の数値が280,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 280,000人に満たない数が50,000人までの数　0.27 同上50,000人を超え100,000人までの数　0.22 同上100,000人を超え150,000人までの数　0.27 同上150,000人を超える数　0.26 普通態容補正 特別区　1.000 指定都市　0.747 児童相談所設置市　0.749 中核市　0.975 福祉事務所設置町村　0.996 その他の市町村　1.000

		密度補正Ⅰ ［同左］ その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人に満たないもの その団体の密度　1.000 250人に満たない数が50人までの数　0.004 同上50人を超え100人までの数　0.006 同上100人を超え150人までの数　0.026 同上150人を超える数　0.021 普通態容補正 指定都市　0.699 中核市　0.875 特別区及び保健所設置市　0.880 その他の市町村　1.000
4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正 測定単位の数値が280,000人以上のもの 280,000人　1.00 280,000人を超え350,000人までの数　0.96 350,000人を超え410,000人までの数　0.94 410,000人を超え580,000人までの数　0.94 580,000人を超え990,000人までの数　0.95 990,000人を超える数　0.90 測定単位の数値が280,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 280,000人に満たない数が50,000人までの数　0.21 同上50,000人を超え100,000人までの数　0.22 同上100,000人を超え150,000人までの数　0.25 同上150,000人を超える数　0.24 普通態容補正 特別区　1.000 指定都市　0.746 児童相談所設置市　0.748 中核市　0.975 福祉事務所設置町村　0.996 その他の市町村　1.000

	5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正	
			測定単位の数値が530,000人以上のもの	
			530,000人	1.00
			530,000人を超え670,000人までの数	0.96
			670,000人を超え840,000人までの数	0.95
			840,000人を超え1,200,000人までの数	0.95
			1,200,000人を超え1,500,000人までの数	0.95
			1,500,000人を超える数	0.96
			測定単位の数値が530,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			530,000人に満たない数が100,000人までの数	0.06
			同上100,000人を超え190,000人までの数	0.05
			同上190,000人を超え290,000人までの数	0.05
			同上290,000人を超える数	0.04
			普通態容補正	
			指定都市	0.962
			中核市	0.962
			その他の市町村	1.000
	6　労働費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.82
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.55
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.72
			6,000,000人を超える数	0.70
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.63
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.32
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.34
			同上900,000人を超える数	0.07
五　産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正	
			測定単位の数値が40,000戸以上のもの	
			40,000戸	1.00
			40,000戸を超え55,000戸までの数	0.78
			55,000戸を超える数	0.69

	5　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正	
			測定単位の数値が530,000人以上のもの	
			530,000人	1.00
			530,000人を超え670,000人までの数	0.95
			670,000人を超え840,000人までの数	0.95
			840,000人を超え1,200,000人までの数	0.95
			1,200,000人を超え1,500,000人までの数	0.95
			1,500,000人を超える数	0.96
			測定単位の数値が530,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			530,000人に満たない数が100,000人までの数	0.06
			同上100,000人を超え190,000人までの数	0.05
			同上190,000人を超え290,000人までの数	0.06
			同上290,000人を超える数	0.04
			普通態容補正	
			指定都市	0.961
			中核市	0.962
			その他の市町村	1.000
	6　労働費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.82
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.54
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.75
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.71
			6,000,000人を超える数	0.71
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.63
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.33
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.34
			同上900,000人を超える数	0.07
五　産業経済費	1　農業行政費	農家数	段階補正	
			測定単位の数値が45,000戸以上のもの	
			45,000戸	1.00
			45,000戸を超え65,000戸までの数	0.83
			65,000戸を超える数	0.71

		測定単位の数値が40,000戸に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		40,000戸に満たない数が10,000戸までの数	0.70
		同上10,000戸を超え20,000戸までの数	0.65
		同上20,000戸を超える数	0.63
		密度補正	
		その団体の密度が213以上のもの	
		213	1.00
		213を超え248までの数	1.27
		248を超え280までの数	1.18
		280を超え313までの数	1.27
		313を超え430までの数	1.36
		430を超える数	2.52
		その団体の密度が213に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
2　林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正	
		測定単位の数値が309,000ha以上のもの	
		309,000ha	1.00
		309,000haを超え397,000haまでの数	0.82
		397,000haを超え529,000haまでの数	0.79
		529,000haを超える数	0.86
		測定単位の数値が309,000haに満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		309,000haに満たない数が89,000haまでの数	0.80
		同上89,000haを超え177,000haまでの数	0.18
		同上177,000haを超える数	−0.36
3　水産行政費	水産業者数	段階補正	
		測定単位の数値が1,600人以上のもの	
		1,600人	1.00
		1,600人を超え2,080人までの数	0.75
		2,080人を超え3,120人までの数	0.77
		3,120人を超え4,880人までの数	0.72
		4,880人を超える数	0.76
		測定単位の数値が1,600人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,600人に満たない数が640人までの数	0.48
		同上640人を超え1,120人までの数	0.15
		同上1,120人を超え1,360人までの数	−0.13
		同上1,360人を超え1,480人までの数	−0.38
		同上1,480人を超える数	−1.61

		測定単位の数値が45,000戸に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		45,000戸に満たない数が10,000戸までの数	0.70
		同上10,000戸を超え20,000戸までの数	0.60
		同上20,000戸を超える数	0.74
		密度補正	
		その団体の密度が178以上のもの	
		178	1.00
		178を超え204までの数	1.32
		204を超え231までの数	1.19
		231を超え258までの数	1.37
		258を超え356までの数	1.42
		356を超える数	2.48
		その団体の密度が178に満たないもの	
		その団体の密度	1.00
2　林野行政費	公有以外の林野の面積	段階補正	
		測定単位の数値が309,000ha以上のもの	
		309,000ha	1.00
		309,000haを超え397,000haまでの数	0.83
		397,000haを超え529,000haまでの数	0.74
		529,000haを超える数	0.84
		測定単位の数値が309,000haに満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		309,000haに満たない数が89,000haまでの数	0.79
		同上89,000haを超え177,000haまでの数	0.16
		同上177,000haを超える数	−0.36
3　水産行政費	水産業者数	段階補正	
		測定単位の数値が1,800人以上のもの	
		1,800人	1.00
		1,800人を超え2,340人までの数	0.75
		2,340人を超え3,510人までの数	0.83
		3,510人を超え5,490人までの数	0.77
		5,490人を超える数	0.79
		測定単位の数値が1,800人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		1,800人に満たない数が720人までの数	0.48
		同上720人を超え1,260人までの数	0.17
		同上1,260人を超え1,530人までの数	−0.25
		同上1,530人を超え1,665人までの数	−0.32
		同上1,665人を超える数	−1.50

	4　商工行政費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.58 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.63 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.57 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.43 6,000,000人を超える数　0.39 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.88 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.96 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.92 同上900,000人を超える数　0.77
			［略］
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正 ［略］ 測定単位の数値が750,000世帯に満たないもの その団体の数値　1.00 750,000世帯に満たない数が240,000世帯までの数　0.09 同上240,000世帯を超え360,000世帯までの数　0.05 同上360,000世帯を超える数　0.14
	2　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.31 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.56 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.62 3,500,000人を超え5,000,000人までの数　0.68 5,000,000人を超え6,000,000人までの数　0.53 6,000,000人を超える数　0.49 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.89 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.90 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.89 同上900,000人を超える数　0.83

	4　商工行政費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.60 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.64 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.57 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.43 6,000,000人を超える数　0.39 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.90 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.96 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.92 同上900,000人を超える数　0.77
			［同左］
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正 ［同左］ 測定単位の数値が750,000世帯に満たないもの その団体の数値　1.00 750,000世帯に満たない数が240,000世帯までの数　0.09 同上240,000世帯を超え360,000世帯までの数　0.04 同上360,000世帯を超える数　0.15
	2　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.33 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.50 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.63 3,500,000人を超え5,000,000人までの数　0.67 5,000,000人を超え6,000,000人までの数　0.56 6,000,000人を超える数　0.48 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.91 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.89 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.89 同上900,000人を超える数　0.83

段階補正Ⅱ	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.11
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.13
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.14
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.16
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.14
6,000,000人を超える数	0.11
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.97
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.97
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.98
同上900,000人を超える数	0.97

普通態容補正（給与差等）

	A				
	指定都市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地（旧１級地）	—	—	—	5.124	—
２級地（旧２級地）	4.179	—	4.295	4.309	4.357
２級地（旧３級地）	4.179	—	4.295	4.309	4.357
２級地（旧４級地）	4.179	—	4.295	4.309	4.357
２級地（旧５級地）	3.970	—	4.078	4.092	4.137
２級地（旧６級地）	3.658	—	3.755	3.767	3.807
２級地（旧７級地）	3.137	—	3.215	3.224	3.257
２級地（旧無級地）	2.980	—	3.052	3.061	3.091
３級地（旧２級地）	3.658	—	3.755	—	3.807
３級地（旧３級地）	3.606	—	3.701	—	3.752
３級地（旧４級地）	3.397	3.399	3.485	—	3.532
３級地（旧５級地）	3.397	3.399	3.485	3.496	3.532
３級地（旧６級地）	3.137	—	3.215	—	3.257
３級地（旧無級地）	2.616	—	2.675	—	2.707
４級地（旧４級地）	2.980	2.981	3.052	3.061	3.091
４級地（旧５級地）	2.616	2.617	2.675	2.682	2.707
４級地（旧６級地）	2.616	2.617	2.675	2.682	2.707
４級地（旧７級地）	2.616	2.617	2.675	2.682	2.707
４級地（旧無級地）	2.251	2.251	2.296	2.302	2.321
５級地（旧６級地）	1.730	1.730	1.756	1.759	1.771

段階補正Ⅱ	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.06
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.06
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.08
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.08
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.08
6,000,000人を超える数	0.06
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.98
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.98
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.99
同上900,000人を超える数	0.98

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地（旧１級地）	—	—	—	5.003	—
２級地（旧２級地）	4.073	—	4.194	4.213	4.261
２級地（旧３級地）	3.821	—	3.932	3.949	3.993
２級地（旧４級地）	3.671	—	3.775	3.792	3.834
２級地（旧５級地）	3.671	—	3.775	3.792	3.834
２級地（旧６級地）	2.965	—	3.042	3.054	3.085
２級地（旧７級地）	2.310	—	2.361	2.369	2.390
２級地（旧無級地）	1.655	—	1.681	1.685	1.695
３級地（旧２級地）	3.821	—	3.932	—	3.993
３級地（旧３級地）	3.671	—	3.775	—	3.834
３級地（旧４級地）	3.317	3.319	3.408	—	3.459
３級地（旧５級地）	3.167	3.168	3.252	3.265	3.299
３級地（旧６級地）	2.965	—	3.042	—	3.085
３級地（旧無級地）	1.655	—	1.681	—	1.695
４級地（旧４級地）	3.167	3.168	3.252	3.265	3.299
４級地（旧５級地）	2.763	2.765	2.832	2.843	2.871
４級地（旧６級地）	2.310	2.311	2.361	2.369	2.390
４級地（旧７級地）	2.058	2.059	2.099	2.106	2.122
４級地（旧無級地）	1.655	1.656	1.681	1.685	1.695
５級地（旧６級地）	1.907	1.908	1.943	1.948	1.963

５級地（旧７級地）	1.730	1.730	1.756	1.759	1.771
５級地（旧無級地）	1.730	1.730	1.756	1.759	1.771
無級地（旧７級地）	1.157	1.157	1.162	1.163	1.165
無級地（旧無級地）	0.843	0.843	0.838	0.837	0.835
					B
１級地（旧１級地）					0.416
２級地（旧２級地）					0.334
２級地（旧３級地）					0.334
２級地（旧４級地）					0.334
２級地（旧５級地）					0.312
２級地（旧６級地）					0.279
２級地（旧７級地）					0.224
２級地（旧無級地）					0.208
３級地（旧２級地）					0.279
３級地（旧３級地）					0.273
３級地（旧４級地）					0.252
３級地（旧５級地）					0.252
３級地（旧６級地）					0.224
３級地（旧無級地）					0.169
４級地（旧４級地）					0.208
４級地（旧５級地）					0.169
４級地（旧６級地）					0.169
４級地（旧７級地）					0.169
４級地（旧無級地）					0.131
５級地（旧６級地）					0.077
５級地（旧７級地）					0.077
５級地（旧無級地）					0.077
無級地（旧７級地）					0.016
無級地（旧無級地）					−0.016

㈱　北海道、埼玉県、東京都、岐阜県、静岡県、高知県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ2.2947、1.2923、591.5983、0.3294、0.1399、0.2598及び0.3447を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	12.43	8.02	2,000
6.00以上10.00未満のもの	44.97	38.73	7,400
10.00以上14.00未満のもの	78.95	57.36	7,900

５級地（旧７級地）	1.554	1.554	1.576	1.579	1.588
５級地（旧無級地）	1.302	1.302	1.314	1.316	1.321
無級地（旧７級地）	1.302	1.302	1.314	1.316	1.321
無級地（旧無級地）	0.848	0.848	0.843	0.842	0.839
					B
１級地（旧１級地）					0.444
２級地（旧２級地）					0.357
２級地（旧３級地）					0.327
２級地（旧４級地）					0.310
２級地（旧５級地）					0.310
２級地（旧６級地）					0.228
２級地（旧７級地）					0.152
２級地（旧無級地）					0.076
３級地（旧２級地）					0.327
３級地（旧３級地）					0.310
３級地（旧４級地）					0.269
３級地（旧５級地）					0.251
３級地（旧６級地）					0.228
３級地（旧無級地）					0.076
４級地（旧４級地）					0.251
４級地（旧５級地）					0.205
４級地（旧６級地）					0.152
４級地（旧７級地）					0.123
４級地（旧無級地）					0.076
５級地（旧６級地）					0.105
５級地（旧７級地）					0.064
５級地（旧無級地）					0.035
無級地（旧７級地）					0.035
無級地（旧無級地）					−0.018

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.8760、563.5200、0.1410及び0.3464を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	9.39	6.21	2,000
6.00以上10.00未満のもの	33.15	28.67	7,400
10.00以上14.00未満のもの	57.94	42.34	7,900

		14.00以上18.00未満のもの	155.69	76.15	8,400
		18.00以上22.00未満のもの	190.89	85.51	8,900
		22.00以上のもの	227.65	109.89	9,400
		［略］			
		寒冷補正			
			給与差	寒冷度	積雪度
		４級地	1.013	3.404	4.281
		３級地	1.274	2.303	2.206
		２級地	1.310	1.563	0.887
		１級地	1.480	0.938	0.447
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.338	—	—
		無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000
［七　略］	［略］	［略］			
八　補正予算債	平成６年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 ［削る］ (1)　平成６年度補正予算債　1.000 (2)　平成７年度補正予算債　1.000 (3)　平成８年度補正予算債　1.000 (4)　平成９年度補正予算債　1.000 (5)　平成10年度補正予算債　1.000			
	平成17年度から令和７年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度補正予算債　1.066 (2)　平成18年度補正予算債　5.400 (3)　平成19年度補正予算債　5.340 (4)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　6.870 イ　新幹線鉄道整備事業分 5.726にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が5.726以下であるときは5.726とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　5.726			

		14.00以上18.00未満のもの	113.88	56.11	8,400
		18.00以上22.00未満のもの	139.53	63.03	8,900
		22.00以上のもの	166.36	80.90	9,400
		［同左］			
		寒冷補正			
			給与差	寒冷度	積雪度
		４級地	1.041	3.480	4.383
		３級地	1.308	2.358	2.279
		２級地	1.345	1.602	0.927
		１級地	1.520	0.962	0.467
		無級地（旧４級地であつた地域）	0.694	—	—
		無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000
［七　同左］	［同左］	［同左］			
八　補正予算債	平成５年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 (1)　平成５年度補正予算債　1.000 (2)　平成６年度補正予算債　1.000 (3)　平成７年度補正予算債　1.000 (4)　平成８年度補正予算債　1.000 (5)　平成９年度補正予算債　1.000 (6)　平成10年度補正予算債　1.000			
	平成17年度から令和６年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度補正予算債　1.000 (2)　平成18年度補正予算債　0.874 (3)　平成19年度補正予算債　0.861 (4)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.109 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.925			

⑸　平成21年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　7.096
イ　新幹線鉄道整備事業分
5.914にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が5.914以下であるときは5.914とする。）
α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
β　α×0.9×0.5
ウ　都道府県50.0％分　5.914
⑹　平成22年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　6.874
イ　新幹線鉄道整備事業分
5.156にβを乗じて得た数値を0.45で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が5.156以下であるときは5.156とする。）
α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
β　α×0.9×0.5
ウ　都道府県50.0％分　5.728
エ　都道府県45.0％分　5.156
⑺　平成23年度補正予算債
ア　都道府県80.0％分　8.758
イ　都道府県50.0％分　5.474
⑻　平成24年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　6.628
イ　都道府県50.0％分　5.524
⑼　平成25年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　6.718
イ　都道府県50.0％分　5.598
⑽　平成26年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　6.936
イ　都道府県50.0％分　5.780
⑾　平成27年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　7.247
イ　都道府県50.0％分　6.062

⑸　平成21年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　1.145
イ　新幹線鉄道整備事業分
0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。）
α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
β　α×0.9×0.5
ウ　都道府県50.0％分　0.955
⑹　平成22年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　1.110
イ　新幹線鉄道整備事業分
0.783にβを乗じて得た数値を0.45で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.783以下であるときは0.783とする。）
α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。
β　α×0.9×0.5
ウ　都道府県50.0％分　0.925
エ　都道府県45.0％分　0.832
⑺　平成23年度補正予算債
ア　都道府県80.0％分　1.415
イ　都道府県50.0％分　0.884
⑻　平成24年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　1.073
イ　都道府県50.0％分　0.894
⑼　平成25年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　1.089
イ　都道府県50.0％分　0.907
⑽　平成26年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　1.127
イ　都道府県50.0％分　0.939
⑾　平成27年度補正予算債
ア　都道府県60.0％分　1.019
イ　都道府県50.0％分　0.852

⑿　平成28年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	8.200
イ　都道府県60.0％分	6.140
ウ　都道府県50.0％分	5.120
⒀　平成29年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	8.240
イ　都道府県60.0％分	6.180
ウ　都道府県50.0％分	5.160
⒁　平成30年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	8.268
イ　都道府県60.0％分	6.200
ウ　都道府県50.0％分	5.168
⒂　令和元年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	8.172
イ　都道府県60.0％分	6.128
ウ　都道府県50.0％分	5.108
⒃　令和２年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	8.212
イ　都道府県72.0％分	7.390
ウ　都道府県60.0％分	6.158
エ　都道府県50.0％分	5.132
⒄　令和３年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	6.206
イ　都道府県50.0％分	5.172
⒅　令和４年度補正予算債	
ア　都道府県72.0％分	7.918
イ　都道府県60.0％分	6.598
ウ　都道府県50.0％分	5.498
⒆　令和５年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.532
イ　都道府県72.0％分	1.380
ウ　都道府県60.0％分	1.150
エ　都道府県50.0％分	0.958
⒇　令和６年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	2.308
イ　都道府県72.0％分	2.076
ウ　都道府県60.0％分	1.730
エ　都道府県50.0％分	1.442

⑿　平成28年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.323
イ　都道府県60.0％分	0.994
ウ　都道府県50.0％分	0.829
⒀　平成29年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.332
イ　都道府県60.0％分	1.000
ウ　都道府県50.0％分	0.832
⒁　平成30年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.335
イ　都道府県60.0％分	1.002
ウ　都道府県50.0％分	0.835
⒂　令和元年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.319
イ　都道府県60.0％分	0.989
ウ　都道府県50.0％分	0.825
⒃　令和２年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	1.327
イ　都道府県72.0％分	1.194
ウ　都道府県60.0％分	0.995
エ　都道府県50.0％分	0.829
⒄　令和３年度補正予算債	
ア　都道府県60.0％分	1.003
イ　都道府県50.0％分	0.836
⒅　令和４年度補正予算債	
ア　都道府県72.0％分	0.164
イ　都道府県60.0％分	0.137
ウ　都道府県50.0％分	0.114
⒆　令和５年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	0.247
イ　都道府県72.0％分	0.223
ウ　都道府県60.0％分	0.185
エ　都道府県50.0％分	0.155
⒇　令和６年度補正予算債	
ア　都道府県80.0％分	0.372
イ　都道府県72.0％分	0.335
ウ　都道府県60.0％分	0.279
エ　都道府県50.0％分	0.233

		㉑　令和７年度補正予算債 ア　都道府県80.0％分　3.708 イ　都道府県72.0％分　3.338 ウ　都道府県60.0％分　2.782 エ　都道府県50.0％分　2.318 オ　都道府県50.0％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分）　12.256
九　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成18年度から令和７年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成18年度減収補填債　1.000 (2)　平成19年度減収補填債　1.003 (3)　平成20年度減収補填債　1.003 (4)　平成21年度減収補填債　1.002 (5)　平成22年度減収補填債　1.007 (6)　平成23年度減収補填債　1.012 (7)　平成24年度減収補填債　1.043 (8)　平成25年度減収補填債　1.066 (9)　平成26年度減収補填債　1.116 ⑽　平成27年度減収補填債　1.225 ⑾　平成28年度減収補填債　1.019 ⑿　平成29年度減収補填債　1.020 ⒀　平成30年度減収補填債　1.023 ⒁　令和元年度減収補填債　1.014 ⒂　令和２年度減収補填債 ア　従来分並びに拡大分のうち消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの　0.885 イ　ア以外のもの　0.664 ⒃　令和３年度減収補填債　0.948 ⒄　令和４年度減収補填債　0.833 ⒅　令和５年度減収補填債　0.150 ⒆　令和６年度減収補填債　0.223 ⒇　令和７年度減収補填債　0.371

		［新設］
九　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度減収補填債　1.000 (2)　平成18年度減収補填債　1.003 (3)　平成19年度減収補填債　1.002 (4)　平成20年度減収補填債　1.006 (5)　平成21年度減収補填債　1.003 (6)　平成22年度減収補填債　1.009 (7)　平成23年度減収補填債　1.015 (8)　平成24年度減収補填債　1.050 (9)　平成25年度減収補填債　1.075 ⑽　平成26年度減収補填債　1.129 ⑾　平成27年度減収補填債　1.029 ⑿　平成28年度減収補填債　1.020 ⒀　平成29年度減収補填債　1.022 ⒁　平成30年度減収補填債　1.025 ⒂　令和元年度減収補填債　1.015 ⒃　令和２年度減収補填債 ア　従来分並びに拡大分のうち消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの　0.571 イ　ア以外のもの　0.428 ⒄　令和３年度減収補填債　0.951 ⒅　令和４年度減収補填債　0.104 ⒆　令和５年度減収補填債　0.150 ⒇　令和６年度減収補填債　0.223 ［新設］

十　財源対策債償還費	平成17年度から令和７年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度財源対策債　1.066 (2)　平成18年度財源対策債　5.400 (3)　平成19年度財源対策債　5.340 (4)　平成20年度財源対策債　5.726 (5)　平成21年度財源対策債　5.914 (6)　平成22年度財源対策債　5.728 (7)　平成23年度財源対策債　5.474 (8)　平成24年度財源対策債　5.524 (9)　平成25年度財源対策債　5.598 (10)　平成26年度財源対策債　5.780 (11)　平成27年度財源対策債　6.060 (12)　平成28年度財源対策債　5.120 (13)　平成29年度財源対策債　5.160 (14)　平成30年度財源対策債　5.166 (15)　令和元年度財源対策債　5.106 (16)　令和２年度財源対策債　5.132 (17)　令和３年度財源対策債　5.172 (18)　令和４年度財源対策債　5.498 (19)　令和５年度財源対策債　0.958 (20)　令和６年度財源対策債　1.442 (21)　令和７年度財源対策債　2.318
十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度減税補塡債　1.020 (2)　平成18年度減税補塡債　1.383

十　財源対策債償還費	平成17年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度財源対策債　1.000 (2)　平成18年度財源対策債　0.871 (3)　平成19年度財源対策債　0.861 (4)　平成20年度財源対策債　0.925 (5)　平成21年度財源対策債　0.954 (6)　平成22年度財源対策債　0.925 (7)　平成23年度財源対策債　0.884 (8)　平成24年度財源対策債　0.894 (9)　平成25年度財源対策債　0.907 (10)　平成26年度財源対策債　0.939 (11)　平成27年度財源対策債　0.848 (12)　平成28年度財源対策債　0.826 (13)　平成29年度財源対策債　0.832 (14)　平成30年度財源対策債　0.835 (15)　令和元年度財源対策債　0.825 (16)　令和２年度財源対策債　0.829 (17)　令和３年度財源対策債　0.836 (18)　令和４年度財源対策債　0.114 (19)　令和５年度財源対策債　0.155 (20)　令和６年度財源対策債　0.233 ［新設］
十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度減税補塡債　1.000 (2)　平成18年度減税補塡債　1.128

十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
		(1)　平成17年度臨時財政対策債	1.030
		(2)　平成18年度臨時財政対策債	2.078
		(3)　平成19年度臨時財政対策債	2.048
		(4)　平成20年度臨時財政対策債	2.242
		(5)　平成21年度臨時財政対策債	2.232
		(6)　平成22年度臨時財政対策債	2.195
		(7)　平成23年度臨時財政対策債	2.186
		(8)　平成24年度臨時財政対策債	2.243
		(9)　平成25年度臨時財政対策債	2.353
		(10)　平成26年度臨時財政対策債	2.442
		(11)　平成27年度臨時財政対策債	2.681
		(12)　平成28年度臨時財政対策債	2.148
		(13)　平成29年度臨時財政対策債	2.148
		(14)　平成30年度臨時財政対策債	2.169
		(15)　令和元年度臨時財政対策債	2.123
		(16)　令和２年度臨時財政対策債	2.124
		(17)　令和３年度臨時財政対策債	1.606
		(18)　令和４年度臨時財政対策債	2.195
		(19)　令和５年度臨時財政対策債	0.372
		(20)　令和６年度臨時財政対策債	0.578
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債	平成25年度から令和７年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		ア　全国防災事業債分	1.000
		イ　緊急防災・減災事業債分	0.900
		(2)　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		ア　全国防災事業債分	0.978
		イ　緊急防災・減災事業債分	0.932
		(3)　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		ア　全国防災事業債分	0.902
		イ　緊急防災・減災事業債分	0.953
		(4)　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		緊急防災・減災事業債分	0.810
		(5)　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		緊急防災・減災事業債分	0.820
		(6)　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		緊急防災・減災事業債分	0.821

十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
		(1)　平成17年度臨時財政対策債	1.000
		(2)　平成18年度臨時財政対策債	0.978
		(3)　平成19年度臨時財政対策債	0.961
		(4)　平成20年度臨時財政対策債	1.054
		(5)　平成21年度臨時財政対策債	1.048
		(6)　平成22年度臨時財政対策債	1.036
		(7)　平成23年度臨時財政対策債	1.028
		(8)　平成24年度臨時財政対策債	1.058
		(9)　平成25年度臨時財政対策債	1.111
		(10)　平成26年度臨時財政対策債	1.157
		(11)　平成27年度臨時財政対策債	1.033
		(12)　平成28年度臨時財政対策債	1.008
		(13)　平成29年度臨時財政対策債	1.010
		(14)　平成30年度臨時財政対策債	1.020
		(15)　令和元年度臨時財政対策債	0.997
		(16)　令和２年度臨時財政対策債	0.999
		(17)　令和３年度臨時財政対策債	0.755
		(18)　令和４年度臨時財政対策債	0.124
		(19)　令和５年度臨時財政対策債	0.174
		(20)　令和６年度臨時財政対策債	0.271
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債	平成25年度から令和６年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		ア　全国防災事業債分	1.000
		イ　緊急防災・減災事業債分	0.905
		(2)　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		ア　全国防災事業債分	0.978
		イ　緊急防災・減災事業債分	0.940
		(3)　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		ア　全国防災事業債分	0.902
		イ　緊急防災・減災事業債分	0.822
		(4)　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		緊急防災・減災事業債分	0.812
		(5)　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		緊急防災・減災事業債分	0.822
		(6)　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
		緊急防災・減災事業債分	0.823

		⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.818 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.835 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.631 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.680 ⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.186 ⑿　令和６年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.276 ⒀　令和７年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　緊急・防災減災事業分（デジタル活用推進事業債分）　3.679 イ　緊急・防災減災事業分（アに掲げる事業を除く。）　0.440
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和７年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　令和元年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.000 ㋑　都道府県50.0％分　0.846 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　1.190 ⑵　令和２年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.035 ㋑　都道府県50.0％分　0.863 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　1.224 ⑶　令和３年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.042 ㋑　都道府県50.0％分　0.868 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.823

		⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.819 ⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.616 ⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.632 ⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.140 ⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.186 ⑿　令和６年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分　0.276 ［新設］
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和６年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ⑴　令和元年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.000 ㋑　都道府県50.0％分　0.847 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　1.191 ⑵　令和２年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.037 ㋑　都道府県50.0％分　0.864 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.903 ⑶　令和３年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ㋐　都道府県60.0％分　1.044 ㋑　都道府県50.0％分　0.870 イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.825

		⑷　令和４年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　1.116
		㋑　都道府県50.0％分　0.930
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.910
		⑸　令和５年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　0.206
		㋑　都道府県50.0％分　0.172
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.286
		⑹　令和６年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　0.360
		㋑　都道府県50.0％分　0.300
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.422
		⑺　令和７年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　0.563
		㋑　都道府県50.0％分　0.469
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.654

⑵　市町村分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　消防費	人口	段階補正
		測定単位の数値が100,000人以上のもの
		100,000人　1.00
		100,000人を超え250,000人までの数　0.62
		250,000人を超え400,000人までの数　0.69
		400,000人を超え1,000,000人までの数　0.68
		1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.70
		2,000,000人を超える数　0.69
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの
		その団体の数値　1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14
		同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.14
		同上80,000人を超え88,000人までの数　0.23
		同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.45
		同上92,000人を超える数　−0.08

		⑷　令和４年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　0.153
		㋑　都道府県50.0％分　0.128
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.219
		⑸　令和５年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　0.206
		㋑　都道府県50.0％分　0.172
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.286
		⑹　令和６年度国土強靱化施策債
		ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
		㋐　都道府県60.0％分　0.360
		㋑　都道府県50.0％分　0.300
		イ　緊急自然災害防止対策事業債償還費　0.422
		［新設］

⑵　市町村分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　消防費	人口	段階補正
		測定単位の数値が100,000人以上のもの
		100,000人　1.00
		100,000人を超え250,000人までの数　0.62
		250,000人を超え400,000人までの数　0.69
		400,000人を超え1,000,000人までの数　0.68
		1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.69
		2,000,000人を超える数　0.69
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの
		その団体の数値　1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.14
		同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.15
		同上80,000人を超え88,000人までの数　0.24
		同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.47
		同上92,000人を超える数　−0.07

密度補正Ⅰ	
［略］	
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.00
450人に満たない数が150人までの数	0.03
同上150人を超え300人までの数	0.00
同上300人を超え350人までの数	0.03
同上350人を超え400人までの数	0.03
同上400人を超える数	−0.09
［略］	

普通態容補正（種地）	A	B
Ⅰの地域		
10　種　地	0.004820	−3.9530
9　種　地	0.001540	−0.8370
8　種　地	0.000440	0.1530
7　種　地	0.000430	0.1615
6　種　地	0.000940	−0.2210
5　種　地	0.001010	−0.2665
4　種　地	0.000680	−0.0850
3　種　地	0.000420	0.0320
2　種　地	0.000440	0.0250
1　種　地	0.000320	0.0490
Ⅱの地域		
10　種　地	0.000820	−0.3480
9　種　地	0.000740	−0.2720
8　種　地	0.000840	−0.3620
7　種　地	0.001060	−0.5490
6　種　地	0.001040	−0.5330
5　種　地	0.000520	−0.1430
4　種　地	0.000550	−0.1640
3　種　地	0.000410	−0.0800
2　種　地	0.000360	−0.0550
1　種　地	0.000200	0.0010

㈱　特別区、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市にあつては、Ｂの率にそれぞれ0.038を、札幌市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市及び北九州市にあつては、Ｂの率にそれぞれ0.019を加算する。

普通態容補正（給与差等）	0.779

密度補正Ⅰ	
［同左］	
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.00
450人に満たない数が150人までの数	0.03
同上150人を超え300人までの数	0.01
同上300人を超え350人までの数	0.01
同上350人を超え400人までの数	0.02
同上400人を超える数	−0.08
［同左］	

普通態容補正（種地）	A	B
Ⅰの地域		
10　種　地	0.004820	−3.9440
9　種　地	0.001540	−0.8280
8　種　地	0.000440	0.1620
7　種　地	0.000430	0.1705
6　種　地	0.000940	−0.2120
5　種　地	0.001010	−0.2575
4　種　地	0.000680	−0.0760
3　種　地	0.000420	0.0410
2　種　地	0.000440	0.0340
1　種　地	0.000320	0.0580
Ⅱの地域		
10　種　地	0.000820	−0.3390
9　種　地	0.000740	−0.2630
8　種　地	0.000840	−0.3530
7　種　地	0.001060	−0.5400
6　種　地	0.001040	−0.5240
5　種　地	0.000520	−0.1340
4　種　地	0.000550	−0.1550
3　種　地	0.000410	−0.7100
2　種　地	0.000360	−0.0460
1　種　地	0.000200	0.0100

㈱　特別区、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市にあつては、Ｂの率にそれぞれ0.038を、札幌市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市及び北九州市にあつては、Ｂの率にそれぞれ0.019を加算する。

普通態容補正（給与差等）	0.770

				経常態容補正 1　合併関係市町村の人口段階による補正率 A　B 4,000人までの数　0.86　1,640 4,000人を超え8,000人までの数　0.73　2,160 8,000人を超え12,000人までの数　0.90　800 12,000人を超え20,000人までの数　0.56　4,880 20,000人を超え30,000人までの数　0.42　7,680 30,000人を超え50,000人までの数　0.36　9,480 50,000人を超え100,000人までの数　0.48　3,480 100,000人を超え250,000人までの数　0.34　17,480 250,000人を超える数　0.34　17,480 2　新市町村の人口段階による補正率 C　D 8,000人までの数　0.98　7,360 8,000人を超え12,000人までの数　1.40　4,060 12,000人を超え20,000人までの数　0.73　12,100 20,000人を超え30,000人までの数　1.17　3,300 30,000人を超え100,000人までの数　0.88　12,000 100,000人を超え250,000人までの数　0.71　29,000 250,000人を超え400,000人までの数　0.72　26,500 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.74　18,500 1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.75　8,500 2,000,000人を超える数　0.75　8,500
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	種別補正 指定都市　その他の市町村 国道及び道府県道　1.88　1.88 市町村道 路面幅員6.5m以上　1.10　1.10 同上4.5m以上6.5m未満　1.00　1.00 同上2.5m以上4.5m未満　0.70　0.70 同上1.5m以上2.5m未満　0.20　0.20 橋りょう　3.10　3.10		
			普通態容補正（種地） A　B Ⅰの地域 10　種　地　a　0.001720　0.0050 10　種　地　b　0.001780　−0.1700 9　種　地　0.002620　−0.9680 8　種　地　0.003280　−1.5620		

				経常態容補正 1　合併関係市町村の人口段階による補正率 A　B 4,000人までの数　0.86　1,640 4,000人を超え8,000人までの数　0.73　2,160 8,000人を超え12,000人までの数　0.90　800 12,000人を超え20,000人までの数　0.55　5,000 20,000人を超え30,000人までの数　0.43　7,400 30,000人を超え50,000人までの数　0.36　9,500 50,000人を超え100,000人までの数　0.48　3,500 100,000人を超え250,000人までの数　0.34　17,500 250,000人を超える数　0.34　17,500 2　新市町村の人口段階による補正率 C　D 8,000人までの数　0.97　7,360 8,000人を超え12,000人までの数　1.41　3,840 12,000人を超え20,000人までの数　0.73　12,000 20,000人を超え30,000人までの数　1.11　4,400 30,000人を超え100,000人までの数　0.89　11,000 100,000人を超え250,000人までの数　0.71　29,000 250,000人を超え400,000人までの数　0.72　26,500 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.73　22,500 1,000,000人を超え2,000,000人までの数　0.75　2,500 2,000,000人を超える数　0.75　2,500
二　土木費	1　道路橋りょう費	道路の面積	種別補正 指定都市　その他の市町村 国道及び道府県道　1.89　1.89 市町村道 路面幅員6.5m以上　1.10　1.10 同上4.5m以上6.5m未満　1.00　1.00 同上2.5m以上4.5m未満　0.70　0.70 同上1.5m以上2.5m未満　0.20　0.20 橋りょう　3.50　3.50		
			普通態容補正（種地） A　B Ⅰの地域 10　種　地　a　0.001720　0.0110 10　種　地　b　0.001780　−0.1640 9　種　地　0.002620　−0.9620 8　種　地　0.003280　−1.5560		

7種地	a	0.001990	−0.4655
	b	0.001750	−0.4155
6種地	a	0.001090	0.2095
	b	0.000890	0.2295
5種地		0.000030	0.7885
4種地		0.000150	0.7225
3種地		0.000010	0.7855
2種地		0.000000	0.7890
1種地		0.000000	0.7890
Ⅱの地域			
10種地		0.000360	0.5740
9種地		0.000780	0.1750
8種地		0.000760	0.1930
7種地		0.000760	0.1930
6種地		0.000080	0.7370
5種地		0.000140	0.6920
4種地		0.000010	0.7830
3種地		0.000000	0.7890
2種地		0.000000	0.7890
1種地		0.000000	0.7890

普通態容補正（給与差等）	
１級地（旧１級地であつた地域）	0.243
２級地（旧２級地であつた地域）	0.237
２級地（旧３級地であつた地域）	0.237
２級地（旧４級地であつた地域）	0.237
２級地（旧５級地であつた地域）	0.235
２級地（旧６級地であつた地域）	0.233
２級地（旧７級地であつた地域）	0.228
２級地（旧無級地であつた地域）	0.227
３級地（旧２級地であつた地域）	0.233
３級地（旧３級地であつた地域）	0.232
３級地（旧４級地であつた地域）	0.230
３級地（旧５級地であつた地域）	0.230
３級地（旧６級地であつた地域）	0.228
３級地（旧無級地であつた地域）	0.224
４級地（旧４級地であつた地域）	0.227
４級地（旧５級地であつた地域）	0.224
４級地（旧６級地であつた地域）	0.224
４級地（旧７級地であつた地域）	0.224
４級地（旧無級地であつた地域）	0.221
５級地（旧６級地であつた地域）	0.217

7種地	a	0.001990	−0.4595
	b	0.001750	−0.4095
6種地	a	0.001090	0.2155
	b	0.000890	0.2355
5種地		0.000030	0.7945
4種地		0.000150	0.7285
3種地		0.000440	0.5980
2種地		0.000060	0.7310
1種地		0.000080	0.7270
Ⅱの地域			
10種地		0.000360	0.5800
9種地		0.000780	0.1810
8種地		0.000760	0.1990
7種地		0.000760	0.1990
6種地		0.000080	0.7430
5種地		0.000140	0.6980
4種地		0.000260	0.6140
3種地		0.000120	0.6980
2種地		0.000100	0.7080
1種地		0.000080	0.7150

普通態容補正（給与差等）	
１級地（旧１級地であつた地域）	0.236
２級地（旧２級地であつた地域）	0.230
２級地（旧３級地であつた地域）	0.228
２級地（旧４級地であつた地域）	0.227
２級地（旧５級地であつた地域）	0.227
２級地（旧６級地であつた地域）	0.221
２級地（旧７級地であつた地域）	0.216
２級地（旧無級地であつた地域）	0.210
３級地（旧２級地であつた地域）	0.228
３級地（旧３級地であつた地域）	0.227
３級地（旧４級地であつた地域）	0.224
３級地（旧５級地であつた地域）	0.222
３級地（旧６級地であつた地域）	0.221
３級地（旧無級地であつた地域）	0.210
４級地（旧４級地であつた地域）	0.222
４級地（旧５級地であつた地域）	0.219
４級地（旧６級地であつた地域）	0.216
４級地（旧７級地であつた地域）	0.214
４級地（旧無級地であつた地域）	0.210
５級地（旧６級地であつた地域）	0.212

	５級地（旧７級地であつた地域）	0.217
	５級地（旧無級地であつた地域）	0.217
	無級地（旧７級地であつた地域）	0.212
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.210

寒冷補正

	給与差	寒冷度
４級地	0.003	0.240
３級地	0.003	0.120
２級地	0.003	0.043
１級地	0.004	0.021
無級地（旧４級地であつた地域）	0.001	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000

寒冷補正（積雪度）

	国道及び都道府県道	路面幅員6.5m以上	路面幅員6.5m未満4.5m以上	路面幅員4.5m未満2.5m以上	路面幅員2.5m未満1.5m以上	橋りょう
４級地	2.062	2.179	1.676	1.173	0.570	1.341
３級地	1.331	1.334	1.027	0.719	0.349	0.821
２級地	0.801	0.757	0.583	0.408	0.198	0.466
１級地	0.451	0.363	0.280	0.196	0.095	0.224
無級地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

［略］

道路の延長

普通態容補正

	A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.000920	2.6420
9種地	0.005020	−1.2530
8種地	0.002780	0.7630
7種地 a	0.005860	−1.8550
7種地 b	0.004090	−0.5275
6種地 a	0.004010	−0.4675
6種地 b	0.004010	−0.4675
5種地	0.004340	−0.6820
4種地	0.003220	−0.0660
3種地	0.002240	0.3750
2種地	0.001587	0.6036
1種地	0.001210	0.6790

	５級地（旧７級地であつた地域）	0.210
	５級地（旧無級地であつた地域）	0.207
	無級地（旧７級地であつた地域）	0.207
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.204

寒冷補正

	給与差	寒冷度
４級地	0.003	0.240
３級地	0.003	0.120
２級地	0.003	0.043
１級地	0.004	0.021
無級地（旧４級地であつた地域）	0.002	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000

寒冷補正（積雪度）

	国道及び都道府県道	路面幅員6.5m以上	路面幅員6.5m未満4.5m以上	路面幅員4.5m未満2.5m以上	路面幅員2.5m未満1.5m以上	橋りょう
４級地	2.120	2.170	1.670	1.169	0.568	1.336
３級地	1.367	1.364	1.049	0.734	0.357	0.839
２級地	0.820	0.772	0.594	0.415	0.202	0.475
１級地	0.460	0.369	0.284	0.199	0.097	0.227
無級地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

［同左］

道路の延長

普通態容補正

	A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.001520	1.9720
9種地	0.004860	−1.2010
8種地	0.002700	0.7430
7種地 a	0.005230	−1.4075
7種地 b	0.004590	−0.9525
6種地 a	0.004180	−0.6200
6種地 b	0.003930	−0.4575
5種地	0.003920	−0.4510
4種地	0.003220	−0.0660
3種地	0.002240	0.3750
2種地	0.001587	0.6036
1種地	0.001210	0.6790

			Ⅱの地域 10　種　地　0.002840　−0.2040 9　種　地　0.006420　−3.6050 8　種　地　0.004000　−1.4270 7　種　地　0.003960　−1.3930 6　種　地　0.003520　−1.0410 5　種　地　0.002800　−0.5010 4　種　地　0.002690　−0.4240 3　種　地　0.001570　0.2480 2　種　地　0.001533　0.2665 1　種　地　0.000051　0.7851 寒冷補正 寒冷度　積雪度（国道及び都道府県道）　積雪度（市町村道） 4　級　地　0.254　1.524　0.087 3　級　地　0.104　0.952　0.087 2　級　地　0.057　0.622　0.074 1　級　地　0.036　0.821　0.034 無　級　地　0.000　0.000　0.000 ㈱　北海道内の指定都市にあつては、寒冷度0.144、積雪度0.187とする。
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	［略］ 普通態容補正（給与差等） １級地（旧１級地であつた地域）　1.085 ２級地（旧２級地であつた地域）　1.068 ２級地（旧３級地であつた地域）　1.068 ２級地（旧４級地であつた地域）　1.068 ２級地（旧５級地であつた地域）　1.064 ２級地（旧６級地であつた地域）　1.058 ２級地（旧７級地であつた地域）　1.046 ２級地（旧無級地であつた地域）　1.043 ３級地（旧２級地であつた地域）　1.058 ３級地（旧３級地であつた地域）　1.057 ３級地（旧４級地であつた地域）　1.052 ３級地（旧５級地であつた地域）　1.052 ３級地（旧６級地であつた地域）　1.046 ３級地（旧無級地であつた地域）　1.035

			Ⅱの地域 10　種　地　0.002840　−0.2300 9　種　地　0.005900　−3.1370 8　種　地　0.004000　−1.4270 7　種　地　0.003960　−1.3930 6　種　地　0.003520　−1.0410 5　種　地　0.002800　−0.5010 4　種　地　0.002690　−0.4240 3　種　地　0.001570　0.2480 2　種　地　0.001533　0.2665 1　種　地　0.000051　0.7851 寒冷補正 寒冷度　積雪度（国道及び都道府県道）　積雪度（市町村道） 4　級　地　0.251　1.602　0.103 3　級　地　0.102　1.007　0.103 2　級　地　0.059　0.675　0.086 1　級　地　0.037　0.312　0.037 無　級　地　0.000　0.000　0.000 ㈱　北海道内の指定都市にあつては、寒冷度0.142、積雪度0.202とする。
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	［同左］ 普通態容補正（給与差等） １級地（旧１級地であつた地域）　1.085 ２級地（旧２級地であつた地域）　1.069 ２級地（旧３級地であつた地域）　1.063 ２級地（旧４級地であつた地域）　1.059 ２級地（旧５級地であつた地域）　1.059 ２級地（旧６級地であつた地域）　1.044 ２級地（旧７級地であつた地域）　1.029 ２級地（旧無級地であつた地域）　1.015 ３級地（旧２級地であつた地域）　1.063 ３級地（旧３級地であつた地域）　1.059 ３級地（旧４級地であつた地域）　1.052 ３級地（旧５級地であつた地域）　1.048 ３級地（旧６級地であつた地域）　1.044 ３級地（旧無級地であつた地域）　1.015

	４級地（旧４級地であつた地域）	1.043
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.035
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.035
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.035
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.027
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.016
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.016
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.003
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
	寒冷補正（給与差）	
	４　　級　　地	0.010
	３　　級　　地	0.013
	２　　級　　地	0.013
	１　　級　　地	0.015
	無級地（旧４級地であつた地域）	0.003
	無級地（上記以外の地域）	0.000
漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）	
	１級地（旧１級地であつた地域）	1.094
	２級地（旧２級地であつた地域）	1.075
	２級地（旧３級地であつた地域）	1.075
	２級地（旧４級地であつた地域）	1.075
	２級地（旧５級地であつた地域）	1.070
	２級地（旧６級地であつた地域）	1.063
	２級地（旧７級地であつた地域）	1.051
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.047
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.063
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.062
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.057
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.057
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.051
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.038
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.047
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.038
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.038
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.038
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.030
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.017
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.017
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.017
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.003
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.998

	４級地（旧４級地であつた地域）	1.048
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.040
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.029
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.024
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.015
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.020
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.012
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
	寒冷補正（給与差）	
	４　　級　　地	0.011
	３　　級　　地	0.014
	２　　級　　地	0.014
	１　　級　　地	0.016
	無級地（旧４級地であつた地域）	0.007
	無級地（上記以外の地域）	0.000
漁港における係留施設の延長	普通態容補正（給与差等）	
	１級地（旧１級地であつた地域）	1.093
	２級地（旧２級地であつた地域）	1.075
	２級地（旧３級地であつた地域）	1.069
	２級地（旧４級地であつた地域）	1.065
	２級地（旧５級地であつた地域）	1.065
	２級地（旧６級地であつた地域）	1.048
	２級地（旧７級地であつた地域）	1.032
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.069
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.065
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.057
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.053
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.048
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.053
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.043
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.032
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.026
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.016
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.022
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.014
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.007
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.988

			寒冷補正（給与差）			
			4　級　地			0.006
			3　級　地			0.008
			2　級　地			0.008
			1　級　地			0.009
			無級地（旧４級地であつた地域）			0.002
			無級地（上記以外の地域）			0.000
	3　都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（種地）		A	B
			Ⅰの地域			
			10　種　地	特別区	0.000020	0.3880
				指定都市	0.000020	0.4060
			9　種　地		0.000040	0.3870
			8　種　地		0.000040	0.3870
			7　種　地	指定都市	0.000150	0.2935
				中核市	0.000150	0.2925
				施行時特例市	0.000160	0.2800
				その他の市町村	0.000150	0.2765
			6　種　地	指定都市	0.000520	0.0160
				中核市	0.000520	0.0150
				施行時特例市	0.000510	0.0175
				その他の市町村	0.000500	0.0140
			5　種　地	中核市	0.000510	0.0215
				施行時特例市	0.000510	0.0175
				その他の市町村	0.000490	0.0205
			4　種　地	中核市	0.000240	0.1700
				施行時特例市	0.000230	0.1715
				その他の市町村	0.000230	0.1635
			3　種　地		0.000000	0.2670
			2　種　地		0.000000	0.2670
			1　種　地		0.000000	0.2670

			寒冷補正（給与差）			
			4　級　地			0.007
			3　級　地			0.008
			2　級　地			0.009
			1　級　地			0.010
			無級地（旧４級地であつた地域）			0.004
			無級地（上記以外の地域）			0.000
	3　都市計画費	都市計画区域における人口	普通態容補正（種地）		A	B
			Ⅰの地域			
			10　種　地	特別区	0.000020	0.3950
				指定都市	0.000020	0.4120
			9　種　地		0.000020	0.4120
			8　種　地		0.000040	0.3940
			7　種　地	指定都市	0.000150	0.3005
				中核市	0.000160	0.2910
				施行時特例市	0.000150	0.2955
				その他の市町村	0.000150	0.2835
			6　種　地	指定都市	0.000520	0.0230
				中核市	0.000520	0.0210
				施行時特例市	0.000520	0.0180
				その他の市町村	0.000500	0.0210
			5　種　地	中核市	0.000500	0.0340
				施行時特例市	0.000500	0.0310
				その他の市町村	0.000490	0.0275
			4　種　地	中核市	0.000240	0.1770
				施行時特例市	0.000240	0.1740
				その他の市町村	0.000230	0.1705
			3　種　地		0.000130	0.2155
			2　種　地		0.000127	0.2166
			1　種　地		0.000050	0.2320

Ⅱの地域

10	種	地	中核市	0.000160	0.2100
			施行時特例市	0.000160	0.2060
			その他の市町村	0.000160	0.1960
9	種	地	施行時特例市	0.000100	0.2630
			その他の市町村	0.000100	0.2530
8	種	地	施行時特例市	0.000180	0.1910
			その他の市町村	0.000180	0.1810
7	種	地		0.000420	−0.0230
6	種	地		0.000520	−0.1030
5	種	地		0.000400	−0.0130
4	種	地		0.000000	0.2670
3	種	地		0.000000	0.2670
2	種	地		0.000000	0.2670
1	種	地		0.000000	0.2670

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
１級地(旧１級地)	0.880	0.878	0.868	0.844
２級地(旧２級地)	0.857	0.855	0.846	0.822
２級地(旧３級地)	0.857	0.855	0.846	0.822
２級地(旧４級地)	0.857	0.855	0.846	0.822
２級地(旧５級地)	0.851	0.849	0.840	0.816
２級地(旧６級地)	0.843	0.840	0.831	0.808
２級地(旧７級地)	0.827	0.825	0.816	0.793
２級地(旧無級地)	0.823	0.821	0.812	0.789
３級地(旧２級地)	0.843	0.840	0.831	0.808
３級地(旧３級地)	0.841	0.838	0.829	0.806
３級地(旧４級地)	0.834	0.832	0.823	0.800
３級地(旧５級地)	0.834	0.832	0.823	0.800
３級地(旧６級地)	0.827	0.825	0.816	0.793
３級地(旧無級地)	0.811	0.809	0.801	0.778
４級地(旧４級地)	0.823	0.821	0.812	0.789
４級地(旧５級地)	0.811	0.809	0.801	0.778
４級地(旧６級地)	0.811	0.809	0.801	0.778

Ⅱの地域

10	種	地	中核市	0.000160	0.2170
			施行時特例市	0.000160	0.2140
			その他の市町村	0.000160	0.2030
9	種	地	施行時特例市	0.000100	0.2710
			その他の市町村	0.000100	0.2600
8	種	地	施行時特例市	0.000200	0.1810
			その他の市町村	0.000180	0.1880
7	種	地		0.000420	−0.0160
6	種	地		0.000520	−0.0960
5	種	地		0.000400	−0.0060
4	種	地		0.000290	0.0710
3	種	地		0.000270	0.0830
2	種	地		0.000087	0.1746
1	種	地		0.000069	0.1809

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	施行時特例市	その他の市町村
１級地(旧１級地)	0.871	0.869	0.861	0.836
２級地(旧２級地)	0.849	0.847	0.839	0.815
２級地(旧３級地)	0.841	0.838	0.831	0.807
２級地(旧４級地)	0.836	0.833	0.826	0.802
２級地(旧５級地)	0.836	0.833	0.826	0.802
２級地(旧６級地)	0.815	0.812	0.805	0.782
２級地(旧７級地)	0.796	0.794	0.787	0.764
２級地(旧無級地)	0.776	0.774	0.767	0.745
３級地(旧２級地)	0.841	0.838	0.831	0.807
３級地(旧３級地)	0.836	0.833	0.826	0.802
３級地(旧４級地)	0.826	0.824	0.817	0.793
３級地(旧５級地)	0.821	0.819	0.812	0.788
３級地(旧６級地)	0.815	0.812	0.805	0.782
３級地(旧無級地)	0.776	0.774	0.767	0.745
４級地(旧４級地)	0.821	0.819	0.812	0.788
４級地(旧５級地)	0.810	0.807	0.800	0.777
４級地(旧６級地)	0.796	0.794	0.787	0.764

		４級地（旧７級地）	0.811	0.809	0.801	0.778
		４級地（旧無級地）	0.801	0.799	0.790	0.768
		５級地（旧６級地）	0.786	0.784	0.776	0.754
		５級地（旧７級地）	0.786	0.784	0.776	0.754
		５級地（旧無級地）	0.786	0.784	0.776	0.754
		無級地（旧７級地）	0.769	0.766	0.758	0.737
		無級地（旧無級地）	0.762	0.760	0.752	0.731
４　公園費	人口	普通態容補正（種地）				
					A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.002480	−1.3900
		9　種　地			0.001520	−0.4780
		8　種　地			0.001600	−0.5500
		7　種　地			0.000990	−0.0315
		6　種　地			0.000630	0.2385
		5　種　地			0.000730	0.1735
		4　種　地			0.000700	0.1900
		3　種　地			0.000590	0.2395
		2　種　地			0.000107	0.4086
		1　種　地			0.000090	0.4120
		Ⅱの地域				
		10　種　地			0.001360	−0.6140
		9　種　地			0.000880	−0.1580
		8　種　地			0.000680	0.0220
		7　種　地			0.000680	0.0220
		6　種　地			0.000340	0.2940
		5　種　地			0.000880	−0.1110
		4　種　地			0.000740	−0.0130
		3　種　地			0.000510	0.1250
		2　種　地			0.000093	0.3335
		1　種　地			0.000040	0.3520
		普通態容補正（給与差等）				0.495
５　下水道費	人口	普通態容補正（種地）				
					A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.028300	−24.6160
		9　種　地			0.011160	−8.3330
		8　種　地			0.001400	0.4510
		7　種　地			0.001570	0.3065

		４級地（旧７級地）	0.788	0.785	0.779	0.756
		４級地（旧無級地）	0.776	0.774	0.767	0.745
		５級地（旧６級地）	0.783	0.780	0.774	0.751
		５級地（旧７級地）	0.773	0.771	0.764	0.742
		５級地（旧無級地）	0.766	0.764	0.757	0.735
		無級地（旧７級地）	0.766	0.764	0.757	0.735
		無級地（旧無級地）	0.754	0.752	0.746	0.724
４　公園費	人口	普通態容補正（種地）				
					A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.002480	−1.3840
		9　種　地			0.001520	−0.4720
		8　種　地			0.001600	−0.5440
		7　種　地			0.000990	−0.0255
		6　種　地			0.000630	0.2445
		5　種　地			0.000730	0.1795
		4　種　地			0.000700	0.1960
		3　種　地			0.000590	0.2455
		2　種　地			0.000107	0.4146
		1　種　地			0.000090	0.4180
		Ⅱの地域				
		10　種　地			0.001360	−0.6080
		9　種　地			0.000880	−0.1520
		8　種　地			0.000680	0.0280
		7　種　地			0.000680	0.0280
		6　種　地			0.000340	0.3000
		5　種　地			0.000880	−0.1050
		4　種　地			0.000740	−0.0070
		3　種　地			0.000510	0.1310
		2　種　地			0.000093	0.3395
		1　種　地			0.000040	0.3580
		普通態容補正（給与差等）				0.489
５　下水道費	人口	普通態容補正（種地）				
					A	B
		Ⅰの地域				
		10　種　地			0.030100	−26.1850
		9　種　地			0.009800	−6.9000
		8　種　地			0.003260	−1.0140
		7　種　地			0.002190	−0.1045

			6　種　地	0.003940	−1.4710
			5　種　地	0.000330	0.8755
			4　種　地	0.001640	0.1550
			3　種　地	0.002830	−0.3805
			2　種　地	0.001020	0.2530
			1　種　地	0.001900	0.0770
			Ⅱの地域		
			10　種　地	0.001460	0.1990
			9　種　地	0.005000	−3.1640
			8　種　地	0.006760	−4.7480
			7　種　地	0.006360	−4.4080
			6　種　地	0.000760	0.0720
			5　種　地	0.000660	0.1470
			4　種　地	0.001910	−0.7280
			3　種　地	0.001790	−0.6560
			2　種　地	0.000320	0.0790
			1　種　地	0.000057	0.1710
			［略］		
	6　その他の土木費	人口	段階補正		
			測定単位の数値が100,000人以上のもの		
			100,000人		1.00
			100,000人を超え250,000人までの数		0.75
			250,000人を超え400,000人までの数		0.60
			400,000人を超え1,000,000人までの数		0.55
			1,000,000人を超える数		0.52
			測定単位の数値が100,000人に満たないもの		
			その団体の数値		1.00
			100,000人に満たない数が70,000人までの数		0.17
			同上70,000人を超え80,000人までの数		−0.17
			同上80,000人を超え88,000人までの数		−0.01
			同上88,000人を超え92,000人までの数		−0.25
			同上92,000人を超える数		0.22
			普通態容補正（種地）		

		大都市		中核市	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	a	0.000000	0.5410	—	—
	b	0.000000	0.5250	—	—
9種地	a	0.000000	0.5410	—	—
	b	0.000000	0.5250	—	—

			6　種　地	0.003350	−0.9745
			5　種　地	0.001410	0.2865
			4　種　地	0.001690	0.1325
			3　種　地	0.002960	−0.4390
			2　種　地	0.001073	0.2214
			1　種　地	0.001740	0.0880
			Ⅱの地域		
			10　種　地	0.001400	0.1670
			9　種　地	0.004560	−2.8350
			8　種　地	0.003660	−2.0250
			7　種　地	0.009340	−6.8530
			6　種　地	0.000560	0.1710
			5　種　地	0.000560	0.1710
			4　種　地	0.001430	−0.4380
			3　種　地	0.001990	−0.7740
			2　種　地	0.000313	0.0645
			1　種　地	0.000046	0.1580
			［同左］		
	6　その他の土木費	人口	段階補正		
			測定単位の数値が100,000人以上のもの		
			100,000人		1.00
			100,000人を超え250,000人までの数		0.74
			250,000人を超え400,000人までの数		0.61
			400,000人を超え1,000,000人までの数		0.56
			1,000,000人を超える数		0.54
			測定単位の数値が100,000人に満たないもの		
			その団体の数値		1.00
			100,000人に満たない数が70,000人までの数		0.15
			同上70,000人を超え80,000人までの数		−0.19
			同上80,000人を超え88,000人までの数		−0.03
			同上88,000人を超え92,000人までの数		−0.26
			同上92,000人を超える数		0.21
			普通態容補正（種地）		

		大都市		中核市	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	a	0.000000	0.6540	—	—
	b	0.000000	0.6350	—	—
9種地	a	0.000000	0.6540	—	—
	b	0.000000	0.6350	—	—

		特例市 A	特例市 B	建築主事設置市 A	建築主事設置市 B
Ⅰの地域					
10種地		—	—	—	—
9種地		—	—	—	—
8種地		—	—	—	—
7種地		0.000230	0.3185	0.000230	0.3185
6種地		0.000530	0.0935	0.000520	0.1010
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅱの地域					
10種地	c	—	—	0.000360	0.1150
	d	—	—	0.000360	0.1070
9種地	c	—	—	0.000280	0.1910
	d	—	—	0.000260	0.2020
8種地	c	—	—	0.000160	0.2990
	d	—	—	0.000160	0.2920
7種地	c	—	—	0.000400	0.0950
	d	—	—	0.000400	0.0880
6種地		—	—	—	—
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
8種地	a	0.000000	0.5410	—	—
	b	0.000000	0.5250	—	—
7種地	a	0.000250	0.3285	—	—
	b	0.000240	0.3210	—	—
	c	—	—	0.000240	0.3210
	d	—	—	0.000240	0.3120
6種地	a	0.000550	0.1035	—	—
	b	0.000540	0.0960	—	—
	c	—	—	0.000540	0.0960
	d	—	—	0.000520	0.1020
5種地	c	—	—	0.000520	0.1090
	d	—	—	0.000520	0.1020
4種地	c	—	—	0.000110	0.3345
	d	—	—	0.000100	0.3330
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—

		特例市 A	特例市 B	建築主事設置市 A	建築主事設置市 B
Ⅰの地域					
10種地		—	—	—	—
9種地		—	—	—	—
8種地		—	—	—	—
7種地		0.000300	0.3650	0.000300	0.3660
6種地		0.000670	0.0875	0.000670	0.0885
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
Ⅱの地域					
10種地	c	—	—	0.000480	0.0940
	d	—	—	0.000460	0.1040
9種地	c	—	—	0.000340	0.2270
	d	—	—	0.000340	0.2180
8種地	c	—	—	0.000180	0.3710
	d	—	—	0.000180	0.3620
7種地	c	—	—	0.000520	0.0820
	d	—	—	0.000500	0.0900
6種地		—	—	—	—
5種地		—	—	—	—
4種地		—	—	—	—
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—
8種地	a	0.000000	0.6540	—	—
	b	0.000000	0.6350	—	—
7種地	a	0.000310	0.3905	—	—
	b	0.000300	0.3800	—	—
	c	—	—	0.000310	0.3745
	d	—	—	0.000300	0.3720
6種地	a	0.000710	0.0905	—	—
	b	0.000690	0.0875	—	—
	c	—	—	0.000690	0.0895
	d	—	—	0.000680	0.0870
5種地	c	—	—	0.000650	0.1155
	d	—	—	0.000640	0.1130
4種地	c	—	—	0.000140	0.3960
	d	—	—	0.000140	0.3880
3種地		—	—	—	—
2種地		—	—	—	—
1種地		—	—	—	—

5種地	0.000510	0.1065	0.000520	0.1010
4種地	0.000100	0.3320	0.000100	0.3320
3種地	—	—	0.000000	0.3770
2種地	—	—	0.000000	0.3770
1種地	—	—	0.000000	0.3770
Ⅱの地域				
10種地	0.000380	0.0860	0.000360	0.1060
9種地	0.000260	0.2000	0.000260	0.2010
8種地	0.000160	0.2900	0.000160	0.2910
7種地	0.000380	0.1030	0.000400	0.0870
6種地	—	—	0.000320	0.1510
5種地	—	—	0.000280	0.1810
4種地	—	—	0.000000	0.3770
3種地	—	—	0.000000	0.3770
2種地	—	—	0.000000	0.3770
1種地	—	—	0.000000	0.3770

	限定特定行政庁設置市町村		その他の市町村	
	A	B	A	B
Ⅰの地域				
10種地	—	—	—	—
9種地	—	—	—	—
8種地	—	—	—	—
7種地	0.000210	0.2795	0.000180	0.2400
6種地	0.000470	0.0845	0.000400	0.0750
5種地	0.000450	0.0975	0.000390	0.0815
4種地	0.000090	0.2955	0.000080	0.2520
3種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880
2種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880
1種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880
Ⅱの地域				
10種地	0.000340	0.0750	0.000280	0.0760
9種地	0.000220	0.1890	0.000200	0.1520
8種地	0.000140	0.2610	0.000120	0.2240
7種地	0.000360	0.0740	0.000300	0.0710
6種地	0.000280	0.1380	0.000240	0.1190
5種地	0.000240	0.1680	0.000220	0.1340
4種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880
3種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880
2種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880
1種地	0.000000	0.3360	0.000000	0.2880

［略］

5種地	0.000630	0.1135	0.000640	0.1080
4種地	0.000150	0.3775	0.000140	0.3830
3種地	—	—	0.000050	0.4235
2種地	—	—	0.000227	0.3616
1種地	—	—	0.000220	0.3630
Ⅱの地域				
10種地	0.000480	0.0780	0.000480	0.0790
9種地	0.000320	0.2300	0.000340	0.2120
8種地	0.000180	0.3560	0.000180	0.3560
7種地	0.000500	0.0840	0.000480	0.1010
6種地	—	—	0.000440	0.1330
5種地	—	—	0.000340	0.2080
4種地	—	—	0.000180	0.3200
3種地	—	—	0.000120	0.3560
2種地	—	—	0.000187	0.3226
1種地	—	—	0.000126	0.3440

	限定特定行政庁設置市町村		その他の市町村	
	A	B	A	B
Ⅰの地域				
10種地	—	—	—	—
9種地	—	—	—	—
8種地	—	—	—	—
7種地	0.000260	0.3360	0.000230	0.2845
6種地	0.000610	0.0735	0.000520	0.0670
5種地	0.000570	0.0995	0.000490	0.0865
4種地	0.000120	0.3470	0.000110	0.2955
3種地	0.000050	0.3785	0.000040	0.3270
2種地	0.000200	0.3260	0.000173	0.2804
1種地	0.000200	0.3260	0.000170	0.2810
Ⅱの地域				
10種地	0.000420	0.0820	0.000360	0.0720
9種地	0.000300	0.1960	0.000260	0.1670
8種地	0.000180	0.3040	0.000140	0.2750
7種地	0.000440	0.0830	0.000380	0.0710
6種地	0.000380	0.1310	0.000340	0.1030
5種地	0.000300	0.1910	0.000260	0.1630
4種地	0.000170	0.2820	0.000140	0.2470
3種地	0.000100	0.3240	0.000090	0.2770
2種地	0.000173	0.2875	0.000147	0.2486
1種地	0.000109	0.3099	0.000097	0.2660

［同左］

普通態容補正（給与差等）

	大都市・宅造あり	大都市・宅造なし	中核市・宅造あり
１級地（旧１級地）	1.128	1.095	1.095
２級地（旧２級地）	1.098	1.065	1.065
２級地（旧３級地）	1.098	1.065	1.065
２級地（旧４級地）	1.098	1.065	1.065
２級地（旧５級地）	1.090	1.057	1.057
２級地（旧６級地）	1.080	1.048	1.048
２級地（旧７級地）	1.060	1.028	1.028
２級地（旧無級地）	1.054	1.023	1.023
３級地（旧２級地）	1.080	1.048	1.048
３級地（旧３級地）	1.077	1.045	1.045
３級地（旧４級地）	1.071	1.039	1.039
３級地（旧５級地）	1.071	1.039	1.039
３級地（旧６級地）	1.060	1.028	1.028
３級地（旧無級地）	1.039	1.008	1.008
４級地（旧４級地）	1.054	1.023	1.023
４級地（旧５級地）	1.039	1.008	1.008
４級地（旧６級地）	1.039	1.008	1.008
４級地（旧７級地）	1.039	1.008	1.008
４級地（旧無級地）	1.026	0.996	0.996
５級地（旧６級地）	1.007	0.977	0.977
５級地（旧７級地）	1.007	0.977	0.977
５級地（旧無級地）	1.007	0.977	0.977
無級地（旧７級地）	0.985	0.956	0.956
無級地（旧無級地）	0.977	0.948	0.948

	中核市・宅造なし	施行時特例市
１級地（旧１級地）	1.076	1.073
２級地（旧２級地）	1.047	1.044
２級地（旧３級地）	1.047	1.044
２級地（旧４級地）	1.047	1.044
２級地（旧５級地）	1.039	1.036
２級地（旧６級地）	1.030	1.027
２級地（旧７級地）	1.010	1.007
２級地（旧無級地）	1.005	1.002
３級地（旧２級地）	1.030	1.027
３級地（旧３級地）	1.027	1.024
３級地（旧４級地）	1.021	1.018

普通態容補正（給与差等）

	大都市・宅造あり	大都市・宅造なし	中核市・宅造あり
１級地（旧１級地）	1.028	0.998	1.002
２級地（旧２級地）	1.002	0.972	0.977
２級地（旧３級地）	0.992	0.963	0.968
２級地（旧４級地）	0.987	0.958	0.962
２級地（旧５級地）	0.987	0.958	0.962
２級地（旧６級地）	0.961	0.933	0.937
２級地（旧７級地）	0.939	0.912	0.916
２級地（旧無級地）	0.916	0.889	0.893
３級地（旧２級地）	0.992	0.963	0.968
３級地（旧３級地）	0.987	0.958	0.962
３級地（旧４級地）	0.975	0.946	0.950
３級地（旧５級地）	0.969	0.941	0.945
３級地（旧６級地）	0.961	0.933	0.937
３級地（旧無級地）	0.916	0.889	0.893
４級地（旧４級地）	0.969	0.941	0.945
４級地（旧５級地）	0.955	0.927	0.932
４級地（旧６級地）	0.939	0.912	0.916
４級地（旧７級地）	0.931	0.904	0.908
４級地（旧無級地）	0.916	0.889	0.893
５級地（旧６級地）	0.924	0.897	0.901
５級地（旧７級地）	0.912	0.885	0.889
５級地（旧無級地）	0.904	0.877	0.881
無級地（旧７級地）	0.904	0.877	0.881
無級地（旧無級地）	0.890	0.864	0.868

	中核市・宅造なし	施行時特例市
１級地（旧１級地）	0.985	0.973
２級地（旧２級地）	0.960	0.949
２級地（旧３級地）	0.951	0.940
２級地（旧４級地）	0.946	0.935
２級地（旧５級地）	0.946	0.935
２級地（旧６級地）	0.921	0.910
２級地（旧７級地）	0.900	0.889
２級地（旧無級地）	0.878	0.868
３級地（旧２級地）	0.951	0.940
３級地（旧３級地）	0.946	0.935
３級地（旧４級地）	0.934	0.923

３級地（旧５級地）	1.021	1.018	
３級地（旧６級地）	1.010	1.007	
３級地（旧無級地）	0.991	0.988	
４級地（旧４級地）	1.005	1.002	
４級地（旧５級地）	0.991	0.988	
４級地（旧６級地）	0.991	0.988	
４級地（旧７級地）	0.991	0.988	
４級地（旧無級地）	0.979	0.976	
５級地（旧６級地）	0.960	0.957	
５級地（旧７級地）	0.960	0.957	
５級地（旧無級地）	0.960	0.957	
無級地（旧７級地）	0.939	0.937	
無級地（旧無級地）	0.932	0.929	

	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村	その他の市町村
１級地（旧１級地）	1.073	0.955	0.820
２級地（旧２級地）	1.045	0.930	0.798
２級地（旧３級地）	1.045	0.930	0.798
２級地（旧４級地）	1.045	0.930	0.798
２級地（旧５級地）	1.037	0.923	0.792
２級地（旧６級地）	1.028	0.915	0.785
２級地（旧７級地）	1.008	0.897	0.770
２級地（旧無級地）	1.003	0.892	0.766
３級地（旧２級地）	1.028	0.915	0.785
３級地（旧３級地）	1.025	0.912	0.783
３級地（旧４級地）	1.018	0.906	0.778
３級地（旧５級地）	1.018	0.906	0.778
３級地（旧６級地）	1.008	0.897	0.770
３級地（旧無級地）	0.988	0.880	0.755
４級地（旧４級地）	1.003	0.892	0.766
４級地（旧５級地）	0.988	0.880	0.755
４級地（旧６級地）	0.988	0.880	0.755
４級地（旧７級地）	0.988	0.880	0.755
４級地（旧無級地）	0.977	0.869	0.746
５級地（旧６級地）	0.958	0.853	0.732
５級地（旧７級地）	0.958	0.853	0.732
５級地（旧無級地）	0.958	0.853	0.732
無級地（旧７級地）	0.937	0.834	0.716
無級地（旧無級地）	0.929	0.827	0.710

３級地（旧５級地）	0.929	0.918	
３級地（旧６級地）	0.921	0.910	
３級地（旧無級地）	0.878	0.868	
４級地（旧４級地）	0.929	0.918	
４級地（旧５級地）	0.916	0.905	
４級地（旧６級地）	0.900	0.889	
４級地（旧７級地）	0.892	0.882	
４級地（旧無級地）	0.878	0.868	
５級地（旧６級地）	0.885	0.875	
５級地（旧７級地）	0.874	0.864	
５級地（旧無級地）	0.866	0.856	
無級地（旧７級地）	0.866	0.856	
無級地（旧無級地）	0.853	0.843	

	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村	その他の市町村
１級地（旧１級地）	0.975	0.875	0.754
２級地（旧２級地）	0.950	0.853	0.735
２級地（旧３級地）	0.941	0.845	0.728
２級地（旧４級地）	0.936	0.841	0.724
２級地（旧５級地）	0.936	0.841	0.724
２級地（旧６級地）	0.912	0.819	0.705
２級地（旧７級地）	0.891	0.800	0.689
２級地（旧無級地）	0.869	0.780	0.672
３級地（旧２級地）	0.941	0.845	0.728
３級地（旧３級地）	0.936	0.841	0.724
３級地（旧４級地）	0.924	0.830	0.715
３級地（旧５級地）	0.919	0.825	0.711
３級地（旧６級地）	0.912	0.819	0.705
３級地（旧無級地）	0.869	0.780	0.672
４級地（旧４級地）	0.919	0.825	0.711
４級地（旧５級地）	0.906	0.814	0.701
４級地（旧６級地）	0.891	0.800	0.689
４級地（旧７級地）	0.883	0.793	0.683
４級地（旧無級地）	0.869	0.780	0.672
５級地（旧６級地）	0.877	0.787	0.678
５級地（旧７級地）	0.865	0.777	0.669
５級地（旧無級地）	0.857	0.770	0.663
無級地（旧７級地）	0.857	0.770	0.663
無級地（旧無級地）	0.844	0.758	0.653

三　教育費	1　小学校費	学級数	普通態容補正（給与差等）			
			１級地（旧１級地であつた地域）			1.056
			２級地（旧２級地であつた地域）			1.045
			２級地（旧３級地であつた地域）			1.045
			２級地（旧４級地であつた地域）			1.045
			２級地（旧５級地であつた地域）			1.042
			２級地（旧６級地であつた地域）			1.038
			２級地（旧７級地であつた地域）			1.030
			２級地（旧無級地であつた地域）			1.028
			３級地（旧２級地であつた地域）			1.038
			３級地（旧３級地であつた地域）			1.037
			３級地（旧４級地であつた地域）			1.034
			３級地（旧５級地であつた地域）			1.034
			３級地（旧６級地であつた地域）			1.030
			３級地（旧無級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧４級地であつた地域）			1.028
			４級地（旧５級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧６級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧７級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧無級地であつた地域）			1.018
			５級地（旧６級地であつた地域）			1.010
			５級地（旧７級地であつた地域）			1.010
			５級地（旧無級地であつた地域）			1.010
			無級地（旧７級地であつた地域）			1.002
			無級地（旧無級地であつた地域）			0.999
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４　級　地	0.005	0.624	0.846
			３　級　地	0.006	0.412	0.385
			２　級　地	0.006	0.276	0.153
			１　級　地	0.007	0.164	0.077
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.002	—	—
			無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000
	2　中学校費	学級数	普通態容補正（給与差等）			
			１級地（旧１級地であつた地域）			1.053
			２級地（旧２級地であつた地域）			1.043
			２級地（旧３級地であつた地域）			1.043
			２級地（旧４級地であつた地域）			1.043
			２級地（旧５級地であつた地域）			1.040
			２級地（旧６級地であつた地域）			1.036

三　教育費	1　小学校費	学級数	普通態容補正（給与差等）			
			１級地（旧１級地であつた地域）			1.054
			２級地（旧２級地であつた地域）			1.043
			２級地（旧３級地であつた地域）			1.040
			２級地（旧４級地であつた地域）			1.037
			２級地（旧５級地であつた地域）			1.037
			２級地（旧６級地であつた地域）			1.027
			２級地（旧７級地であつた地域）			1.018
			２級地（旧無級地であつた地域）			1.009
			３級地（旧２級地であつた地域）			1.040
			３級地（旧３級地であつた地域）			1.037
			３級地（旧４級地であつた地域）			1.033
			３級地（旧５級地であつた地域）			1.030
			３級地（旧６級地であつた地域）			1.027
			３級地（旧無級地であつた地域）			1.009
			４級地（旧４級地であつた地域）			1.030
			４級地（旧５級地であつた地域）			1.025
			４級地（旧６級地であつた地域）			1.018
			４級地（旧７級地であつた地域）			1.015
			４級地（旧無級地であつた地域）			1.009
			５級地（旧６級地であつた地域）			1.012
			５級地（旧７級地であつた地域）			1.008
			５級地（旧無級地であつた地域）			1.004
			無級地（旧７級地であつた地域）			1.004
			無級地（旧無級地であつた地域）			0.999
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４　級　地	0.005	0.641	0.872
			３　級　地	0.006	0.423	0.396
			２　級　地	0.006	0.283	0.158
			１　級　地	0.007	0.168	0.079
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.003	—	—
			無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000
	2　中学校費	学級数	普通態容補正（給与差等）			
			１級地（旧１級地であつた地域）			1.051
			２級地（旧２級地であつた地域）			1.042
			２級地（旧３級地であつた地域）			1.038
			２級地（旧４級地であつた地域）			1.036
			２級地（旧５級地であつた地域）			1.036
			２級地（旧６級地であつた地域）			1.026

			２級地（旧７級地であつた地域）			1.029
			２級地（旧無級地であつた地域）			1.027
			３級地（旧２級地であつた地域）			1.036
			３級地（旧３級地であつた地域）			1.035
			３級地（旧４級地であつた地域）			1.033
			３級地（旧５級地であつた地域）			1.033
			３級地（旧６級地であつた地域）			1.029
			３級地（旧無級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧４級地であつた地域）			1.027
			４級地（旧５級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧６級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧７級地であつた地域）			1.022
			４級地（旧無級地であつた地域）			1.017
			５級地（旧６級地であつた地域）			1.010
			５級地（旧７級地であつた地域）			1.010
			５級地（旧無級地であつた地域）			1.010
			無級地（旧７級地であつた地域）			1.002
			無級地（旧無級地であつた地域）			0.999
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４　級　地	0.005	0.634	0.882
			３　級　地	0.006	0.419	0.401
			２　級　地	0.006	0.280	0.160
			１　級　地	0.007	0.167	0.080
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.002	—	—
			無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000
	3　高等学校費	教職員数	種別補正			
			全　日　制			1.00
			定　時　制			
			指　定　都　市			1.18
			その他の市町村			0.94
			通　信　制			1.21
			普通態容補正（給与差等）			
			１級地（旧１級地であつた地域）			1.147
			２級地（旧２級地であつた地域）			1.118
			２級地（旧３級地であつた地域）			1.118
			２級地（旧４級地であつた地域）			1.118
			２級地（旧５級地であつた地域）			1.110
			２級地（旧６級地であつた地域）			1.099

			２級地（旧７級地であつた地域）			1.018
			２級地（旧無級地であつた地域）			1.009
			３級地（旧２級地であつた地域）			1.038
			３級地（旧３級地であつた地域）			1.036
			３級地（旧４級地であつた地域）			1.031
			３級地（旧５級地であつた地域）			1.029
			３級地（旧６級地であつた地域）			1.026
			３級地（旧無級地であつた地域）			1.009
			４級地（旧４級地であつた地域）			1.029
			４級地（旧５級地であつた地域）			1.024
			４級地（旧６級地であつた地域）			1.018
			４級地（旧７級地であつた地域）			1.014
			４級地（旧無級地であつた地域）			1.009
			５級地（旧６級地であつた地域）			1.012
			５級地（旧７級地であつた地域）			1.008
			５級地（旧無級地であつた地域）			1.004
			無級地（旧７級地であつた地域）			1.004
			無級地（旧無級地であつた地域）			0.999
			寒冷補正			
				給与差	寒冷度	積雪度
			４　級　地	0.005	0.650	0.907
			３　級　地	0.006	0.429	0.412
			２　級　地	0.006	0.287	0.165
			１　級　地	0.007	0.171	0.082
			無級地（旧４級地であつた地域）	0.003	—	—
			無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000
	3　高等学校費	教職員数	種別補正			
			全　日　制			1.00
			定　時　制			
			指　定　都　市			1.19
			その他の市町村			0.94
			通　信　制			1.22
			普通態容補正（給与差等）			
			１級地（旧１級地であつた地域）			1.147
			２級地（旧２級地であつた地域）			1.119
			２級地（旧３級地であつた地域）			1.109
			２級地（旧４級地であつた地域）			1.102
			２級地（旧５級地であつた地域）			1.102
			２級地（旧６級地であつた地域）			1.075

	２級地（旧７級地であつた地域）	1.080
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.074
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.099
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.097
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.089
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.089
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.080
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.059
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.074
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.059
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.059
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.059
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.047
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.027
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.027
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.027
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
	寒冷補正（給与差）	
	４　級　地	0.010
	３　級　地	0.013
	２　級　地	0.013
	１　級　地	0.015
	無　級　地（旧４級地であつた地域）	0.003
	無　級　地（上記以外の地域）	0.000

生徒数　種別補正

区分	全日制	定時制				別科・専攻科	
		独立校		併設校			
		指定都市立	その他の市町村立	指定都市立	その他の市町村立	職業科	その他
普通科等	1.00	2.07	1.70	1.57	1.38	—	—
商業科等	1.12	2.03	1.67	1.64	1.44	—	—
看護科等	2.44	3.41	3.21	2.74	2.54	—	—
農業に関する学科	2.49	3.70	3.31	2.67	2.45	—	—

	２級地（旧７級地であつた地域）	1.051
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.025
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.109
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.102
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.089
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.083
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.075
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.025
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.083
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.068
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.051
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.041
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.025
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.034
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.021
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.012
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.012
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
	寒冷補正（給与差）	
	４　級　地	0.011
	３　級　地	0.014
	２　級　地	0.014
	１　級　地	0.016
	無　級　地（旧４級地であつた地域）	0.007
	無　級　地（上記以外の地域）	0.000

生徒数　種別補正

区分	全日制	定時制				別科・専攻科	
		独立校		併設校			
		指定都市立	その他の市町村立	指定都市立	その他の市町村立	職業科	その他
普通科等	1.00	2.05	1.69	1.58	1.39	—	—
商業科等	1.11	2.05	1.69	1.67	1.47	—	—
看護科等	2.49	3.42	3.22	2.79	2.59	—	—
農業に関する学科	2.57	3.72	3.34	2.73	2.52	—	—

工業に関する学科及び情報に関する学科	2.08	3.60	3.23	2.70	2.50	—	—
総合学科	1.45	2.69	2.32	1.99	1.78	—	—
別科・専攻科	—	—	—	—	—	4.35	1.16

普通態容補正（給与差等）

１級地（旧１級地であつた地域）	1.014
２級地（旧２級地であつた地域）	1.011
２級地（旧３級地であつた地域）	1.011
２級地（旧４級地であつた地域）	1.011
２級地（旧５級地であつた地域）	1.011
２級地（旧６級地であつた地域）	1.009
２級地（旧７級地であつた地域）	1.008
２級地（旧無級地であつた地域）	1.007
３級地（旧２級地であつた地域）	1.009
３級地（旧３級地であつた地域）	1.009
３級地（旧４級地であつた地域）	1.009
３級地（旧５級地であつた地域）	1.009
３級地（旧６級地であつた地域）	1.008
３級地（旧無級地であつた地域）	1.006
４級地（旧４級地であつた地域）	1.007
４級地（旧５級地であつた地域）	1.006
４級地（旧６級地であつた地域）	1.006
４級地（旧７級地であつた地域）	1.006
４級地（旧無級地であつた地域）	1.004
５級地（旧６級地であつた地域）	1.003
５級地（旧７級地であつた地域）	1.003
５級地（旧無級地であつた地域）	1.003
無級地（旧７級地であつた地域）	1.000
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４　級　地	0.002	0.261	0.355
３　級　地	0.002	0.172	0.162
２　級　地	0.002	0.115	0.065
１　級　地	0.002	0.068	0.032
無級地（旧４級地であつた地域）	0.001	—	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000

工業に関する学科及び情報に関する学科	2.16	3.61	3.24	2.74	2.54	—	—
総合学科	1.51	2.69	2.33	2.00	1.80	—	—
別科・専攻科	—	—	—	—	—	4.18	1.14

普通態容補正（給与差等）

１級地（旧１級地であつた地域）	1.013
２級地（旧２級地であつた地域）	1.010
２級地（旧３級地であつた地域）	1.010
２級地（旧４級地であつた地域）	1.009
２級地（旧５級地であつた地域）	1.009
２級地（旧６級地であつた地域）	1.007
２級地（旧７級地であつた地域）	1.004
２級地（旧無級地であつた地域）	1.002
３級地（旧２級地であつた地域）	1.010
３級地（旧３級地であつた地域）	1.009
３級地（旧４級地であつた地域）	1.008
３級地（旧５級地であつた地域）	1.007
３級地（旧６級地であつた地域）	1.007
３級地（旧無級地であつた地域）	1.002
４級地（旧４級地であつた地域）	1.007
４級地（旧５級地であつた地域）	1.006
４級地（旧６級地であつた地域）	1.004
４級地（旧７級地であつた地域）	1.004
４級地（旧無級地であつた地域）	1.002
５級地（旧６級地であつた地域）	1.003
５級地（旧７級地であつた地域）	1.002
５級地（旧無級地であつた地域）	1.001
無級地（旧７級地であつた地域）	1.001
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４　級　地	0.002	0.254	0.348
３　級　地	0.002	0.168	0.158
２　級　地	0.002	0.112	0.063
１　級　地	0.002	0.067	0.032
無級地（旧４級地であつた地域）	0.001	—	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000

4　その他の教育費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.64 250,000人を超え400,000人までの数　0.67 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.68 1,000,000人を超える数　0.62 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.19 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.01 同上80,000人を超え88,000人までの数　−0.35 同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.58 同上92,000人を超える数　−0.59 密度補正Ⅰ ［略］ その団体の人口密度が450人に満たないもの その団体の密度　1.00 450人に満たない数が150人までの数　0.37 同上150人を超え300人までの数　−0.07 同上300人を超え350人までの数　−0.22 同上350人を超え400人までの数　−0.21 同上400人を超える数　−0.37 密度補正Ⅲ ［略］ その団体の人口密度が450人に満たないもの その団体の密度　1.00 450人に満たない数が150人までの数　0.08 同上150人を超え300人までの数　−0.01 同上300人を超え350人までの数　−0.03 同上350人を超え400人までの数　−0.02 同上400人を超える数　−0.08 普通態容補正（種地） Ⅰの地域 10種地（特別区）　A 0.000520　B 0.1410 10種地（指定都市）　A 0.000560　B 0.1590 9種地　A 0.000300　B 0.4060 8種地　A 0.000320　B 0.3880

4　その他の教育費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.62 250,000人を超え400,000人までの数　0.67 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.68 1,000,000人を超える数　0.63 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.19 同上70,000人を超え80,000人までの数　−0.02 同上80,000人を超え88,000人までの数　−0.35 同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.57 同上92,000人を超える数　−0.57 密度補正Ⅰ ［同左］ その団体の人口密度が450人に満たないもの その団体の密度　1.00 450人に満たない数が150人までの数　0.38 同上150人を超え300人までの数　−0.07 同上300人を超え350人までの数　−0.23 同上350人を超え400人までの数　−0.22 同上400人を超える数　−0.38 密度補正Ⅲ ［同左］ その団体の人口密度が450人に満たないもの その団体の密度　1.00 450人に満たない数が150人までの数　0.08 同上150人を超え300人までの数　−0.01 同上300人を超え350人までの数　−0.02 同上350人を超え400人までの数　−0.03 同上400人を超える数　−0.07 普通態容補正（種地） Ⅰの地域 10種地（特別区）　A 0.000520　B 0.1460 10種地（指定都市）　A 0.000560　B 0.1650 9種地　A 0.000300　B 0.4120 8種地　A 0.000340　B 0.3760

7	種	地	指定都市	0.000300	0.4050
			中核市	0.000300	0.3820
			その他の市町村	0.000280	0.3690
6	種	地	指定都市	0.000860	−0.0150
			中核市	0.000820	−0.0080
			その他の市町村	0.000790	−0.0135
5	種	地	中核市	0.000660	0.0960
			その他の市町村	0.000620	0.0970
4	種	地	中核市	0.001050	−0.1185
			その他の市町村	0.001010	−0.1175
3	種	地		0.000000	0.3370
2	種	地		0.000000	0.3370
1	種	地		0.000000	0.3370
Ⅱの地域					
10	種	地	中核市	0.000260	0.2960
			その他の市町村	0.000240	0.2900
9	種	地	中核市	0.001000	−0.4070
			その他の市町村	0.000960	−0.3940
8	種	地	中核市	0.000980	−0.3890
			その他の市町村	0.000940	−0.3760
7	種	地	中核市	0.001020	−0.4230
			その他の市町村	0.000960	−0.3930
6	種	地	中核市	0.000440	0.0410
			その他の市町村	0.000420	0.0390
5	種	地	中核市	0.000340	0.1160
			その他の市町村	0.000340	0.0990
4	種	地	中核市	0.000000	0.3540
			その他の市町村	0.000000	0.3370
3	種	地	中核市	0.000000	0.3540
			その他の市町村	0.000000	0.3370

7	種	地	指定都市	0.000290	0.4185
			中核市	0.000290	0.3955
			その他の市町村	0.000270	0.3815
6	種	地	指定都市	0.000860	−0.0090
			中核市	0.000830	−0.0095
			その他の市町村	0.000790	−0.0085
5	種	地	中核市	0.000650	0.1075
			その他の市町村	0.000620	0.1020
4	種	地	中核市	0.001070	−0.1235
			その他の市町村	0.001020	−0.1180
3	種	地		0.000220	0.2420
2	種	地		0.000393	0.1814
1	種	地		0.000310	0.1980
Ⅱの地域					
10	種	地	中核市	0.000260	0.3010
			その他の市町村	0.000240	0.2940
9	種	地	中核市	0.000980	−0.3830
			その他の市町村	0.000940	−0.3710
8	種	地	中核市	0.001020	−0.4190
			その他の市町村	0.000960	−0.3890
7	種	地	中核市	0.001000	−0.4020
			その他の市町村	0.000960	−0.3890
6	種	地	中核市	0.000440	0.0460
			その他の市町村	0.000420	0.0430
5	種	地	中核市	0.000360	0.1060
			その他の市町村	0.000340	0.1030
4	種	地	中核市	0.000570	−0.0410
			その他の市町村	0.000540	−0.0370
3	種	地	中核市	0.000530	−0.0170
			その他の市町村	0.000510	−0.0190

2	種	地	中核市	0.000000	0.3540
			その他の町村	0.000000	0.3370
1	種	地	中核市	0.000000	0.3540
			その他の町村	0.000000	0.3370

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
１級地（旧１級地）	0.830	0.800	0.763
２級地（旧２級地）	0.808	0.779	0.743
２級地（旧３級地）	0.808	0.779	0.743
２級地（旧４級地）	0.808	0.779	0.743
２級地（旧５級地）	0.803	0.774	0.738
２級地（旧６級地）	0.795	0.767	0.731
２級地（旧７級地）	0.780	0.752	0.717
２級地（旧無級地）	0.776	0.748	0.713
３級地（旧２級地）	0.795	0.767	0.731
３級地（旧３級地）	0.793	0.765	0.729
３級地（旧４級地）	0.788	0.759	0.724
３級地（旧５級地）	0.788	0.759	0.724
３級地（旧６級地）	0.780	0.752	0.717
３級地（旧無級地）	0.765	0.737	0.703
４級地（旧４級地）	0.776	0.748	0.713
４級地（旧５級地）	0.765	0.737	0.703
４級地（旧６級地）	0.765	0.737	0.703
４級地（旧７級地）	0.765	0.737	0.703
４級地（旧無級地）	0.756	0.729	0.695
５級地（旧６級地）	0.742	0.715	0.682
５級地（旧７級地）	0.742	0.715	0.682
５級地（旧無級地）	0.742	0.715	0.682
無級地（旧７級地）	0.725	0.699	0.666
無級地（旧無級地）	0.719	0.693	0.661

普通態容補正Ⅱ（給与差等）

	小学校	中学校	特別支援学校
１級地（旧１級地）	1.147	1.146	1.148
２級地（旧２級地）	1.118	1.117	1.118
２級地（旧３級地）	1.118	1.117	1.118

2	種	地	中核市	0.000527	−0.0155
			その他の町村	0.000500	−0.0140
1	種	地	中核市	0.000149	0.1169
			その他の町村	0.000143	0.1110

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
１級地（旧１級地）	0.827	0.797	0.759
２級地（旧２級地）	0.805	0.776	0.739
２級地（旧３級地）	0.798	0.770	0.733
２級地（旧４級地）	0.793	0.764	0.728
２級地（旧５級地）	0.793	0.764	0.728
２級地（旧６級地）	0.773	0.746	0.710
２級地（旧７級地）	0.755	0.728	0.693
２級地（旧無級地）	0.736	0.710	0.676
３級地（旧２級地）	0.798	0.770	0.733
３級地（旧３級地）	0.793	0.764	0.728
３級地（旧４級地）	0.784	0.756	0.720
３級地（旧５級地）	0.779	0.751	0.715
３級地（旧６級地）	0.773	0.746	0.710
３級地（旧無級地）	0.736	0.710	0.676
４級地（旧４級地）	0.779	0.751	0.715
４級地（旧５級地）	0.768	0.740	0.705
４級地（旧６級地）	0.755	0.728	0.693
４級地（旧７級地）	0.748	0.721	0.687
４級地（旧無級地）	0.736	0.710	0.676
５級地（旧６級地）	0.743	0.716	0.682
５級地（旧７級地）	0.733	0.707	0.673
５級地（旧無級地）	0.726	0.700	0.667
無級地（旧７級地）	0.726	0.700	0.667
無級地（旧無級地）	0.715	0.690	0.657

普通態容補正Ⅱ（給与差等）

	小学校	中学校	特別支援学校
１級地（旧１級地）	1.147	1.146	1.147
２級地（旧２級地）	1.119	1.118	1.119
２級地（旧３級地）	1.109	1.108	1.109

				２級地（旧４級地）	1.118	1.117	1.118
				２級地（旧５級地）	1.110	1.109	1.110
				２級地（旧６級地）	1.099	1.099	1.100
				２級地（旧７級地）	1.080	1.079	1.080
				２級地（旧無級地）	1.074	1.073	1.074
				３級地（旧２級地）	1.099	1.099	1.100
				３級地（旧３級地）	1.097	1.097	1.098
				３級地（旧４級地）	1.090	1.089	1.090
				３級地（旧５級地）	1.090	1.089	1.090
				３級地（旧６級地）	1.080	1.079	1.080
				３級地（旧無級地）	1.059	1.059	1.060
				４級地（旧４級地）	1.074	1.073	1.074
				４級地（旧５級地）	1.059	1.059	1.060
				４級地（旧６級地）	1.059	1.059	1.060
				４級地（旧７級地）	1.059	1.059	1.060
				４級地（旧無級地）	1.047	1.046	1.047
				５級地（旧６級地）	1.027	1.027	1.027
				５級地（旧７級地）	1.027	1.027	1.027
				５級地（旧無級地）	1.027	1.027	1.027
				無級地（旧７級地）	1.005	1.005	1.005
				無級地（旧無級地）	0.997	0.997	0.997
四 厚生費	1　生活保護費	市部人口	段階補正				
			測定単位の数値が100,000人以上のもの				
			100,000人				1.00
			100,000人を超え250,000人までの数				0.99
			250,000人を超え400,000人までの数				0.97
			400,000人を超え1,000,000人までの数				0.98
			1,000,000人を超える数				0.97
			測定単位の数値が100,000人に満たないもの				
			その団体の数値				1.00
			100,000人に満たない数が70,000人までの数				0.03
			同上70,000人を超え80,000人までの数				0.12
			同上80,000人を超え88,000人までの数				0.08
			同上88,000人を超え92,000人までの数				0.07
			同上92,000人を超える数				−0.23
			密度補正				
			Ⅰの地域				
			10　種　地				1.035
			9　種　地				1.029
			8　種　地				1.022

				２級地（旧４級地）	1.102	1.101	1.102
				２級地（旧５級地）	1.102	1.101	1.102
				２級地（旧６級地）	1.075	1.074	1.075
				２級地（旧７級地）	1.051	1.050	1.051
				２級地（旧無級地）	1.025	1.025	1.025
				３級地（旧２級地）	1.109	1.108	1.109
				３級地（旧３級地）	1.102	1.101	1.102
				３級地（旧４級地）	1.089	1.089	1.090
				３級地（旧５級地）	1.083	1.082	1.083
				３級地（旧６級地）	1.075	1.074	1.075
				３級地（旧無級地）	1.025	1.025	1.025
				４級地（旧４級地）	1.083	1.082	1.083
				４級地（旧５級地）	1.068	1.067	1.068
				４級地（旧６級地）	1.051	1.050	1.051
				４級地（旧７級地）	1.041	1.040	1.041
				４級地（旧無級地）	1.025	1.025	1.025
				５級地（旧６級地）	1.034	1.034	1.034
				５級地（旧７級地）	1.021	1.021	1.021
				５級地（旧無級地）	1.012	1.012	1.012
				無級地（旧７級地）	1.012	1.012	1.012
				無級地（旧無級地）	0.997	0.997	0.997
四 厚生費	1　生活保護費	市部人口	段階補正				
			測定単位の数値が100,000人以上のもの				
			100,000人				1.00
			100,000人を超え250,000人までの数				0.99
			250,000人を超え400,000人までの数				0.97
			400,000人を超え1,000,000人までの数				0.98
			1,000,000人を超える数				0.98
			測定単位の数値が100,000人に満たないもの				
			その団体の数値				1.00
			100,000人に満たない数が70,000人までの数				0.03
			同上70,000人を超え80,000人までの数				0.11
			同上80,000人を超え88,000人までの数				0.07
			同上88,000人を超え92,000人までの数				0.08
			同上92,000人を超える数				−0.23
			密度補正				
			Ⅰの地域				
			10　種　地				1.034
			9　種　地				1.027
			8　種　地				1.020

7　種　地	1.014
6　種　地	0.992
5　種　地	0.959
4　種　地	0.921
3　種　地	0.905
2　種　地	0.897
1　種　地	0.889
Ⅱの地域	
10　種　地	1.027
9　種　地	1.018
8　種　地	0.999
7　種　地	0.945
6　種　地	0.925
5　種　地	0.920
4　種　地	0.901
3　種　地	0.885
2　種　地	0.882
1　種　地	0.882

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	特別区及びその他の市町村
１級地（旧１級地）	1.036	1.036	1.034
２級地（旧２級地）	1.030	1.030	1.028
２級地（旧３級地）	1.030	1.030	1.028
２級地（旧４級地）	1.030	1.030	1.028
２級地（旧５級地）	1.028	1.028	1.026
２級地（旧６級地）	1.025	1.025	1.023
２級地（旧７級地）	1.021	1.021	1.019
２級地（旧無級地）	1.019	1.019	1.017
３級地（旧２級地）	1.025	1.025	1.023
３級地（旧３級地）	1.025	1.025	1.023
３級地（旧４級地）	1.023	1.023	1.021
３級地（旧５級地）	1.023	1.023	1.021
３級地（旧６級地）	1.021	1.021	1.019
３級地（旧無級地）	1.016	1.016	1.014
４級地（旧４級地）	1.019	1.019	1.017
４級地（旧５級地）	1.016	1.016	1.014
４級地（旧６級地）	1.016	1.016	1.014
４級地（旧７級地）	1.016	1.016	1.014
４級地（旧無級地）	1.013	1.013	1.011
５級地（旧６級地）	1.008	1.008	1.006
５級地（旧７級地）	1.008	1.008	1.006

7　種　地	1.012
6　種　地	0.989
5　種　地	0.957
4　種　地	0.921
3　種　地	0.905
2　種　地	0.897
1　種　地	0.890
Ⅱの地域	
10　種　地	1.026
9　種　地	1.015
8　種　地	0.996
7　種　地	0.945
6　種　地	0.924
5　種　地	0.916
4　種　地	0.902
3　種　地	0.887
2　種　地	0.883
1　種　地	0.884

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	特別区及びその他の市町村
１級地（旧１級地）	1.035	1.034	1.033
２級地（旧２級地）	1.028	1.027	1.026
２級地（旧３級地）	1.026	1.025	1.024
２級地（旧４級地）	1.025	1.024	1.023
２級地（旧５級地）	1.025	1.024	1.023
２級地（旧６級地）	1.019	1.018	1.017
２級地（旧７級地）	1.013	1.012	1.011
２級地（旧無級地）	1.008	1.007	1.006
３級地（旧２級地）	1.026	1.025	1.024
３級地（旧３級地）	1.025	1.024	1.023
３級地（旧４級地）	1.022	1.021	1.020
３級地（旧５級地）	1.020	1.019	1.018
３級地（旧６級地）	1.019	1.018	1.017
３級地（旧無級地）	1.008	1.007	1.006
４級地（旧４級地）	1.020	1.019	1.018
４級地（旧５級地）	1.017	1.016	1.015
４級地（旧６級地）	1.013	1.012	1.011
４級地（旧７級地）	1.011	1.010	1.009
４級地（旧無級地）	1.008	1.007	1.006
５級地（旧６級地）	1.010	1.009	1.008
５級地（旧７級地）	1.007	1.006	1.005

			５級地（旧無級地） 1.008 1.008 1.006 無級地（旧７級地） 1.003 1.003 1.001 無級地（旧無級地） 1.001 1.001 0.999
			寒冷補正Ⅰ（給与差） ４　級　地 0.003 ３　級　地 0.003 ２　級　地 0.003 １　級　地 0.004 無　級　地（旧４級地であつた地域） 0.001 無　級　地（上記以外の地域） 0.000
			寒冷補正Ⅱ（寒冷度） １　区 0.015 ２　区 0.010 ３　区 0.006 ４　区 0.005 ５　区 0.002 ６　区 0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人 1.00 100,000人を超え250,000人までの数 0.87 250,000人を超え400,000人までの数 0.87 400,000人を超え1,000,000人までの数 0.85 1,000,000人を超える数 0.84 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値 1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数 0.05 同上70,000人を超え80,000人までの数 −0.08 同上80,000人を超え88,000人までの数 −0.06 同上88,000人を超え92,000人までの数 0.00 同上92,000人を超える数 −0.04
			普通態容補正（種地） 市及び福祉事務所設置町村：A 0.000000 / B 0.9820 その他の町村：A — / B — Ⅰの地域 10種地 指定都市：A 0.000000 / B 0.9820；A — / B — 10種地 特別区：A 0.000000 / B 0.9280；A — / B — ９種地：A 0.000000 / B 0.9280；A — / B — ８種地：A 0.000000 / B 0.9280；A — / B —

			５級地（旧無級地） 1.005 1.004 1.003 無級地（旧７級地） 1.005 1.004 1.003 無級地（旧無級地） 1.001 1.000 0.999
			寒冷補正Ⅰ（給与差） ４　級　地 0.003 ３　級　地 0.003 ２　級　地 0.003 １　級　地 0.004 無　級　地（旧４級地であつた地域） 0.002 無　級　地（上記以外の地域） 0.000
			寒冷補正Ⅱ（寒冷度） １　区 0.015 ２　区 0.010 ３　区 0.006 ４　区 0.006 ５　区 0.002 ６　区 0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人 1.00 100,000人を超え250,000人までの数 0.87 250,000人を超え400,000人までの数 0.85 400,000人を超え1,000,000人までの数 0.85 1,000,000人を超える数 0.83 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値 1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数 0.05 同上70,000人を超え80,000人までの数 −0.07 同上80,000人を超え88,000人までの数 −0.06 同上88,000人を超え92,000人までの数 0.00 同上92,000人を超える数 −0.05
			普通態容補正（種地） 市及び福祉事務所設置町村：A 0.000000 / B 0.9860 その他の町村：A — / B — Ⅰの地域 10種地 指定都市：A 0.000000 / B 0.9860；A — / B — 10種地 特別区：A 0.000000 / B 0.9290；A — / B — ９種地：A 0.000000 / B 0.9290；A — / B — ８種地：A 0.000000 / B 0.9290；A — / B —

７種地	指定都市	0.000040	0.9480	—	—
	中核市	0.000040	0.9290	—	—
	その他の市町村	0.000040	0.8940	0.000040	0.8740
６種地	指定都市	0.000080	0.9180	—	—
	中核市	0.000070	0.9065	—	—
	その他の市町村	0.000070	0.8715	0.000070	0.8515
５種地	中核市	0.000040	0.9260	—	—
	その他の市町村	0.000040	0.8910	0.000040	0.8710
４種地	中核市	0.000070	0.9095	—	—
	その他の市町村	0.000060	0.8800	0.000060	0.8600
３種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8870
２種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8870
１種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8870
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000000	0.9560	—	—
	その他の市町村	0.000000	0.9210	0.000000	0.9010
９種地	中核市	0.000000	0.9560	—	—
	その他の市町村	0.000000	0.9210	0.000000	0.9010
８種地		0.000060	0.8670	0.000060	0.8470
７種地		0.000000	0.9180	0.000000	0.8980
６種地		0.000040	0.8860	0.000040	0.8660
５種地		0.000060	0.8710	0.000060	0.8510
４種地		0.000070	0.8710	0.000060	0.8510
３種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8870
２種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8870
１種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8870

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
１級地(旧１級地)	0.113	0.111	0.107	0.105
２級地(旧２級地)	0.110	0.108	0.104	0.102
２級地(旧３級地)	0.110	0.108	0.104	0.102

７種地	指定都市	0.000050	0.9435	—	—
	中核市	0.000040	0.9320	—	—
	その他の市町村	0.000040	0.8950	0.000040	0.8740
６種地	指定都市	0.000080	0.9210	—	—
	中核市	0.000080	0.9020	—	—
	その他の市町村	0.000080	0.8650	0.000080	0.8440
５種地	中核市	0.000030	0.9345	—	—
	その他の市町村	0.000030	0.8975	0.000030	0.8765
４種地	中核市	0.000080	0.9070	—	—
	その他の市町村	0.000070	0.8755	0.000070	0.8545
３種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8860
２種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8860
１種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8860
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000000	0.9580	—	—
	その他の市町村	0.000000	0.9210	0.000000	0.9000
９種地	中核市	0.000000	0.9580	—	—
	その他の市町村	0.000000	0.9210	0.000000	0.9000
８種地		0.000040	0.8850	0.000040	0.8640
７種地		0.000020	0.9020	0.000020	0.8810
６種地		0.000040	0.8860	0.000040	0.8650
５種地		0.000040	0.8860	0.000040	0.8650
４種地		0.000070	0.8650	0.000070	0.8440
３種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8860
２種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8860
１種地		0.000000	0.9070	0.000000	0.8860

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
１級地(旧１級地)	0.114	0.111	0.107	0.105
２級地(旧２級地)	0.110	0.108	0.104	0.102
２級地(旧３級地)	0.109	0.107	0.103	0.101

		２級地（旧４級地）	0.110	0.108	0.104	0.102
		２級地（旧５級地）	0.110	0.108	0.104	0.102
		２級地（旧６級地）	0.108	0.106	0.102	0.100
		２級地（旧７級地）	0.107	0.105	0.101	0.099
		２級地（旧無級地）	0.106	0.104	0.100	0.098
		３級地（旧２級地）	0.108	0.106	0.102	0.100
		３級地（旧３級地）	0.108	0.106	0.102	0.100
		３級地（旧４級地）	0.108	0.106	0.102	0.100
		３級地（旧５級地）	0.108	0.106	0.102	0.100
		３級地（旧６級地）	0.107	0.105	0.101	0.099
		３級地（旧無級地）	0.105	0.103	0.099	0.097
		４級地（旧４級地）	0.106	0.104	0.100	0.098
		４級地（旧５級地）	0.105	0.103	0.099	0.097
		４級地（旧６級地）	0.105	0.103	0.099	0.097
		４級地（旧７級地）	0.105	0.103	0.099	0.097
		４級地（旧無級地）	0.103	0.101	0.097	0.095
		５級地（旧６級地）	0.102	0.100	0.096	0.094
		５級地（旧７級地）	0.102	0.100	0.096	0.094
		５級地（旧無級地）	0.102	0.100	0.096	0.094
		無級地（旧７級地）	0.098	0.097	0.093	0.091
		無級地（旧無級地）	0.098	0.097	0.093	0.091
3　保健衛生費	人口	段階補正				
		測定単位の数値が100,000人以上のもの				
		100,000人				1.00
		100,000人を超え250,000人までの数				0.88
		250,000人を超え400,000人までの数				0.86
		400,000人を超え1,000,000人までの数				0.83
		1,000,000人を超える数				0.85
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの				
		その団体の数値				1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数				0.07
		同上70,000人を超え80,000人までの数				0.06
		同上80,000人を超え88,000人までの数				0.11
		同上88,000人を超え92,000人までの数				0.16
		同上92,000人を超える数				0.25

		２級地（旧４級地）	0.109	0.107	0.103	0.101
		２級地（旧５級地）	0.109	0.107	0.103	0.101
		２級地（旧６級地）	0.106	0.104	0.100	0.098
		２級地（旧７級地）	0.104	0.102	0.098	0.096
		２級地（旧無級地）	0.101	0.099	0.095	0.093
		３級地（旧２級地）	0.109	0.107	0.103	0.101
		３級地（旧３級地）	0.109	0.107	0.103	0.101
		３級地（旧４級地）	0.108	0.106	0.102	0.100
		３級地（旧５級地）	0.107	0.105	0.101	0.099
		３級地（旧６級地）	0.106	0.104	0.100	0.098
		３級地（旧無級地）	0.101	0.099	0.095	0.093
		４級地（旧４級地）	0.107	0.105	0.101	0.099
		４級地（旧５級地）	0.106	0.104	0.100	0.098
		４級地（旧６級地）	0.104	0.102	0.098	0.096
		４級地（旧７級地）	0.103	0.101	0.097	0.095
		４級地（旧無級地）	0.101	0.099	0.095	0.093
		５級地（旧６級地）	0.102	0.100	0.096	0.094
		５級地（旧７級地）	0.101	0.099	0.095	0.093
		５級地（旧無級地）	0.100	0.098	0.094	0.092
		無級地（旧７級地）	0.100	0.098	0.094	0.092
		無級地（旧無級地）	0.099	0.097	0.093	0.091
3　保健衛生費	人口	段階補正				
		測定単位の数値が100,000人以上のもの				
		100,000人				1.00
		100,000人を超え250,000人までの数				0.88
		250,000人を超え400,000人までの数				0.87
		400,000人を超え1,000,000人までの数				0.87
		1,000,000人を超える数				0.87
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの				
		その団体の数値				1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数				0.07
		同上70,000人を超え80,000人までの数				0.03
		同上80,000人を超え88,000人までの数				0.11
		同上88,000人を超え92,000人までの数				0.16
		同上92,000人を超える数				0.24

△

○

普通態容補正（種地）

		指定都市、特別区、中核市及び保健所設置市		その他の市町村	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	特別区	0.000860	0.4380	—	—
	指定都市	0.001140	0.5880	—	—
9種地		0.000640	1.0630	—	—
8種地		0.000660	1.0450	—	—
7種地	指定都市	0.000810	0.9175	0.000470	0.5325
	中核市	0.000610	0.6995	—	—
	保健所設置市	0.000610	0.6875	—	—
6種地	指定都市	0.000590	1.0825	0.000340	0.6300
	中核市	0.000450	0.8195	—	—
	保健所設置市	0.000440	0.8150	—	—
5種地	中核市	0.000420	0.8390	0.000320	0.6430
	保健所設置市	0.000410	0.8345	—	—
4種地	中核市	0.000260	0.9270	0.000200	0.7090
	保健所設置市	0.000260	0.9170	—	—
3種地		0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
2種地		0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
1種地		0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000500	0.6590	0.000380	0.5070
	保健所設置市	0.000500	0.6480	—	—
9種地	中核市	0.000340	0.8110	0.000260	0.6210
	保健所設置市	0.000340	0.8000	—	—
8種地	中核市	0.000440	0.7210	0.000340	0.5490
	保健所設置市	0.000440	0.7100	—	—
7種地	中核市	0.000420	0.7380	0.000320	0.5660
	保健所設置市	0.000400	0.7440	—	—

○

普通態容補正（種地）

		指定都市、特別区、中核市及び保健所設置市		その他の市町村	
		A	B	A	B
Ⅰの地域					
10種地	特別区	0.000860	0.4420	—	—
	指定都市	0.001180	0.5590	—	—
9種地		0.000640	1.0720	—	—
8種地		0.000660	1.0540	—	—
7種地	指定都市	0.000820	0.9180	0.000480	0.5350
	中核市	0.000620	0.6940	—	—
	保健所設置市	0.000620	0.6830	—	—
6種地	指定都市	0.000580	1.0980	0.000340	0.6400
	中核市	0.000440	0.8290	—	—
	保健所設置市	0.000430	0.8255	—	—
5種地	中核市	0.000430	0.8355	0.000330	0.6465
	保健所設置市	0.000430	0.8255	—	—
4種地	中核市	0.000260	0.9290	0.000200	0.7180
	保健所設置市	0.000250	0.9245	—	—
3種地		0.000200	0.9470	0.000150	0.7405
2種地		0.000100	0.9820	0.000080	0.7650
1種地		0.000130	0.9760	0.000100	0.7610
Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000500	0.6620	0.000380	0.5170
	保健所設置市	0.000500	0.6510	—	—
9種地	中核市	0.000340	0.8140	0.000260	0.6310
	保健所設置市	0.000320	0.8220	—	—
8種地	中核市	0.000440	0.7240	0.000340	0.5590
	保健所設置市	0.000440	0.7140	—	—
7種地	中核市	0.000440	0.7240	0.000340	0.5590
	保健所設置市	0.000440	0.7140	—	—

			6種地	0.000260	0.8560	0.000200	0.6620
			5種地	0.000340	0.7960	0.000260	0.6170
			4種地	0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
			3種地	0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
			2種地	0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
			1種地	0.000000	1.0340	0.000000	0.7990
			普通態容補正（給与差等）				
				指定都市	中核市	保健所設置市	その他の市町村
			1級地（旧1級地）	0.398	0.302	0.299	0.231
			2級地（旧2級地）	0.389	0.295	0.292	0.226
			2級地（旧3級地）	0.386	0.293	0.290	0.224
			2級地（旧4級地）	0.383	0.290	0.287	0.222
			2級地（旧5級地）	0.383	0.290	0.287	0.222
			2級地（旧6級地）	0.372	0.282	0.280	0.216
			2級地（旧7級地）	0.364	0.276	0.273	0.211
			2級地（旧無級地）	0.355	0.269	0.267	0.206
			3級地（旧2級地）	0.386	0.293	0.290	0.224
			3級地（旧3級地）	0.383	0.290	0.287	0.222
			3級地（旧4級地）	0.377	0.286	0.283	0.219
			3級地（旧5級地）	0.376	0.285	0.282	0.218
			3級地（旧6級地）	0.372	0.282	0.280	0.216
			3級地（旧無級地）	0.355	0.269	0.267	0.206
			4級地（旧4級地）	0.376	0.285	0.282	0.218
			4級地（旧5級地）	0.370	0.281	0.278	0.215
			4級地（旧6級地）	0.364	0.276	0.273	0.211
			4級地（旧7級地）	0.360	0.273	0.270	0.209
			4級地（旧無級地）	0.355	0.269	0.267	0.206
			5級地（旧6級地）	0.358	0.272	0.269	0.208
			5級地（旧7級地）	0.353	0.268	0.265	0.205
			5級地（旧無級地）	0.350	0.265	0.263	0.203
			無級地（旧7級地）	0.350	0.265	0.263	0.203
			無級地（旧無級地）	0.345	0.261	0.259	0.200
			［略］				
	4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正				
			測定単位の数値が16,000人以上のもの				
			16,000人				1.00
			16,000人を超え39,000人までの数				0.95
			39,000人を超え65,000人までの数				0.91
			65,000人を超え150,000人までの数				0.94
			150,000人を超える数				0.93

			6種地	0.000260	0.8580	0.000200	0.6710
			5種地	0.000320	0.8130	0.000260	0.6260
			4種地	0.000270	0.8480	0.000210	0.6610
			3種地	0.000180	0.9020	0.000140	0.7030
			2種地	0.000200	0.8920	0.000153	0.6965
			1種地	0.000160	0.9060	0.000126	0.7060
			普通態容補正（給与差等）				
				指定都市	中核市	保健所設置市	その他の市町村
			1級地（旧1級地）	0.379	0.286	0.284	0.221
			2級地（旧2級地）	0.368	0.278	0.276	0.215
			2級地（旧3級地）	0.367	0.277	0.275	0.214
			2級地（旧4級地）	0.363	0.275	0.272	0.212
			2級地（旧5級地）	0.363	0.275	0.272	0.212
			2級地（旧6級地）	0.355	0.268	0.266	0.207
			2級地（旧7級地）	0.346	0.262	0.259	0.202
			2級地（旧無級地）	0.337	0.255	0.253	0.197
			3級地（旧2級地）	0.367	0.277	0.275	0.214
			3級地（旧3級地）	0.363	0.275	0.272	0.212
			3級地（旧4級地）	0.360	0.272	0.269	0.210
			3級地（旧5級地）	0.356	0.269	0.267	0.208
			3級地（旧6級地）	0.355	0.268	0.266	0.207
			3級地（旧無級地）	0.337	0.255	0.253	0.197
			4級地（旧4級地）	0.356	0.269	0.267	0.208
			4級地（旧5級地）	0.351	0.265	0.263	0.205
			4級地（旧6級地）	0.346	0.262	0.259	0.202
			4級地（旧7級地）	0.343	0.259	0.257	0.200
			4級地（旧無級地）	0.337	0.255	0.253	0.197
			5級地（旧6級地）	0.341	0.258	0.255	0.199
			5級地（旧7級地）	0.336	0.254	0.251	0.196
			5級地（旧無級地）	0.332	0.251	0.249	0.194
			無級地（旧7級地）	0.332	0.251	0.249	0.194
			無級地（旧無級地）	0.327	0.247	0.245	0.191
			［同左］				
	4　こども子育て費	十八歳以下人口	段階補正				
			測定単位の数値が16,000人以上のもの				
			16,000人				1.00
			16,000人を超え39,000人までの数				0.94
			39,000人を超え65,000人までの数				0.91
			65,000人を超え150,000人までの数				0.94
			150,000人を超える数				0.93

測定単位の数値が16,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
16,000人に満たない数が11,400人までの数	0.03
同上11,400人を超え13,100人までの数	−0.01
同上13,100人を超え14,300人までの数	−0.06
同上14,300人を超え14,900人までの数	0.05
同上14,900人を超える数	0.05

普通態容補正（種地）

		市及び福祉事務所設置町村 A	市及び福祉事務所設置町村 B	その他の町村 A	その他の町村 B
Ⅰの地域					
10種地	指定都市	0.000040	1.1190	—	—
	特別区	0.000040	0.9480	—	—
9種地		0.000040	1.1190	—	—
8種地		0.000000	1.1550	—	—
7種地	指定都市	0.000050	1.1125	—	—
	中核市	0.000050	0.9595	—	—
	児相中核市	0.000050	1.1115	—	—
	その他の市町村	0.000050	0.9425	0.000040	0.8640
6種地	指定都市	0.000060	1.1050	—	—
	中核市	0.000050	0.9595	—	—
	児相中核市	0.000060	1.1040	—	—
	その他の市町村	0.000050	0.9425	0.000050	0.8565
5種地	中核市	0.000040	0.9660	—	—
	児相中核市	0.000050	1.1105	—	—
	その他の市町村	0.000040	0.9490	0.000030	0.8695
4種地	中核市	0.000050	0.9605	—	—
	その他の市町村	0.000040	0.9490	0.000040	0.8640
3種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8820
2種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8820
1種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8820

測定単位の数値が16,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
16,000人に満たない数が11,400人までの数	0.03
同上11,400人を超え13,100人までの数	−0.02
同上13,100人を超え14,300人までの数	−0.05
同上14,300人を超え14,900人までの数	0.03
同上14,900人を超える数	0.03

普通態容補正（種地）

		市及び福祉事務所設置町村 A	市及び福祉事務所設置町村 B	その他の町村 A	その他の町村 B
Ⅰの地域					
10種地	指定都市	0.000020	1.1340	—	—
	特別区	0.000020	0.9690	—	—
9種地		0.000020	1.1340	—	—
8種地		0.000020	1.1340	—	—
7種地	指定都市	0.000050	1.1085	—	—
	中核市	0.000040	0.9690	—	—
	児相中核市	0.000050	1.1075	—	—
	その他の市町村	0.000040	0.9520	0.000030	0.8705
6種地	指定都市	0.000070	1.0935	—	—
	中核市	0.000060	0.9540	—	—
	児相中核市	0.000070	1.0925	—	—
	その他の市町村	0.000060	0.9370	0.000060	0.8480
5種地	中核市	0.000030	0.9735	—	—
	その他の市町村	0.000030	0.9565	0.000030	0.8675
4種地	中核市	0.000060	0.9570	—	—
	その他の市町村	0.000050	0.9455	0.000040	0.8620
3種地		0.000000	0.9680	0.000000	0.8800
2種地		0.000000	0.9680	0.000000	0.8800
1種地		0.000000	0.9680	0.000000	0.8800

Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000020	0.9760	—	—
	その他の市町村	0.000020	0.9590	0.000020	0.8730
9種地	中核市	0.000020	0.9760	—	—
	その他の市町村	0.000020	0.9590	0.000020	0.8730
8種地		0.000040	0.9410	0.000040	0.8550
7種地		0.000020	0.9580	0.000020	0.8720
6種地		0.000020	0.9580	0.000020	0.8720
5種地		0.000040	0.9430	0.000020	0.8720
4種地		0.000040	0.9430	0.000040	0.8580
3種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8820
2種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8820
1種地		0.000000	0.9670	0.000000	0.8820

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	児童相談所設置市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
1級地(旧1級地)	0.045	0.039	0.045	0.038	0.035
2級地(旧2級地)	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
2級地(旧3級地)	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
2級地(旧4級地)	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
2級地(旧5級地)	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
2級地(旧6級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
2級地(旧7級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
2級地(旧無級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧2級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧3級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧4級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧5級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧6級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧無級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
4級地(旧4級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
4級地(旧5級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
4級地(旧6級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
4級地(旧7級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
4級地(旧無級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032

Ⅱの地域					
10種地	中核市	0.000020	0.9770	—	—
	その他の市町村	0.000020	0.9600	0.000020	0.8710
9種地	中核市	0.000020	0.9770	—	—
	その他の市町村	0.000020	0.9600	0.000020	0.8710
8種地		0.000040	0.9420	0.000040	0.8530
7種地		0.000020	0.9590	0.000020	0.8700
6種地		0.000020	0.9590	0.000020	0.8700
5種地		0.000040	0.9440	0.000020	0.8700
4種地		0.000040	0.9440	0.000040	0.8560
3種地		0.000000	0.9680	0.000000	0.8800
2種地		0.000000	0.9680	0.000000	0.8800
1種地		0.000000	0.9680	0.000000	0.8800

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	児童相談所設置市	特別区、市及び福祉事務所設置町村	その他の町村
1級地(旧1級地)	0.043	0.038	0.043	0.037	0.034
2級地(旧2級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
2級地(旧3級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
2級地(旧4級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
2級地(旧5級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
2級地(旧6級地)	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
2級地(旧7級地)	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
2級地(旧無級地)	0.039	0.034	0.038	0.033	0.030
3級地(旧2級地)	0.042	0.037	0.042	0.036	0.033
3級地(旧3級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
3級地(旧4級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
3級地(旧5級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
3級地(旧6級地)	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
3級地(旧無級地)	0.039	0.034	0.038	0.033	0.030
4級地(旧4級地)	0.041	0.036	0.041	0.035	0.032
4級地(旧5級地)	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
4級地(旧6級地)	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
4級地(旧7級地)	0.039	0.034	0.038	0.033	0.030
4級地(旧無級地)	0.039	0.034	0.038	0.033	0.030

		５級地（旧６級地）	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
		５級地（旧７級地）	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
		５級地（旧無級地）	0.040	0.035	0.040	0.034	0.031
		無級地（旧７級地）	0.039	0.034	0.039	0.033	0.030
		無級地（旧無級地）	0.039	0.034	0.039	0.033	0.030
５　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正					
		測定単位の数値が31,000人以上のもの					
		31,000人					1.00
		31,000人を超え78,000人までの数					0.85
		78,000人を超え130,000人までの数					0.85
		130,000人を超え320,000人までの数					0.85
		320,000人を超える数					0.83
		測定単位の数値が31,000人に満たないもの					
		その団体の数値					1.00
		31,000人に満たない数が21,400人までの数					0.03
		同上21,400人を超え24,700人までの数					0.03
		同上24,700人を超え27,300人までの数					0.01
		同上27,300人を超え28,400人までの数					0.06
		同上28,400人を超える数					−0.05
		普通態容補正（種地）					
			指定都市		中核市		
			A	B	A	B	
		Ⅰの地域					
		10種地	0.000300	0.7210	0.000300	0.7210	
		９種地	0.000260	0.7590	0.000260	0.7590	
		８種地	0.000200	0.8130	0.000200	0.8130	
		７種地	0.000160	0.8470	0.000160	0.8470	
		６種地	0.000150	0.8545	0.000150	0.8545	
		５種地	0.000150	0.8545	0.000150	0.8545	
		４種地	0.000130	0.8655	0.000130	0.8655	
		３種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	
		２種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	
		１種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	
		Ⅱの地域					
		10種地	0.000580	0.4080	0.000580	0.4080	
		９種地	0.000140	0.8260	0.000140	0.8260	
		８種地	0.000180	0.7900	0.000180	0.7900	
		７種地	0.000140	0.8240	0.000140	0.8240	
		６種地	0.000140	0.8240	0.000140	0.8240	
		５種地	0.000100	0.8540	0.000100	0.8540	
		４種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	
		３種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	
		２種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	
		１種地	0.000000	0.9240	0.000000	0.9240	

		５級地（旧６級地）	0.039	0.034	0.038	0.033	0.030
		５級地（旧７級地）	0.039	0.034	0.038	0.033	0.030
		５級地（旧無級地）	0.037	0.033	0.037	0.032	0.029
		無級地（旧７級地）	0.037	0.033	0.037	0.032	0.029
		無級地（旧無級地）	0.037	0.033	0.037	0.032	0.029
５　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正					
		測定単位の数値が31,000人以上のもの					
		31,000人					1.00
		31,000人を超え78,000人までの数					0.84
		78,000人を超え130,000人までの数					0.85
		130,000人を超え320,000人までの数					0.85
		320,000人を超える数					0.83
		測定単位の数値が31,000人に満たないもの					
		その団体の数値					1.00
		31,000人に満たない数が21,400人までの数					0.03
		同上21,400人を超え24,700人までの数					0.02
		同上24,700人を超え27,300人までの数					0.01
		同上27,300人を超え28,400人までの数					0.06
		同上28,400人を超える数					−0.05
		普通態容補正（種地）					
			指定都市		中核市		
			A	B	A	B	
		Ⅰの地域					
		10種地	0.000300	0.7270	0.000300	0.7270	
		９種地	0.000260	0.7650	0.000260	0.7650	
		８種地	0.000200	0.8190	0.000200	0.8190	
		７種地	0.000160	0.8530	0.000160	0.8530	
		６種地	0.000150	0.8605	0.000150	0.8605	
		５種地	0.000150	0.8605	0.000150	0.8605	
		４種地	0.000130	0.8715	0.000130	0.8715	
		３種地	0.000040	0.9120	0.000040	0.9120	
		２種地	0.000153	0.8724	0.000153	0.8724	
		１種地	0.000120	0.8790	0.000120	0.8790	
		Ⅱの地域					
		10種地	0.000580	0.4140	0.000580	0.4140	
		９種地	0.000140	0.8320	0.000140	0.8320	
		８種地	0.000160	0.8140	0.000160	0.8140	
		７種地	0.000160	0.8140	0.000160	0.8140	
		６種地	0.000140	0.8300	0.000140	0.8300	
		５種地	0.000100	0.8600	0.000100	0.8600	
		４種地	0.000100	0.8600	0.000100	0.8600	
		３種地	0.000090	0.8660	0.000090	0.8660	
		２種地	0.000127	0.8476	0.000127	0.8476	
		１種地	0.000086	0.8620	0.000086	0.8620	

	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区 A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.000280	0.7100
9種地	0.000260	0.7290
8種地	0.000200	0.7830
7種地	0.000150	0.8255
6種地	0.000150	0.8255
5種地	0.000140	0.8320
4種地	0.000130	0.8375
3種地	0.000000	0.8960
2種地	0.000000	0.8960
1種地	0.000000	0.8960
Ⅱの地域		
10種地	0.000560	0.3980
9種地	0.000140	0.7970
8種地	0.000160	0.7790
7種地	0.000140	0.7960
6種地	0.000140	0.7960
5地地	0.000100	0.8260
4種地	0.000000	0.8960
3種地	0.000000	0.8960
2種地	0.000000	0.8960
1種地	0.000000	0.8960

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
1級地（旧1級地）	0.124	0.124	0.120
2級地（旧2級地）	0.121	0.121	0.117
2級地（旧3級地）	0.121	0.121	0.117
2級地（旧4級地）	0.121	0.121	0.117
2級地（旧5級地）	0.120	0.120	0.116
2級地（旧6級地）	0.119	0.119	0.115
2級地（旧7級地）	0.117	0.117	0.113
2級地（旧無級地）	0.115	0.115	0.112
3級地（旧2級地）	0.119	0.119	0.115
3級地（旧3級地）	0.118	0.118	0.114
3級地（旧4級地）	0.118	0.118	0.114

	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区 A	B
Ⅰの地域		
10種地	0.000280	0.7160
9種地	0.000260	0.7350
8種地	0.000200	0.7890
7種地	0.000150	0.8315
6種地	0.000150	0.8315
5種地	0.000140	0.8380
4種地	0.000130	0.8435
3種地	0.000040	0.8840
2種地	0.000147	0.8466
1種地	0.000120	0.8520
Ⅱの地域		
10種地	0.000560	0.4040
9種地	0.000140	0.8030
8種地	0.000160	0.7850
7種地	0.000140	0.8020
6種地	0.000140	0.8020
5種地	0.000100	0.8320
4種地	0.000100	0.8320
3種地	0.000080	0.8440
2種地	0.000127	0.8206
1種地	0.000080	0.8370

普通態容補正（給与差等）

	指定都市	中核市	その他の市町村
1級地（旧1級地）	0.117	0.117	0.113
2級地（旧2級地）	0.113	0.113	0.110
2級地（旧3級地）	0.112	0.112	0.109
2級地（旧4級地）	0.111	0.111	0.108
2級地（旧5級地）	0.111	0.111	0.108
2級地（旧6級地）	0.109	0.109	0.106
2級地（旧7級地）	0.106	0.106	0.103
2級地（旧無級地）	0.104	0.104	0.101
3級地（旧2級地）	0.112	0.112	0.109
3級地（旧3級地）	0.111	0.111	0.108
3級地（旧4級地）	0.110	0.110	0.107

		３級地（旧５級地）	0.118	0.118	0.114
		３級地（旧６級地）	0.117	0.117	0.113
		３級地（旧無級地）	0.113	0.113	0.110
		４級地（旧４級地）	0.115	0.115	0.112
		４級地（旧５級地）	0.113	0.113	0.110
		４級地（旧６級地）	0.113	0.113	0.110
		４級地（旧７級地）	0.113	0.113	0.110
		４級地（旧無級地）	0.112	0.112	0.109
		５級地（旧６級地）	0.110	0.110	0.107
		５級地（旧７級地）	0.110	0.110	0.107
		５級地（旧無級地）	0.110	0.110	0.107
		無級地（旧７級地）	0.108	0.108	0.105
		無級地（旧無級地）	0.107	0.107	0.104
6　清掃費	人口	密度補正Ⅰ			
		［略］			
		その団体の人口密度が450人に満たないもの			
		その団体の密度			1.00
		450人に満たない数が150人までの数			0.19
		同上150人を超え300人までの数			−0.05
		同上300人を超え350人までの数			0.02
		同上350人を超え400人までの数			−0.12
		同上400人を超える数			−0.14
		普通態容補正（種地）			
				A	B
		Ⅰの地域			
		10種地	a	0.005160	−3.5750
			b	0.005160	−3.5750
		９種地		0.000900	0.4720
		８種地		0.000980	0.4000
		７種地		0.000810	0.5445
		６種地		0.001860	−0.2430
		５種地		0.001990	−0.3275
		４種地		0.000850	0.2995
		３種地		0.000290	0.5515
		２種地		0.000507	0.4756
		１種地		0.000580	0.4610
		Ⅱの地域			
		10種地		0.000480	0.8230
		９種地		0.002560	−1.1530
		８種地		0.002060	−0.7030

		３級地（旧５級地）	0.109	0.109	0.106
		３級地（旧６級地）	0.109	0.109	0.106
		３級地（旧無級地）	0.104	0.104	0.101
		４級地（旧４級地）	0.109	0.109	0.106
		４級地（旧５級地）	0.108	0.108	0.105
		４級地（旧６級地）	0.106	0.106	0.103
		４級地（旧７級地）	0.105	0.105	0.102
		４級地（旧無級地）	0.104	0.104	0.101
		５級地（旧６級地）	0.104	0.104	0.101
		５級地（旧７級地）	0.103	0.103	0.100
		５級地（旧無級地）	0.102	0.102	0.099
		無級地（旧７級地）	0.102	0.102	0.099
		無級地（旧無級地）	0.101	0.101	0.098
6　清掃費	人口	密度補正Ⅰ			
		［同左］			
		その団体の人口密度が450人に満たないもの			
		その団体の密度			1.00
		450人に満たない数が150人までの数			0.19
		同上150人を超え300人までの数			−0.06
		同上300人を超え350人までの数			0.02
		同上350人を超え400人までの数			−0.11
		同上400人を超える数			−0.16
		普通態容補正（種地）			
				A	B
		Ⅰの地域			
		10種地	a	0.005160	−3.5700
			b	0.005160	−3.5700
		９種地		0.000900	0.4770
		８種地		0.000980	0.4050
		７種地		0.000810	0.5495
		６種地		0.001860	−0.2380
		５種地		0.001990	−0.3225
		４種地		0.000850	0.3045
		３種地		0.000290	0.5565
		２種地		0.000507	0.4806
		１種地		0.000580	0.4660
		Ⅱの地域			
		10種地		0.000480	0.8280
		９種地		0.002560	−1.1480
		８種地		0.002060	−0.6980

				７種地	0.001980	−0.6350
				６種地	0.002240	−0.8430
				５種地	0.000880	0.1770
				４種地	0.001500	−0.2570
				３種地	0.000550	0.3130
				２種地	0.000967	0.1046
				１種地	0.000469	0.2789
				普通態容補正（給与差等）		0.211
五 産業経済費	１　農業行政費	農家数		段階補正		
				測定単位の数値が2,250戸以上のもの		
				2,250戸		1.00
				2,250戸を超え3,150戸までの数		0.79
				3,150戸を超え4,500戸までの数		0.76
				4,500戸を超え5,850戸までの数		0.71
				5,850戸を超える数		0.81
				測定単位の数値が2,250戸に満たないもの		
				その団体の数値		1.00
				2,250戸に満たない数が990戸までの数		0.11
				同上990戸を超え1,440戸までの数		0.40
				同上1,440戸を超え1,840戸までの数		−0.11
				同上1,840戸を超える数		−0.46
				普通態容補正Ⅰ（給与差等）		
				１級地（旧１級地であつた地域）		1.088
				２級地（旧２級地であつた地域）		1.071
				２級地（旧３級地であつた地域）		1.071
				２級地（旧４級地であつた地域）		1.071
				２級地（旧５級地であつた地域）		1.066
				２級地（旧６級地であつた地域）		1.060
				２級地（旧７級地であつた地域）		1.048
				２級地（旧無級地であつた地域）		1.044
				３級地（旧２級地であつた地域）		1.060
				３級地（旧３級地であつた地域）		1.059
				３級地（旧４級地であつた地域）		1.054
				３級地（旧５級地であつた地域）		1.054
				３級地（旧６級地であつた地域）		1.048
				３級地（旧無級地であつた地域）		1.036
				４級地（旧４級地であつた地域）		1.044
				４級地（旧５級地であつた地域）		1.036
				４級地（旧６級地であつた地域）		1.036

				７種地	0.001980	−0.6300
				６種地	0.002240	−0.8380
				５種地	0.000880	0.1820
				４種地	0.001500	−0.2520
				３種地	0.000550	0.3180
				２種地	0.000967	0.1096
				１種地	0.000469	0.2839
				普通態容補正（給与差等）		0.206
五 産業経済費	１　農業行政費	農家数		段階補正		
				測定単位の数値が2,500戸以上のもの		
				2,500戸		1.00
				2,500戸を超え3,500戸までの数		0.76
				3,500戸を超え5,000戸までの数		0.82
				5,000戸を超え6,500戸までの数		0.70
				6,500戸を超える数		0.78
				測定単位の数値が2,500戸に満たないもの		
				その団体の数値		1.00
				2,500戸に満たない数が1,100戸までの数		0.10
				同上1,100戸を超え1,600戸までの数		0.40
				同上1,600戸を超え2,050戸までの数		−0.11
				同上2,050戸を超える数		−0.41
				普通態容補正Ⅰ（給与差等）		
				１級地（旧１級地であつた地域）		1.076
				２級地（旧２級地であつた地域）		1.062
				２級地（旧３級地であつた地域）		1.057
				２級地（旧４級地であつた地域）		1.053
				２級地（旧５級地であつた地域）		1.053
				２級地（旧６級地であつた地域）		1.039
				２級地（旧７級地であつた地域）		1.026
				２級地（旧無級地であつた地域）		1.013
				３級地（旧２級地であつた地域）		1.057
				３級地（旧３級地であつた地域）		1.053
				３級地（旧４級地であつた地域）		1.046
				３級地（旧５級地であつた地域）		1.043
				３級地（旧６級地であつた地域）		1.039
				３級地（旧無級地であつた地域）		1.013
				４級地（旧４級地であつた地域）		1.043
				４級地（旧５級地であつた地域）		1.035
				４級地（旧６級地であつた地域）		1.026

		４級地（旧７級地であつた地域）	1.036
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.028
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.016
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.016
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.016
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.003
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
		普通態容補正Ⅱ	
		５　級　地	1.38
		４　級　地	1.31
		３　級　地	1.12
		２　級　地	1.09
		１　級　地	1.06
		無　級　地	1.00
		寒冷補正（給与差）	
		４　級　地	0.009
		３　級　地	0.008
		２　級　地	0.008
		１　級　地	0.006
		無　級　地（旧４級地であつた地域）	0.002
		無　級　地（上記以外の地域）	0.000
２　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	普通態容補正Ⅰ	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.016
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.013
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.013
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.013
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.012
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.011
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.009
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.008
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.011
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.011
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.010
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.010
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.009
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.007
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.008
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.007
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.007
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.007
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.005

		４級地（旧７級地であつた地域）	1.021
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.013
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.018
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.011
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.006
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.006
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
		普通態容補正Ⅱ	
		５　級　地	1.38
		４　級　地	1.30
		３　級　地	1.12
		２　級　地	1.09
		１　級　地	1.06
		無　級　地	1.00
		寒冷補正（給与差）	
		４　級　地	0.007
		３　級　地	0.008
		２　級　地	0.008
		１　級　地	0.010
		無　級　地（旧４級地であつた地域）	0.004
		無　級　地（上記以外の地域）	0.000
２　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	普通態容補正Ⅰ	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.015
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.012
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.011
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.011
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.011
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.008
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.005
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.003
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.011
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.011
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.009
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.009
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.008
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.003
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.009
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.007
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.005
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.004
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.003

			５級地（旧６級地であつた地域） 1.003 ５級地（旧７級地であつた地域） 1.003 ５級地（旧無級地であつた地域） 1.003 無級地（旧７級地であつた地域） 1.001 無級地（旧無級地であつた地域） 1.000
			［略］
			［略］
3　商工行政費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が100,000人以上のもの	
		100,000人	1.00
		100,000人を超え250,000人までの数	0.75
		250,000人を超え400,000人までの数	0.70
		400,000人を超え1,000,000人までの数	0.75
		1,000,000人を超える数	0.75
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.18
		同上70,000人を超え80,000人までの数	0.25
		同上80,000人を超え88,000人までの数	−0.24
		同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.28
		同上92,000人を超える数	−0.41

普通態容補正（種地）

	中小企業支援市 A	中小企業支援市 B	計量市 A	計量市 B
Ⅰの地域				
10種地	0.004460	−3.0070	0.004220	−2.8430
9種地	0.004020	−2.5890	0.003820	−2.4630
8種地	0.004000	−2.5710	0.003800	−2.4450
7種地	0.000420	0.4720	0.000390	0.4535
6種地	0.000850	0.1495	0.000810	0.1385
5種地	0.000560	0.3380	0.000530	0.3205
4種地	0.000650	0.2885	0.000620	0.2710
3種地	0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
2種地	0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
1種地	0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
Ⅱの地域				
10種地	0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
9種地	0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
8種地	0.000000	0.5810	0.000000	0.5500

			５級地（旧６級地であつた地域） 1.004 ５級地（旧７級地であつた地域） 1.002 ５級地（旧無級地であつた地域） 1.001 無級地（旧７級地であつた地域） 1.001 無級地（旧無級地であつた地域） 1.000
			［同左］
			［同左］
3　商工行政費	人口	段階補正	
		測定単位の数値が100,000人以上のもの	
		100,000人	1.00
		100,000人を超え250,000人までの数	0.75
		250,000人を超え400,000人までの数	0.71
		400,000人を超え1,000,000人までの数	0.75
		1,000,000人を超える数	0.75
		測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.18
		同上70,000人を超え80,000人までの数	0.27
		同上80,000人を超え88,000人までの数	−0.26
		同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.28
		同上92,000人を超える数	−0.42

普通態容補正（種地）

	中小企業支援市 A	中小企業支援市 B	計量市 A	計量市 B
Ⅰの地域				
10種地	0.004440	−2.9760	0.004220	−2.8320
9種地	0.004040	−2.5960	0.003820	−2.4520
8種地	0.004000	−2.5600	0.003800	−2.4340
7種地	0.000420	0.4830	0.000400	0.4560
6種地	0.000850	0.1605	0.000800	0.1560
5種地	0.000560	0.3490	0.000530	0.3315
4種地	0.000650	0.2995	0.000620	0.2820
3種地	0.000230	0.4885	0.000220	0.4620
2種地	0.000167	0.5106	0.000153	0.4854
1種地	0.000220	0.5000	0.000210	0.4740
Ⅱの地域				
10種地	0.000000	0.5920	0.000000	0.5610
9種地	0.000000	0.5920	0.000000	0.5610
8種地	0.000000	0.5920	0.000000	0.5610

7種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
6種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
5種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
4種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
3種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
2種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
1種地		0.000000	0.5810	0.000000	0.5500
		その他の市町村			
		A	B		
Ⅰの地域					
10種地		0.003820	−2.5720		
9種地		0.003460	−2.2300		
8種地		0.003440	−2.2120		
7種地		0.000360	0.4060		
6種地		0.000730	0.1285		
5種地		0.000480	0.2910		
4種地		0.000560	0.2470		
3種地		0.000000	0.4990		
2種地		0.000000	0.4990		
1種地		0.000000	0.4990		
Ⅱの地域					
10種地		0.000000	0.4990		
9種地		0.000000	0.4990		
8種地		0.000000	0.4990		
7種地		0.000000	0.4990		
6種地		0.000000	0.4990		
5種地		0.000000	0.4990		
4種地		0.000000	0.4990		
3種地		0.000000	0.4990		
2種地		0.000000	0.4990		
1種地		0.000000	0.4990		

普通態容補正（給与差等）			
	中小企業支援市	計量市	その他の市町村
1級地（旧1級地）	0.672	0.636	0.577
2級地（旧2級地）	0.654	0.620	0.562
2級地（旧3級地）	0.654	0.620	0.562
2級地（旧4級地）	0.654	0.620	0.562
2級地（旧5級地）	0.650	0.615	0.558
2級地（旧6級地）	0.643	0.609	0.552

7種地		0.000000	0.5920	0.000000	0.5610
6種地		0.000000	0.5920	0.000000	0.5610
5種地		0.000020	0.5770	0.000020	0.5460
4種地		0.000290	0.3880	0.000280	0.3640
3種地		0.000370	0.3400	0.000340	0.3280
2種地		0.000460	0.2950	0.000440	0.2780
1種地		0.000263	0.3640	0.000246	0.3460
		その他の市町村			
		A	B		
Ⅰの地域					
10種地		0.003820	−2.5630		
9種地		0.003460	−2.2210		
8種地		0.003440	−2.2030		
7種地		0.000360	0.4150		
6種地		0.000730	0.1375		
5種地		0.000480	0.3000		
4種地		0.000560	0.2560		
3種地		0.000200	0.4180		
2種地		0.000140	0.4390		
1種地		0.000190	0.4290		
Ⅱの地域					
10種地		0.000000	0.5080		
9種地		0.000000	0.5080		
8種地		0.000000	0.5080		
7種地		0.000000	0.5080		
6種地		0.000000	0.5080		
5種地		0.000020	0.4930		
4種地		0.000250	0.3320		
3種地		0.000310	0.2960		
2種地		0.000400	0.2510		
1種地		0.000223	0.3130		

普通態容補正（給与差等）			
	中小企業支援市	計量市	その他の市町村
1級地（旧1級地）	0.659	0.625	0.566
2級地（旧2級地）	0.643	0.609	0.552
2級地（旧3級地）	0.637	0.604	0.547
2級地（旧4級地）	0.634	0.601	0.544
2級地（旧5級地）	0.634	0.601	0.544
2級地（旧6級地）	0.617	0.585	0.530

				２級地（旧７級地）	0.631	0.598	0.542
				２級地（旧無級地）	0.627	0.595	0.539
				３級地（旧２級地）	0.643	0.609	0.552
				３級地（旧３級地）	0.641	0.608	0.551
				３級地（旧４級地）	0.637	0.603	0.547
				３級地（旧５級地）	0.637	0.603	0.547
				３級地（旧６級地）	0.631	0.598	0.542
				３級地（旧無級地）	0.619	0.587	0.532
				４級地（旧４級地）	0.627	0.595	0.539
				４級地（旧５級地）	0.619	0.587	0.532
				４級地（旧６級地）	0.619	0.587	0.532
				４級地（旧７級地）	0.619	0.587	0.532
				４級地（旧無級地）	0.611	0.579	0.525
				５級地（旧６級地）	0.599	0.568	0.515
				５級地（旧７級地）	0.599	0.568	0.515
				５級地（旧無級地）	0.599	0.568	0.515
				無級地（旧７級地）	0.587	0.556	0.504
				無級地（旧無級地）	0.581	0.550	0.499
六 総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正				
			測定単位の数値が44,000世帯以上のもの				
			44,000世帯				1.00
			44,000世帯を超え127,000世帯までの数				0.51
			127,000世帯を超え377,000世帯までの数				0.59
			377,000世帯を超える数				0.60
			測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの				
			その団体の数値				1.00
			44,000世帯に満たない数が30,500世帯までの数				0.10
			同上30,500世帯を超え40,900世帯までの数				0.16
			同上40,900世帯を超える数				−0.64
			密度補正				
			［略］				
			その団体の人口密度が450人に満たないもの				
			その団体の密度				1.00
			450人に満たない数が150人までの数				0.20
			同上150人を超え300人までの数				0.02
			同上300人を超え350人までの数				−0.05
			同上350人を超え400人までの数				−0.23
			同上400人を超える数				−0.37

				２級地（旧７級地）	0.603	0.572	0.518
				２級地（旧無級地）	0.588	0.558	0.505
				３級地（旧２級地）	0.637	0.604	0.547
				３級地（旧３級地）	0.634	0.601	0.544
				３級地（旧４級地）	0.626	0.593	0.537
				３級地（旧５級地）	0.622	0.590	0.534
				３級地（旧６級地）	0.617	0.585	0.530
				３級地（旧無級地）	0.588	0.558	0.505
				４級地（旧４級地）	0.622	0.590	0.534
				４級地（旧５級地）	0.613	0.581	0.526
				４級地（旧６級地）	0.603	0.572	0.518
				４級地（旧７級地）	0.598	0.566	0.513
				４級地（旧無級地）	0.588	0.558	0.505
				５級地（旧６級地）	0.593	0.562	0.509
				５級地（旧７級地）	0.586	0.555	0.503
				５級地（旧無級地）	0.580	0.550	0.498
				無級地（旧７級地）	0.580	0.550	0.498
				無級地（旧無級地）	0.572	0.542	0.491
六 総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正				
			測定単位の数値が44,000世帯以上のもの				
			44,000世帯				1.00
			44,000世帯を超え127,000世帯までの数				0.49
			127,000世帯を超え377,000世帯までの数				0.58
			377,000世帯を超える数				0.58
			測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの				
			その団体の数値				1.00
			44,000世帯に満たない数が30,500世帯までの数				0.11
			同上30,500世帯を超え40,900世帯までの数				0.14
			同上40,900世帯を超える数				−0.64
			密度補正				
			［同左］				
			その団体の人口密度が450人に満たないもの				
			その団体の密度				1.00
			450人に満たない数が150人までの数				0.18
			同上150人を超え300人までの数				0.03
			同上300人を超え350人までの数				−0.05
			同上350人を超え400人までの数				−0.22
			同上400人を超える数				−0.34

		普通態容補正（給与差等）	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.098
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.079
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.079
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.079
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.074
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.067
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.053
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.050
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.067
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.065
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.060
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.060
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.053
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.040
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.050
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.040
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.040
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.040
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.031
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.018
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.018
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.018
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.003
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
２　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正	
		測定単位の数値が41,000籍以上のもの	
		41,000籍	1.00
		41,000籍を超え58,000籍までの数	0.86
		58,000籍を超え119,000籍までの数	0.83
		119,000籍を超え357,000籍までの数	0.73
		357,000籍を超える数	0.77
		測定単位の数値が41,000籍に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		41,000籍に満たない数が17,200籍までの数	0.11
		同上17,200籍を超え29,100籍までの数	−0.05
		同上29,100籍を超え35,200籍までの数	0.03
		同上35,200籍を超え37,400籍までの数	−0.03
		同上37,400籍を超える数	−0.29

		普通態容補正（給与差等）	
		１級地（旧１級地であつた地域）	1.097
		２級地（旧２級地であつた地域）	1.078
		２級地（旧３級地であつた地域）	1.072
		２級地（旧４級地であつた地域）	1.067
		２級地（旧５級地であつた地域）	1.067
		２級地（旧６級地であつた地域）	1.049
		２級地（旧７級地であつた地域）	1.033
		２級地（旧無級地であつた地域）	1.017
		３級地（旧２級地であつた地域）	1.072
		３級地（旧３級地であつた地域）	1.067
		３級地（旧４級地であつた地域）	1.059
		３級地（旧５級地であつた地域）	1.054
		３級地（旧６級地であつた地域）	1.049
		３級地（旧無級地であつた地域）	1.017
		４級地（旧４級地であつた地域）	1.054
		４級地（旧５級地であつた地域）	1.045
		４級地（旧６級地であつた地域）	1.033
		４級地（旧７級地であつた地域）	1.027
		４級地（旧無級地であつた地域）	1.017
		５級地（旧６級地であつた地域）	1.022
		５級地（旧７級地であつた地域）	1.014
		５級地（旧無級地であつた地域）	1.008
		無級地（旧７級地であつた地域）	1.008
		無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
２　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正	
		測定単位の数値が41,000籍以上のもの	
		41,000籍	1.00
		41,000籍を超え58,000籍までの数	0.85
		58,000籍を超え119,000籍までの数	0.83
		119,000籍を超え357,000籍までの数	0.72
		357,000籍を超える数	0.78
		測定単位の数値が41,000籍に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		41,000籍に満たない数が17,200籍までの数	0.10
		同上17,200籍を超え29,100籍までの数	−0.04
		同上29,100籍を超え35,200籍までの数	0.03
		同上35,200籍を超え37,400籍までの数	−0.01
		同上37,400籍を超える数	−0.28

	密度補正	
	［略］	
	その団体の人口密度が400人に満たないもの	
	その団体の密度	1.00
	400人に満たない数が100人までの数	0.12
	同上100人を超え200人までの数	0.03
	同上200人を超え250人までの数	0.01
	同上250人を超え300人までの数	−0.06
	同上300人を超え350人までの数	−0.10
	同上350人を超える数	−0.13
	普通態容補正　（給与差等）	
	１級地（旧１級地であつた地域）	1.132
	２級地（旧２級地であつた地域）	1.106
	２級地（旧３級地であつた地域）	1.106
	２級地（旧４級地であつた地域）	1.106
	２級地（旧５級地であつた地域）	1.099
	２級地（旧６級地であつた地域）	1.089
	２級地（旧７級地であつた地域）	1.072
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.066
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.089
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.087
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.080
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.080
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.072
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.053
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.066
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.053
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.053
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.053
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.042
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.024
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.024
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.024
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.004
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.997
世帯数	段階補正	
	測定単位の数値が44,000世帯以上のもの	
	44,000世帯	1.00
	44,000世帯を超え63,000世帯までの数	0.60
	63,000世帯を超え127,000世帯までの数	0.73
	127,000世帯を超え377,000世帯までの数	0.64
	377,000世帯を超える数	0.59

	密度補正	
	［同左］	
	その団体の人口密度が400人に満たないもの	
	その団体の密度	1.00
	400人に満たない数が100人までの数	0.11
	同上100人を超え200人までの数	0.04
	同上200人を超え250人までの数	0.00
	同上250人を超え300人までの数	−0.05
	同上300人を超え350人までの数	−0.10
	同上350人を超える数	−0.13
	普通態容補正　（給与差等）	
	１級地（旧１級地であつた地域）	1.132
	２級地（旧２級地であつた地域）	1.106
	２級地（旧３級地であつた地域）	1.098
	２級地（旧４級地であつた地域）	1.092
	２級地（旧５級地であつた地域）	1.092
	２級地（旧６級地であつた地域）	1.067
	２級地（旧７級地であつた地域）	1.046
	２級地（旧無級地であつた地域）	1.023
	３級地（旧２級地であつた地域）	1.098
	３級地（旧３級地であつた地域）	1.092
	３級地（旧４級地であつた地域）	1.080
	３級地（旧５級地であつた地域）	1.074
	３級地（旧６級地であつた地域）	1.067
	３級地（旧無級地であつた地域）	1.023
	４級地（旧４級地であつた地域）	1.074
	４級地（旧５級地であつた地域）	1.061
	４級地（旧６級地であつた地域）	1.046
	４級地（旧７級地であつた地域）	1.037
	４級地（旧無級地であつた地域）	1.023
	５級地（旧６級地であつた地域）	1.031
	５級地（旧７級地であつた地域）	1.019
	５級地（旧無級地であつた地域）	1.011
	無級地（旧７級地であつた地域）	1.011
	無級地（旧無級地であつた地域）	0.998
世帯数	段階補正	
	測定単位の数値が44,000世帯以上のもの	
	44,000世帯	1.00
	44,000世帯を超え63,000世帯までの数	0.63
	63,000世帯を超え127,000世帯までの数	0.73
	127,000世帯を超え377,000世帯までの数	0.64
	377,000世帯を超える数	0.59

測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの	
その団体の数値	1.00
44,000世帯に満たない数が19,000世帯までの数	0.26
同上19,000世帯を超え30,500世帯までの数	0.25
同上30,500世帯を超え38,900世帯までの数	−0.29
同上38,900世帯を超え40,900世帯までの数	−0.56
同上40,900世帯を超える数	−0.71
密度補正	
［略］	
その団体の人口密度が400人に満たないもの	
その団体の密度	1.00
400人に満たない数が100人までの数	0.13
同上100人を超え200人までの数	0.04
同上200人を超え250人までの数	−0.02
同上250人を超え300人までの数	−0.06
同上300人を超え350人までの数	−0.11
同上350人を超える数	−0.14
普通態容補正	
１級地（旧１級地であつた地域）	1.107
２級地（旧２級地であつた地域）	1.086
２級地（旧３級地であつた地域）	1.086
２級地（旧４級地であつた地域）	1.086
２級地（旧５級地であつた地域）	1.080
２級地（旧６級地であつた地域）	1.072
２級地（旧７級地であつた地域）	1.058
２級地（旧無級地であつた地域）	1.054
３級地（旧２級地であつた地域）	1.072
３級地（旧３級地であつた地域）	1.071
３級地（旧４級地であつた地域）	1.065
３級地（旧５級地であつた地域）	1.065
３級地（旧６級地であつた地域）	1.058
３級地（旧無級地であつた地域）	1.043
４級地（旧４級地であつた地域）	1.054
４級地（旧５級地であつた地域）	1.043
４級地（旧６級地であつた地域）	1.043
４級地（旧７級地であつた地域）	1.043
４級地（旧無級地であつた地域）	1.034
５級地（旧６級地であつた地域）	1.020
５級地（旧７級地であつた地域）	1.020
５級地（旧無級地であつた地域）	1.020
無級地（旧７級地であつた地域）	1.004
無級地（旧無級地であつた地域）	0.998

測定単位の数値が44,000世帯に満たないもの	
その団体の数値	1.00
44,000世帯に満たない数が19,000世帯までの数	0.26
同上19,000世帯を超え30,500世帯までの数	0.26
同上30,500世帯を超え38,900世帯までの数	−0.30
同上38,900世帯を超え40,900世帯までの数	−0.58
同上40,900世帯を超える数	−0.69
密度補正	
［同左］	
その団体の人口密度が400人に満たないもの	
その団体の密度	1.00
400人に満たない数が100人までの数	0.13
同上100人を超え200人までの数	0.05
同上200人を超え250人までの数	−0.03
同上250人を超え300人までの数	−0.07
同上300人を超え350人までの数	−0.11
同上350人を超える数	−0.13
普通態容補正	
１級地（旧１級地であつた地域）	1.102
２級地（旧２級地であつた地域）	1.082
２級地（旧３級地であつた地域）	1.076
２級地（旧４級地であつた地域）	1.071
２級地（旧５級地であつた地域）	1.071
２級地（旧６級地であつた地域）	1.052
２級地（旧７級地であつた地域）	1.035
２級地（旧無級地であつた地域）	1.018
３級地（旧２級地であつた地域）	1.076
３級地（旧３級地であつた地域）	1.071
３級地（旧４級地であつた地域）	1.062
３級地（旧５級地であつた地域）	1.057
３級地（旧６級地であつた地域）	1.052
３級地（旧無級地であつた地域）	1.018
４級地（旧４級地であつた地域）	1.057
４級地（旧５級地であつた地域）	1.047
４級地（旧６級地であつた地域）	1.035
４級地（旧７級地であつた地域）	1.029
４級地（旧無級地であつた地域）	1.018
５級地（旧６級地であつた地域）	1.024
５級地（旧７級地であつた地域）	1.015
５級地（旧無級地であつた地域）	1.008
無級地（旧７級地であつた地域）	1.008
無級地（旧無級地であつた地域）	0.998

3　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.75 250,000人を超え400,000人までの数　0.67 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.52 1,000,000人を超える数　0.54 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.11 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.15 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.14 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.20 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.42 同上96,000人を超える数　−1.72	
		段階補正Ⅱ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.47 250,000人を超え400,000人までの数　0.46 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.31 1,000,000人を超える数　0.27 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.27 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.41 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.27 同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.06 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.42 同上96,000人を超える数　−0.83	
		［略］	
		［略］	
		密度補正Ⅳ 市町村の人口規模による補正率	A　B その団体の測定単位の数値が4,000人以下の数　0.01　27,000 同上4,000人を超え8,000人までの数　2.06　18,800 同上8,000人を超え12,000人までの数　0.82　28,720 同上12,000人を超え20,000人までの数　0.83　28,600

3　地域振興費	人口	段階補正Ⅰ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.75 250,000人を超え400,000人までの数　0.67 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.52 1,000,000人を超える数　0.53 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.11 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.15 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.14 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.21 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.43 同上96,000人を超える数　−1.72	
		段階補正Ⅱ 測定単位の数値が100,000人以上のもの 100,000人　1.00 100,000人を超え250,000人までの数　0.48 250,000人を超え400,000人までの数　0.47 400,000人を超え1,000,000人までの数　0.31 1,000,000人を超える数　0.27 測定単位の数値が100,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 100,000人に満たない数が70,000人までの数　0.28 同上70,000人を超え80,000人までの数　0.41 同上80,000人を超え88,000人までの数　0.26 同上88,000人を超え92,000人までの数　−0.06 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.43 同上96,000人を超える数　−0.85	
		［同左］	
		［同左］	
		密度補正Ⅳ 市町村の人口段階による補正率	A　B その団体の測定単位の数値が4,000人以下の数　4.60　11,400 同上4,000人を超え8,000人までの数　3.02　17,720 同上8,000人を超え12,000人までの数　−0.61　46,760 同上12,000人を超え20,000人までの数　1.47　21,800

同上20,000人を超え30,000人までの数	1.07	23,800
同上30,000人を超え100,000人までの数	0.63	37,000
同上100,000人を超え250,000人までの数	0.99	1,000
同上250,000人を超え400,000人までの数	0.99	1,000
同上400,000人を超え1,000,000人までの数	0.99	1,000
同上1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.43	561,000
同上2,000,000人を超え4,000,000人までの数	0.32	781,000
同上4,000,000人を超える数	−0.26	3,101,000

普通態容補正Ⅰ（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10種地 a	0.031780	−10.4230
10種地 b	0.054980	−43.0420
9種地	0.027300	−16.7460
8種地	0.014160	−4.9200
7種地 a	0.015820	−6.3310
7種地 b	0.005780	−2.4850
6種地 a	0.017140	−7.3210
6種地 b	0.005740	−2.4550
5種地	0.006760	−3.1180
4種地	0.006000	−2.7000
3種地	0.000000	0.0000
2種地	0.000000	0.0000
1種地	0.000000	0.0000
Ⅱの地域		
10種地	0.003960	−2.8560
9種地	0.003780	−2.6850
8種地	0.002100	−1.1730
7種地	0.002960	−1.9040
6種地	0.003020	−1.9520
5種地	0.000680	−0.1970
4種地	0.002790	−1.6740
3種地	0.000000	0.0000
2種地	0.000000	0.0000
1種地	0.000000	0.0000

同上20,000人を超え30,000人までの数	−0.44	60,000
同上30,000人を超え100,000人までの数	0.76	24,000
同上100,000人を超え250,000人までの数	0.90	10,000
同上250,000人を超え400,000人までの数	0.77	42,500
同上400,000人を超え1,000,000人までの数	0.70	70,500
同上1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.48	290,500
同上2,000,000人を超え4,000,000人までの数	0.00	1,250,500
同上4,000,000人を超える数	−0.17	1,930,500

普通態容補正Ⅰ（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10種地 a	0.034920	−13.9490
10種地 b	0.062840	−50.7520
9種地	0.026640	−16.3620
8種地	0.013820	−4.8240
7種地 a	0.014380	−5.3000
7種地 b	0.006150	−2.7935
6種地 a	0.016610	−6.9725
6種地 b	0.005650	−2.4185
5種地	0.006520	−2.9840
4種地	0.006020	−2.7090
3種地	0.001880	−0.8460
2種地	0.001967	−0.8764
1種地	0.001920	−0.8670
Ⅱの地域		
10種地	0.003940	−2.8440
9種地	0.003740	−2.6540
8種地	0.002000	−1.0880
7種地	0.002960	−1.9040
6種地	0.003020	−1.9520
5種地	0.001380	−0.7220
4種地	0.003740	−2.3740
3種地	0.002480	−1.6180
2種地	0.002820	−1.7880
1種地	0.001554	−1.3450

普通態容補正Ⅰ（給与差等）	
１級地（旧１級地であつた地域）	1.763
２級地（旧２級地であつた地域）	1.413
２級地（旧３級地であつた地域）	1.413
２級地（旧４級地であつた地域）	1.413
２級地（旧５級地であつた地域）	1.320
２級地（旧６級地であつた地域）	1.191
２級地（旧７級地であつた地域）	0.958
２級地（旧無級地であつた地域）	0.888
３級地（旧２級地であつた地域）	1.191
３級地（旧３級地であつた地域）	1.168
３級地（旧４級地であつた地域）	1.074
３級地（旧５級地であつた地域）	1.074
３級地（旧６級地であつた地域）	0.958
３級地（旧無級地であつた地域）	0.712
４級地（旧４級地であつた地域）	0.888
４級地（旧５級地であつた地域）	0.712
４級地（旧６級地であつた地域）	0.712
４級地（旧７級地であつた地域）	0.712
４級地（旧無級地であつた地域）	0.561
５級地（旧６級地であつた地域）	0.327
５級地（旧７級地であつた地域）	0.327
５級地（旧無級地であつた地域）	0.327
無級地（旧７級地であつた地域）	0.058
無級地（旧無級地であつた地域）	－0.035

普通態容補正Ⅱ		A	B
Ⅰの地域			
10種地		0.000260	0.0330
９種地		0.000200	0.0890
８種地		0.000320	－0.0190
７種地	指定都市	0.000270	0.0235
	中核市	0.000110	0.1395
	施行時特例市	0.000160	0.0930
	その他の市町村	0.000150	0.0855
６種地	指定都市	0.000160	0.1060
	中核市	0.000120	0.1320
	施行時特例市	0.000120	0.1230
	その他の市町村	0.000130	0.1005
５種地	中核市	0.000180	0.0930
	施行時特例市	0.000140	0.1100
	その他の市町村	0.000130	0.1005

普通態容補正Ⅰ（給与差等）	
１級地（旧１級地であつた地域）	1.678
２級地（旧２級地であつた地域）	1.356
２級地（旧３級地であつた地域）	1.245
２級地（旧４級地であつた地域）	1.167
２級地（旧５級地であつた地域）	1.167
２級地（旧６級地であつた地域）	0.856
２級地（旧７級地であつた地域）	0.578
２級地（旧無級地であつた地域）	0.289
３級地（旧２級地であつた地域）	1.245
３級地（旧３級地であつた地域）	1.167
３級地（旧４級地であつた地域）	1.022
３級地（旧５級地であつた地域）	0.945
３級地（旧６級地であつた地域）	0.856
３級地（旧無級地であつた地域）	0.289
４級地（旧４級地であつた地域）	0.945
４級地（旧５級地であつた地域）	0.778
４級地（旧６級地であつた地域）	0.578
４級地（旧７級地であつた地域）	0.467
４級地（旧無級地であつた地域）	0.289
５級地（旧６級地であつた地域）	0.389
５級地（旧７級地であつた地域）	0.244
５級地（旧無級地であつた地域）	0.133
無級地（旧７級地であつた地域）	0.133
無級地（旧無級地であつた地域）	－0.033

普通態容補正Ⅱ		A	B
Ⅰの地域			
10種地		0.000300	－0.0130
９種地		0.000200	0.0810
８種地		0.000300	－0.0090
７種地	指定都市	0.000230	0.0505
	中核市	0.000160	0.0970
	施行時特例市	0.000170	0.0845
	その他の市町村	0.000160	0.0770
６種地	指定都市	0.000130	0.1255
	中核市	0.000110	0.1345
	施行時特例市	0.000110	0.1295
	その他の市町村	0.000120	0.1070
５種地	中核市	0.000130	0.1215
	施行時特例市	0.000130	0.1165
	その他の市町村	0.000120	0.1070

４種地	中核市	0.000210	0.0765
	施行時特例市	0.000210	0.0715
	その他の市町村	0.000220	0.0510
３種地		0.000110	0.1005
２種地		0.000100	0.1040
１種地		0.000180	0.0880
Ⅱの地域			
10種地	中核市	0.000360	−0.1090
	施行時特例市	0.000360	−0.1140
	その他の市町村	0.000320	−0.0920
９種地	中核市	0.000360	−0.1090
	施行時特例市	0.000380	−0.1330
	その他の市町村	0.000360	−0.1300
８種地	中核市	0.000180	0.0530
	施行時特例市	0.000160	0.0650
	その他の市町村	0.000180	0.0320
７種地	中核市	0.000060	0.1550
	施行時特例市	0.000060	0.1500
	その他の市町村	0.000060	0.1340
６種地		0.000100	0.1020
５種地		0.000080	0.1170
４種地		0.000160	0.0610
３種地		0.000140	0.0730
２種地		0.000133	0.0765
１種地		0.000246	0.0370

普通態容補正Ⅲ

１　級地による補正率　ア

	離島市町村	その他
６　級　地	15.371	3.501
５　級　地	12.841	2.725
４　級　地	10.227	1.938
３　級　地	7.638	1.152
２　級　地	5.777	0.584
１　級　地	5.079	0.366

［略］

４種地	中核市	0.000220	0.0720
	施行時特例市	0.000220	0.0670
	その他の市町村	0.000230	0.0465
３種地		0.000110	0.1005
２種地		0.000100	0.1040
１種地		0.000180	0.0880
Ⅱの地域			
10種地	中核市	0.000320	−0.0730
	施行時特例市	0.000320	−0.0780
	その他の市町村	0.000320	−0.0940
９種地	中核市	0.000340	−0.0920
	施行時特例市	0.000360	−0.1160
	その他の市町村	0.000340	−0.1130
８種地	中核市	0.000160	0.0700
	施行時特例市	0.000140	0.0820
	その他の市町村	0.000160	0.0490
７種地	中核市	0.000080	0.1380
	施行時特例市	0.000080	0.1330
	その他の市町村	0.000080	0.1170
６種地		0.000080	0.1170
５種地		0.000080	0.1170
４種地		0.000160	0.0610
３種地		0.000140	0.0730
２種地		0.000133	0.0765
１種地		0.000246	0.0370

普通態容補正Ⅲ

１　級地による補正率　ア

	離島市町村	その他
６　級　地	15.334	3.454
５　級　地	12.831	2.689
４　級　地	10.232	1.910
３　級　地	7.670	1.135
２　級　地	5.827	0.574
１　級　地	5.135	0.358

［同左］

2　人口段階による補正率

［略］

測定単位の数値が100,000人に満たないもの

その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.03
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.35
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.80
同上88,000人を超え96,000人までの数	0.19
同上96,000人を超え98,000人までの数	−1.58
同上98,000人を超える数	−4.98

3　級地による補正率　イ

	離島市町村	その他
6　級　地	3.863	1.486
5　級　地	3.021	1.162
4　級　地	2.158	0.830
3　級　地	1.310	0.504
2　級　地	0.638	0.246
1　級　地	0.356	0.137

経常態容補正

1　合併関係市町村の人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	0.66	3,320
4,000人を超え8,000人までの数	0.51	3,920
8,000人を超え12,000人までの数	0.21	6,320
12,000人を超え20,000人までの数	0.17	6,800
20,000人を超え30,000人までの数	0.20	6,200
30,000人を超える数	0.04	11,000

［2　略］

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4　級　地	0.177	0.497	0.368
3　級　地	0.221	0.351	0.254
2　級　地	0.227	0.249	0.122
1　級　地	0.258	0.155	0.064
無級地（旧４級地であつた地域）	0.059	—	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000

2　人口段階による補正率

［同左］

測定単位の数値が100,000人に満たないもの

その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.03
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.35
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.80
同上88,000人を超え96,000人までの数	0.19
同上96,000人を超え98,000人までの数	−1.59
同上98,000人を超える数	−4.96

3　級地による補正率　イ

	離島市町村	その他
6　級　地	3.704	1.425
5　級　地	2.896	1.114
4　級　地	2.069	0.796
3　級　地	1.256	0.483
2　級　地	0.612	0.235
1　級　地	0.341	0.131

経常態容補正

1　合併関係市町村の人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	0.66	3,320
4,000人を超え8,000人までの数	0.51	3,920
8,000人を超え12,000人までの数	0.21	6,320
12,000人を超え20,000人までの数	0.16	6,920
20,000人を超え30,000人までの数	0.20	6,120
30,000人を超える数	0.05	10,620

［2　同左］

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4　級　地	0.179	0.489	0.357
3　級　地	0.223	0.345	0.243
2　級　地	0.230	0.245	0.115
1　級　地	0.260	0.154	0.060
無級地（旧４級地であつた地域）	0.119	—	—
無級地（上記以外の地域）	0.000	0.000	0.000

人口急減補正

人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	1.09	8,640
4,000人を超え8,000人までの数	1.09	8,640
8,000人を超え12,000人までの数	1.09	8,640
12,000人を超え20,000人までの数	0.91	10,800
20,000人を超え30,000人までの数	1.08	7,400
30,000人を超え100,000人までの数	0.86	14,000
100,000人を超え250,000人までの数	0.70	30,000
250,000人を超え400,000人までの数	0.73	22,500
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.58	82,500
1,000,000人を超える数	0.60	62,500

面積　［略］

普通態容補正（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10種地 a	0.005100	−4.1780
10種地 b	0.005200	−4.2800
9種地	0.004140	−3.2660
8種地	0.003240	−2.4560
7種地	0.000960	−0.5180
6種地	0.000890	−0.4655
5種地	0.000720	−0.3550
4種地	0.000410	−0.1845
3種地	0.000000	0.0000
2種地	0.000000	0.0000
1種地	0.000000	0.0000
Ⅱの地域		
10種地	0.001940	−1.4760
9種地	0.002180	−1.7040
8種地	0.001880	−1.4340
7種地	0.001380	−1.0090
6種地	0.001460	−1.0730
5種地	0.000440	−0.3080
4種地	0.000000	0.0000
3種地	0.000000	0.0000
2種地	0.000000	0.0000
1種地	0.000000	0.0000

人口急減補正

人口段階による補正率

	A	B
4,000人までの数	1.12	8,400
4,000人を超え8,000人までの数	1.12	8,400
8,000人を超え12,000人までの数	1.06	8,880
12,000人を超え20,000人までの数	0.90	10,800
20,000人を超え30,000人までの数	1.03	8,200
30,000人を超え100,000人までの数	0.87	13,000
100,000人を超え250,000人までの数	0.70	30,000
250,000人を超え400,000人までの数	0.73	22,500
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.60	74,500
1,000,000人を超える数	0.60	74,500

面積　［同左］

普通態容補正（種地）

	A	B
Ⅰの地域		
10種地 a	0.005100	−4.1780
10種地 b	0.005200	−4.2800
9種地	0.004140	−3.2660
8種地	0.003240	−2.4560
7種地	0.000960	−0.5180
6種地	0.000890	−0.4655
5種地	0.000720	−0.3550
4種地	0.000410	−0.1845
3種地	0.000320	−0.1440
2種地	0.000053	−0.0506
1種地	0.000050	−0.0500
Ⅱの地域		
10種地	0.001940	−1.4760
9種地	0.002180	−1.7040
8種地	0.001880	−1.4340
7種地	0.001380	−1.0090
6種地	0.001460	−1.0730
5種地	0.000840	−0.6080
4種地	0.000180	−0.1460
3種地	0.000160	−0.1340
2種地	0.000067	−0.0875
1種地	0.000051	−0.0819

		普通態容補正（面積）
		1級地（旧1級地であつた地域）　0.082
		2級地（旧2級地であつた地域）　0.066
		2級地（旧3級地であつた地域）　0.066
		2級地（旧4級地であつた地域）　0.066
		2級地（旧5級地であつた地域）　0.061
		2級地（旧6級地であつた地域）　0.055
		2級地（旧7級地であつた地域）　0.045
		2級地（旧無級地であつた地域）　0.041
		3級地（旧2級地であつた地域）　0.055
		3級地（旧3級地であつた地域）　0.054
		3級地（旧4級地であつた地域）　0.050
		3級地（旧5級地であつた地域）　0.050
		3級地（旧6級地であつた地域）　0.045
		3級地（旧無級地であつた地域）　0.033
		4級地（旧4級地であつた地域）　0.041
		4級地（旧5級地であつた地域）　0.033
		4級地（旧6級地であつた地域）　0.033
		4級地（旧7級地であつた地域）　0.033
		4級地（旧無級地であつた地域）　0.026
		5級地（旧6級地であつた地域）　0.015
		5級地（旧7級地であつた地域）　0.015
		5級地（旧無級地であつた地域）　0.015
		無級地（旧7級地であつた地域）　0.003
		無級地（旧無級地であつた地域）　−0.002
		寒冷補正（給与差）
		4　級　地　0.006
		3　級　地　0.008
		2　級　地　0.008
		1　級　地　0.009
		無級地（旧4級地であつた地域）　0.002
		無級地（上記以外の地域）　0.000
［七　略］	［略］	［略］
八　補正予算債償還費	平成6年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充	種別補正 ［削る］ (1)　平成6年度補正予算債　1.000 (2)　平成7年度補正予算債　1.000 (3)　平成8年度補正予算債　1.000 (4)　平成9年度補正予算債　1.000 (5)　平成10年度補正予算債　1.000

		普通態容補正（面積）
		1級地（旧1級地であつた地域）　0.078
		2級地（旧2級地であつた地域）　0.063
		2級地（旧3級地であつた地域）　0.058
		2級地（旧4級地であつた地域）　0.054
		2級地（旧5級地であつた地域）　0.054
		2級地（旧6級地であつた地域）　0.040
		2級地（旧7級地であつた地域）　0.027
		2級地（旧無級地であつた地域）　0.013
		3級地（旧2級地であつた地域）　0.058
		3級地（旧3級地であつた地域）　0.054
		3級地（旧4級地であつた地域）　0.048
		3級地（旧5級地であつた地域）　0.044
		3級地（旧6級地であつた地域）　0.040
		3級地（旧無級地であつた地域）　0.013
		4級地（旧4級地であつた地域）　0.044
		4級地（旧5級地であつた地域）　0.036
		4級地（旧6級地であつた地域）　0.027
		4級地（旧7級地であつた地域）　0.022
		4級地（旧無級地であつた地域）　0.013
		5級地（旧6級地であつた地域）　0.018
		5級地（旧7級地であつた地域）　0.011
		5級地（旧無級地であつた地域）　0.006
		無級地（旧7級地であつた地域）　0.006
		無級地（旧無級地であつた地域）　−0.002
		寒冷補正（給与差）
		4　級　地　0.006
		3　級　地　0.007
		2　級　地　0.008
		1　級　地　0.009
		無級地（旧4級地であつた地域）　0.004
		無級地（上記以外の地域）　0.000
［七　同左］	［同左］	［同左］
八　補正予算債償還費	平成5年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充	種別補正 (1)　平成5年度補正予算債　1.000 (2)　平成6年度補正予算債　1.000 (3)　平成7年度補正予算債　1.000 (4)　平成8年度補正予算債　1.000 (5)　平成9年度補正予算債　1.000 (6)　平成10年度補正予算債　1.000

てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
平成17年度から令和７年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度補正予算債 ア　平成17年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.200 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 イ　平成17年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (2)　平成18年度補正予算債 ア　平成18年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　3.356 (ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.856 イ　平成18年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　2.800 (ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.556 (3)　平成19年度補正予算債 ア　平成19年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　3.389 (ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.900 イ　平成19年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　2.822 (ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.589 (4)　平成20年度補正予算債 ア　平成20年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　3.526 (ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.196

てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
平成17年度から令和６年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度補正予算債 ア　平成17年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.200 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.855 イ　平成17年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.714 (2)　平成18年度補正予算債 ア　平成18年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　1.045 (ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.576 イ　平成18年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.872 (ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.483 (3)　平成19年度補正予算債 ア　平成19年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　1.052 (ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.590 イ　平成19年度市町村50.0％分 (ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.876 (ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.493 (4)　平成20年度補正予算債 ア　平成20年度市町村60.0％分 (ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.096 (ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.303

イ　平成20年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　2.939
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.497
(5)　平成21年度補正予算債
ア　平成21年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　3.584
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.210
イ　平成21年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　2.988
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.509
(6)　平成22年度補正予算債
ア　平成22年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　3.517
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.196
イ　平成22年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.931
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.497
ウ　平成22年度市町村45.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　2,638
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.147
(7)　平成23年度補正予算債
ア　平成23年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　4,527
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.489
イ　平成23年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　2.830
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.431
(8)　平成24年度補正予算債
ア　平成24年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　3.422
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.161

イ　平成20年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.913
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.086
(5)　平成21年度補正予算債
ア　平成21年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.113
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.308
イ　平成21年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.928
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.090
(6)　平成22年度補正予算債
ア　平成22年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.092
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.303
イ　平成22年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.910
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.086
ウ　平成22年度市町村45.0％分
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.819
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.978
(7)　平成23年度補正予算債
ア　平成23年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.407
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.706
イ　平成23年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.879
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.067
(8)　平成24年度補正予算債
ア　平成24年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.066
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.297

イ　平成24年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　2.852
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.468
(9)　平成25年度補正予算債
ア　平成25年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　3.506
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.227
イ　平成25年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　2.922
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.522
(10)　平成26年度補正予算債
ア　平成26年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　3.616
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.351
イ　平成26年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　3.013
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.627
(11)　平成27年度補正予算債
ア　平成27年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　3.839
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.541
イ　平成27年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　3.199
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.784
(12)　平成28年度補正予算債
ア　平成28年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　4.289
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.356
イ　平成28年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　3.222
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.011
ウ　平成28年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　2.689
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.344

イ　平成24年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.888
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.081
(9)　平成25年度補正予算債
ア　平成25年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.093
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.319
イ　平成25年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.911
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.099
(10)　平成26年度補正予算債
ア　平成26年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.129
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.362
イ　平成26年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.941
(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.136
(11)　平成27年度補正予算債
ア　平成27年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.024
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.248
イ　平成27年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.855
(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.041
(12)　平成28年度補正予算債
ア　平成28年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.334
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.662
イ　平成28年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.000
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.248
ウ　平成28年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.834
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.041

⒀　平成29年度補正予算債
ア　平成29年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　4.267
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.356
イ　平成29年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　3.200
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.022
ウ　平成29年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　2.667
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.356
⒁　平成30年度補正予算債
ア　平成30年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　4.264
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.353
イ　平成30年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　3.199
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.014
ウ　平成30年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　2.666
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.346
⒂　令和元年度補正予算債
ア　令和元年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　4.197
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.318
イ　令和元年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.148
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.989
ウ　令和元年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　2.623
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.324
⒃　令和２年度補正予算債
ア　令和２年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　4.217
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.389

⒀　平成29年度補正予算債
ア　平成29年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.328
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.666
イ　平成29年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.997
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.248
ウ　平成29年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.831
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.041
⒁　平成30年度補正予算債
ア　平成30年度市町村80.0％分
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.326
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.664
イ　平成30年度市町村60.0％分
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.994
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.248
ウ　平成30年度市町村50.0％分
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.829
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.040
⒂　令和元年度補正予算債
ア　令和元年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.304
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.652
イ　令和元年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.978
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.239
ウ　令和元年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.815
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.033
⒃　令和２年度補正予算債
ア　令和２年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.311
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.675

イ　令和２年度市町村72.0％分
(ア)　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.796
(イ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.850
ウ　令和２年度市町村60.0％分
(ア)　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.162
(イ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.042
エ　令和２年度市町村50.0％分
(ア)　令和２年度市場公募都市に係るもの　2.636
(イ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.369
⑰　令和３年度補正予算債
ア　令和３年度市町村60.0％分
(ア)　令和３年度市場公募都市に係るもの　3.209
(イ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.104
イ　令和３年度市町村50.0％分
(ア)　令和３年度市場公募都市に係るもの　2.674
(イ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.421
⑱　令和４年度補正予算債
ア　令和４年度市町村72.0％分
(ア)　令和４年度市場公募都市に係るもの　4.101
(イ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.221
イ　令和４年度市町村60.0％分
(ア)　令和４年度市場公募都市に係るもの　3.418
(イ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.351
ウ　令和４年度市町村50.0％分
(ア)　令和４年度市場公募都市に係るもの　2.849
(イ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.626
⑲　令和５年度補正予算債
ア　令和５年度市町村80.0％分
(ア)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.842
(イ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.887

イ　令和２年度市町村72.0％分
(ア)　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.180
(イ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.508
ウ　令和２年度市町村60.0％分
(ア)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.983
(イ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.257
エ　令和２年度市町村50.0％分
(ア)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.819
(イ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.047
⑰　令和３年度補正予算債
ア　令和３年度市町村60.0％分
(ア)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.998
(イ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.277
イ　令和３年度市町村50.0％分
(ア)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.832
(イ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.064
⑱　令和４年度補正予算債
ア　令和４年度市町村72.0％分
(ア)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.171
(イ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.186
イ　令和４年度市町村60.0％分
(ア)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.143
(イ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.155
ウ　令和４年度市町村50.0％分
(ア)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.119
(イ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.129
⑲　令和５年度補正予算債
ア　令和５年度市町村80.0％分
(ア)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.261
(イ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.275

イ　令和５年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.758
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.798
ウ　令和５年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.631
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.664
エ　令和５年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.527
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.554
⑳　令和６年度補正予算債
ア　令和６年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　1.253
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.472
イ　令和６年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　1.128
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.324
ウ　令和６年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.940
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.104
エ　令和６年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.783
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.920
㉑　令和７年度補正予算債
ア　令和７年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　2.037
(ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.286
イ　令和７年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　1.833
(ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.057
ウ　令和７年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　1.528
(ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.714

イ　令和５年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.235
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.248
ウ　令和５年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.196
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.206
エ　令和５年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.163
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.172
⑳　令和６年度補正予算債
ア　令和６年度市町村80.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.389
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.457
イ　令和６年度市町村72.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.350
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.411
ウ　令和６年度市町村60.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.292
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.343
エ　令和６年度市町村50.0％分
(ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.243
(ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.286
［新設］

		エ　令和７年度市町村50.0％分 (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　1.273 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.429 オ　令和７年度市町村50.0％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分） (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　6.720 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.827	
九　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成17年度から令和７年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度減収補填債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.018 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (2)　平成18年度減収補填債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.859 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (3)　平成19年度減収補填債 ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.861 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (4)　平成20年度減収補填債 ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.962 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.345 (5)　平成21年度減収補填債 ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.953 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.344 (6)　平成22年度減収補填債 ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.914 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.350 (7)　平成23年度減収補填債 ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.966 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.357 (8)　平成24年度減収補填債 ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.019 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.399	
九　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成17年度減収補填債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (2)　平成18年度減収補填債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.972 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (3)　平成19年度減収補填債 ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.972 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 (4)　平成20年度減収補填債 ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.087 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.520 (5)　平成21年度減収補填債 ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.077 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.518 (6)　平成22年度減収補填債 ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.033 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.526 (7)　平成23年度減収補填債 ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.093 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.535 (8)　平成24年度減収補填債 ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.155 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.588	

⑼　平成25年度減収補塡債
　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.060
　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.429
⑽　平成26年度減収補塡債
　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.131
　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.510
⑾　平成27年度減収補塡債
　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.282
　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.642
⑿　平成28年度減収補塡債
　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.973
　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.366
⒀　平成29年度減収補塡債
　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.975
　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.368
⒁　平成30年度減収補塡債
　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.983
　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.370
⒂　令和元年度減収補塡債
　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.964
　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.360
⒃　令和２年度減収補塡債
　ア　従来分並びに拡大分のうち地方消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの
　　㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.959
　　㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.381
　イ　ア以外のもの
　　㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.720
　　㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.036

⑼　平成25年度減収補塡債
　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.205
　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.626
⑽　平成26年度減収補塡債
　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.289
　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.726
⑾　平成27年度減収補塡債
　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.136
　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.556
⑿　平成28年度減収補塡債
　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.100
　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.544
⒀　平成29年度減収補塡債
　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.103
　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.546
⒁　平成30年度減収補塡債
　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.111
　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.549
⒂　令和元年度減収補塡債
　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.089
　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.537
⒃　令和２年度減収補塡債
　ア　従来分並びに拡大分のうち地方消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの
　　㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.572
　　㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.560
　イ　ア以外のもの
　　㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.429
　　㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.170

		⑰　令和３年度減収補塡債 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.936 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.392 ⑱　令和４年度減収補塡債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　1.025 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.489 ⑲　令和５年度減収補塡債 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.193 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.210 ⑳　令和６年度減収補塡債 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.290 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.337 ㉑　令和７年度減収補塡債 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.489 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.533
十　財源対策債償還費	平成13年度から令和７年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成13年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　6.200 (2)　平成14年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　2.789 (3)　平成15年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　2.200 (4)　平成16年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　1.450 (5)　平成17年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　2.789 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.400

		⑰　令和３年度減収補塡債 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　1.058 イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.574 ⑱　令和４年度減収補塡債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.152 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.175 ⑲　令和５年度減収補塡債 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.218 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.236 ⑳　令和６年度減収補塡債 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.327 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.380 ［新設］
十　財源対策債償還費	平成13年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成13年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　1.924 (2)　平成14年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.866 (3)　平成15年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.683 (4)　平成16年度財源対策債 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの　0.450 (5)　平成17年度財源対策債 ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.714 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの (ｱ)　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.807 (ｲ)　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.434

⑹　平成18年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　2.800

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.556

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　2.644

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.656

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.478

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑺　平成19年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　2.822

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.578

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　2.667

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.667

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.333

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑻　平成20年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　2.939

(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.497

⑹　平成18年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.872

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.483

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.821

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.514

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.148

(ｲ)　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑺　平成19年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.876

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.490

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.828

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.517

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.103

(ｲ)　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

⑻　平成20年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.913

(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.086

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　2.717
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.216
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.373
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.522
⑼　平成21年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　2.988
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.509
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　2.733
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.188
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.370
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.522
⑽　平成22年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.933
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.389
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　2.656
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.163
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.356
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.524

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.844
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.999
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.116
(ｲ)　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.162
⑼　平成21年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.928
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.090
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.849
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.990
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.115
(ｲ)　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.162
⑽　平成22年度財源対策債
ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.910
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.059
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.825
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.983
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.411
(ｲ)　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.464

⑾　平成23年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　2.830
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.431
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　2.668
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.122
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　4.516
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.667
⑿　平成24年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　2.852
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.467
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　2.763
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.047
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　4.461
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.609
⒀　平成25年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　2.921
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.522

⑾　平成23年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.879
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.066
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.829
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.970
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.401
(ｲ)　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.449
⑿　平成24年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.888
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.081
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.859
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.948
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成24年度市場公募都市に係るもの　1.385
(ｲ)　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.431
⒀　平成25年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.911
(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.099

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　2.809

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.041

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　4.479

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.623

⑭　平成26年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　3.013

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.627

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　2.809

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.014

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　4.262

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.509

⑮　平成27年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　3.199

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.784

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　2.824

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.183

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　4.484

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.586

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.873

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.946

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.391

(ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.436

⑭　平成26年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.941

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.135

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.874

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.939

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　1.325

(ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.403

⑮　平成27年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.855

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.041

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.790

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.907

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　1.369

(ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.400

⑯　平成28年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　2.689
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.344
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　2.556
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.967
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　4.367
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.500
⑰　平成29年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　2.667
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.356
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　2.544
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.989
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　4.256
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.433
⑱　平成30年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　2.666
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.346

⑯　平成28年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.834
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.038
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.793
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.924
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成28年度市場公募都市に係るもの　1.355
(ｲ)　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.397
⑰　平成29年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.831
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.041
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.790
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.931
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成29年度市場公募都市に係るもの　1.321
(ｲ)　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.379
⑱　平成30年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.829
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.040

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　2.523
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.983
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　4.136
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.351
⑲　令和元年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　2.623
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.323
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　2.486
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.966
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.054
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.321
⑳　令和２年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　2.636
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.368
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　2.474
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.014
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　3.074
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.373

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.784
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.927
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　平成30年度市場公募都市に係るもの　1.284
(ｲ)　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.351
⑲　令和元年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.815
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.032
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.772
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.921
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.949
(ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.031
⑳　令和２年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.819
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.047
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.769
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.937
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.955
(ｲ)　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.048

⑵1　令和３年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　2.674
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.420
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　2.551
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.064
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　3.177
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.446
⑵2　令和４年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　2.849
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.626
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　2.777
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.174
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　3.411
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.606
⑵3　令和５年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.526
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.553
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.641
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.657

⑵1　令和３年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.832
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.064
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.793
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.953
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.988
(ｲ)　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.071
⑵2　令和４年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.119
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.129
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.158
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.163
ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.146
(ｲ)　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.149
⑵3　令和５年度財源対策債
ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.163
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.172
イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.199
(ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.204

		ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.621 (ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.628 ⑵④　令和６年度財源対策債 ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.783 (ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.920 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.932 (ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.034 ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　1.087 (ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.140 ⑵⑤　令和７年度財源対策債 ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　1.272 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.429 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　1.446 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.552 ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　1.621 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.677			
			ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.193 (ｲ)　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.195 ⑵④　令和６年度財源対策債 ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.243 (ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.286 イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.289 (ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.321 ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ｱ)　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.337 (ｲ)　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.344 ［新設］		

十一　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ⑴　平成17年度減税補塡債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.018 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 ⑵　平成18年度減税補塡債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.859 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.343
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ⑴　平成17年度臨時財政対策債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.018 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 ⑵　平成18年度臨時財政対策債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.859 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.950 ⑶　平成19年度臨時財政対策債 ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.861 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.070 ⑷　平成20年度臨時財政対策債 ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.962 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.393 ⑸　平成21年度臨時財政対策債 ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.006 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.407 ⑹　平成22年度臨時財政対策債 ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.036 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.420 ⑺　平成23年度臨時財政対策債 ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.059 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.389

十一　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ⑴　平成17年度減税補塡債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.569 ⑵　平成18年度減税補塡債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.972 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.518
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正 ⑴　平成17年度臨時財政対策債 ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　1.000 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.177 ⑵　平成18年度臨時財政対策債 ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.972 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.190 ⑶　平成19年度臨時財政対策債 ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.972 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.208 ⑷　平成20年度臨時財政対策債 ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　1.087 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.572 ⑸　平成21年度臨時財政対策債 ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.136 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.587 ⑹　平成22年度臨時財政対策債 ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　1.170 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.603 ⑺　平成23年度臨時財政対策債 ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　1.196 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.567

⑻　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.109
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.405
⑼　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.130
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.424
⑽　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.139
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.454
⑾　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.252
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.520
⑿　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	0.970
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.343
⒀　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	0.975
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.343
⒁　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	0.981
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.341
⒂　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.955
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.339
⒃　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.930
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.349
⒄　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.752
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.998

⑻　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.255
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.586
⑼　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.282
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.608
⑽　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.295
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.644
⑾　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.115
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.526
⑿　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.097
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.518
⒀　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.103
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.515
⒁　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.108
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.513
⒂　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.079
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.511
⒃　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.052
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.522
⒄　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.850
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.127

		⑱　令和４年度臨時財政対策債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　1.055 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.424 ⑲　令和５年度臨時財政対策債 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.192 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.184 ⑳　令和６年度臨時財政対策債 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.292 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.309
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成25年度から令和７年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 (ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.004 イ　緊急防災・減災事業債分 (ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.751 (ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.892 (2)　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 (ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.988 (ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.988 イ　緊急防災・減災事業債分 (ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.769 (ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.915 (3)　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 (ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.940 (ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.940 イ　緊急防災・減災事業債分 (ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.813 (ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.952

		⑱　令和４年度臨時財政対策債 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.151 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.142 ⑲　令和５年度臨時財政対策債 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.217 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.207 ⑳　令和６年度臨時財政対策債 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.329 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.348
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成25年度から令和６年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成25年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 (ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.004 イ　緊急防災・減災事業債分 (ｱ)　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.754 (ｲ)　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.897 (2)　平成26年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 (ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.988 (ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.988 イ　緊急防災・減災事業債分 (ｱ)　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.773 (ｲ)　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.923 (3)　平成27年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ア　全国防災事業債分 (ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.940 (ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.940 イ　緊急防災・減災事業債分 (ｱ)　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.708 (ｲ)　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.850

⑷　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.694
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.850
⑸　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.694
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.848
⑹　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.694
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.847
⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.569
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.725
⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.562
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.738
⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.402
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.581
⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.457
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.640

⑷　平成28年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.696
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.850
⑸　平成29年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.694
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.850
⑹　平成30年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.695
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.848
⑺　令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.570
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.726
⑻　令和２年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.389
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.565
⑼　令和３年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.403
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.583
⑽　令和４年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費
緊急防災・減災事業債分
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.107
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.115

		⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.144 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.150 ⑿　令和６年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.210 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.248 ⒀　令和７年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　緊急・防災減災事業分（デジタル活用推進事業債分） (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　2.893 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.915 イ　緊急・防災減災事業分（アに掲げる事業を除く。） (ｱ)　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.341 (ｲ)　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.383
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和７年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 令和元年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 (ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.188 イ　市町村50.0％分 (ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.828 (ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.990 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.096 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.396

		⑾　令和５年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.144 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.150 ⑿　令和６年度東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 緊急防災・減災事業債分 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.210 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.248 ［新設］
十四　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和６年度までの各年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 令和元年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 (ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.000 (ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.189 イ　市町村50.0％分 (ｱ)　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.829 (ｲ)　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.991 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.097 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.398

令和２年度国土強靱化施策債
⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.997
㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.193
イ　市町村50.0％分
㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.831
㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.994
⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　1.083
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.420
令和３年度国土強靱化施策債
⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.915
㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.111
イ　市町村50.0％分
㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.763
㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.926
⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.695
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.993
令和４年度国土強靱化施策債
⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
㋐　令和４年度市場公募都市に係るもの　1.167
㋑　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.167
イ　市町村50.0％分
㋐　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.973
㋑　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.973
⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.803
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.106

令和２年度国土強靱化施策債
⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.999
㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.195
イ　市町村50.0％分
㋐　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.832
㋑　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.996
⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.750
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.088
令和３年度国土強靱化施策債
⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.917
㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.113
イ　市町村50.0％分
㋐　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.764
㋑　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.928
⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.696
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.995
令和４年度国土強靱化施策債
⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費
ア　市町村60.0％分
㋐　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.241
㋑　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.241
イ　市町村50.0％分
㋐　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.201
㋑　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.201
⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.221
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.234

		令和５年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.270 ㋑　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.296 イ　市町村50.0％分 ㋐　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.225 ㋑　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.247 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.293 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.303	令和５年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.270 ㋑　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.296 イ　市町村50.0％分 ㋐　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.225 ㋑　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.247 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.293 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.303
		令和６年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.366 ㋑　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.386 イ　市町村50.0％分 ㋐　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.305 ㋑　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.322 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.425 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.491	令和６年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.366 ㋑　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.386 イ　市町村50.0％分 ㋐　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.305 ㋑　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.322 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.425 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.491
		令和７年度国土強靱化施策債 ⑴　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費 ア　市町村60.0％分 ㋐　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.599 ㋑　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.645 イ　市町村50.0％分 ㋐　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.499 ㋑　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.537 ⑵　緊急自然災害防止対策事業債償還費 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.663 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.725	

(3)　補正係数の連乗又は加算の方法

経費の種類			測定単位	補正率等
地方団体の種類	経費の種類		測定単位	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	一　土木費	［1・2　略］ 3　その他の土木費	［略］ 人口	［略］ 段階補正係数×密度補正係数
	二　教育費	［1～4　略］ 5　その他の教育費	［略］ 人口	［略］ 段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）
	［三～四　略］	［略］	［略］	［略］
	五　総務費	1　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅰ係数＋寒冷補正係数））×0.5569＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.4431
市町村	［一～五　略］	［略］	［略］	［略］

(3)　補正係数の連乗又は加算の方法

経費の種類			測定単位	補正率等
地方団体の種類	経費の種類		測定単位	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	一　土木費	［1・2　同左］ 3　その他の土木費	［同左］ 人口	［同左］ 段階補正係数×密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）
	二　教育費	［1～4　同左］ 5　その他の教育費	［同左］ 人口	［同左］ 段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数＋密度補正Ⅱ係数
	［三～四　同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	五　総務費	1　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅰ係数＋寒冷補正係数））×0.4057＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.5943
市町村	［一～五　同左］	［同左］	［同左］	［同左］

六	総務費	［1・2　略］	［略］	［略］
		3　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数）×0.7761＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数）＋（普通態容補正Ⅲ係数－1）＋経常態容補正係数＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（寒冷補正係数－1）＋（人口急増補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.1801＋段階補正Ⅲ係数×密度補正Ⅱ係数×0.0438
			［略］	［略］

⑷　個別算定経費以外のもののうち都道府県分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
	1,700,000人	1.00
	1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.43
	2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.63
	2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.24
	3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.44
	5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.29
	6,000,000人を超える数	0.28
	測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
	その団体の数値	1.00
	1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.95
	同上300,000人を超え600,000人までの数	0.94
	同上600,000人を超え900,000人までの数	0.98
	同上900,000人を超える数	0.94
［略］	［略］	

⑸　個別算定経費以外のもののうち市町村分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が100,000人以上のもの	
	100,000人	1.00
	100,000人を超え250,000人までの数	0.72
	250,000人を超え400,000人までの数	0.74
	400,000人を超え1,000,000人までの数	0.58
	1,000,000人を超える数	0.55
	測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
	その団体の数値	1.00
	100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.16
	同上70,000人を超え80,000人までの数	－0.07

六	総務費	［1・2　同左］	［同左］	［同左］
		3　地域振興費	人口	（段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数）×0.7748＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数）＋（普通態容補正Ⅲ係数－1）＋経常態容補正係数＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）＋（寒冷補正係数－1）＋（人口急増補正係数－1）＋（人口急減補正係数－1）＋段階補正Ⅱ係数×0.1806＋段階補正Ⅲ係数×密度補正Ⅱ係数×0.0446
			［同左］	［同左］

⑷　個別算定経費以外のもののうち都道府県分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
	1,700,000人	1.00
	1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.47
	2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.64
	2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.24
	3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.44
	5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.30
	6,000,000人を超える数	0.28
	測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
	その団体の数値	1.00
	1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.98
	同上300,000人を超え600,000人までの数	0.99
	同上600,000人を超え900,000人までの数	0.97
	同上900,000人を超える数	0.94
［同左］	［同左］	

⑸　個別算定経費以外のもののうち市町村分

測定単位	補正率	
人口	段階補正	
	測定単位の数値が100,000人以上のもの	
	100,000人	1.00
	100,000人を超え250,000人までの数	0.71
	250,000人を超え400,000人までの数	0.74
	400,000人を超え1,000,000人までの数	0.61
	1,000,000人を超える数	0.56
	測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
	その団体の数値	1.00
	100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.15
	同上70,000人を超え80,000人までの数	－0.04

△

○

	同上80,000人を超え88,000人までの数　0.24 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.14 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.59 同上96,000人を超え98,000人までの数　−1.60 同上98,000人を超え99,500人までの数　−2.14 同上99,500人を超える数　−2.83
［略］	［略］

別表第二

(1)　段階補正係数及び普通態容補正係数に用いる数値の補正率（第８条、第10条関係）

経費の種類	地域区分	率
その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.957
	中核市の区域	0.980
	その他の区域	1.000
社会福祉費	指定都市の区域	0.945
	中核市の区域	0.964
	福祉事務所設置町村の区域	0.998
	その他の区域	1.000
衛生費	指定都市の区域	0.697
	中核市の区域	0.871
	特別区及び保健所設置市の区域	0.877
	その他の区域	1.000
こども子育て費	指定都市の区域	0.747
	児童相談所設置中核市の区域	0.749
	中核市の区域	0.975
	福祉事務所設置町村の区域	0.996
	その他の区域	1.000
高齢者保健福祉費のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.962
	中核市の区域	0.962
	その他の区域	1.000
商工行政費	中小企業支援市の区域	0.981
	その他の区域	1.000

○

	同上80,000人を超え88,000人までの数　0.23 同上88,000人を超え92,000人までの数　0.12 同上92,000人を超え96,000人までの数　−0.50 同上96,000人を超え98,000人までの数　−1.57 同上98,000人を超え99,500人までの数　−2.09 同上99,500人を超える数　−2.77
［同左］	［同左］

別表第二

(1)　段階補正係数及び普通態容補正係数に用いる数値の補正率（第８条、第10条関係）

経費の種類	地域区分	率
その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.903
	中核市の区域	0.954
	その他の区域	1.000
社会福祉費	指定都市の区域	0.943
	中核市の区域	0.962
	福祉事務所設置町村の区域	0.998
	その他の区域	1.000
衛生費	指定都市の区域	0.699
	中核市の区域	0.875
	特別区及び保健所設置市の区域	0.880
	その他の区域	1.000
こども子育て費	指定都市の区域	0.746
	児童相談所設置中核市の区域	0.748
	中核市の区域	0.975
	福祉事務所設置町村の区域	0.996
	その他の区域	1.000
高齢者保健福祉費のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの	指定都市の区域	0.961
	中核市の区域	0.962
	その他の区域	1.000
商工行政費	中小企業支援市の区域	0.981
	その他の区域	1.000

⑵　段階補正係数に係る率（第８条関係）

経　費　の　種　類	測　定　単　位	率
消防費	人口	3.030
その他の土木費	人口	3.500
その他の教育費	人口	2.430
社会福祉費	人口	1.515
保健衛生費	人口	3.005
こども子育て費	十八歳以下人口	1.626
高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1.636
農業行政費	農家数	2.860
商工行政費	人口	3.605
徴税費	世帯数	4.370
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1.626
	世帯数	3.768

別表第二の二

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0875
	住宅扶助	0.0541
	教育扶助	0.0134
	医療扶助（入院）	1.4663
	医療扶助（入院外）	0.0794
	介護扶助	0.0386
	その他の扶助	0.0748

別表第二の三

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0833
	住宅扶助	0.0508
	教育扶助	0.0139
	医療扶助（入院）	1.4863
	医療扶助（入院外）	0.0770
	介護扶助	0.0338
	その他の扶助	0.0658

⑵　段階補正係数に係る率（第８条関係）

経　費　の　種　類	測　定　単　位	率
消防費	人口	3.015
その他の土木費	人口	3.040
その他の教育費	人口	2.435
社会福祉費	人口	1.530
保健衛生費	人口	2.920
こども子育て費	十八歳以下人口	1.568
高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1.608
農業行政費	農家数	2.860
商工行政費	人口	3.605
徴税費	世帯数	4.467
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1.641
	世帯数	3.801

別表第二の二

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0880
	住宅扶助	0.0539
	教育扶助	0.0135
	医療扶助（入院）	1.4234
	医療扶助（入院外）	0.0756
	介護扶助	0.0371
	その他の扶助	0.0701

別表第二の三

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0833
	住宅扶助	0.0498
	教育扶助	0.0139
	医療扶助（入院）	1.4428
	医療扶助（入院外）	0.0756
	介護扶助	0.0346
	その他の扶助	0.0612

別表第二の四

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区	分	率
生活保護	生活扶助	0.0880
	住宅扶助	0.0539
	教育扶助	0.0135
	医療扶助（入院）	1.4234
	医療扶助（入院外）	0.0756
	介護扶助	0.0371
	その他の扶助	0.0701

別表第二の五

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

都道府県	率
北海道	0.886
青森	0.884
岩手	0.885
宮城	0.896
秋田	0.883
山形	0.883
福島	0.884
茨城	0.899
栃木	0.892
群馬	0.894
埼玉	0.923
千葉	0.921
東京	1.019
神奈川	0.925
新潟	0.889
富山	0.889
石川	0.894
福井	0.886
山梨	0.889
長野	0.884
岐阜	0.894
静岡	0.901
愛知	0.927
三重	0.902
滋賀	0.891
京都	0.927
大阪	0.958
兵庫	0.909

別表第二の四

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区	分	率
生活保護	生活扶助	0.0886
	住宅扶助	0.0534
	教育扶助	0.0137
	医療扶助（入院）	1.3647
	医療扶助（入院外）	0.0736
	介護扶助	0.0368
	その他の扶助	0.0673

別表第二の五

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

都道府県	率
北海道	0.887
青森	0.885
岩手	0.886
宮城	0.896
秋田	0.884
山形	0.885
福島	0.885
茨城	0.899
栃木	0.894
群馬	0.895
埼玉	0.922
千葉	0.920
東京	1.018
神奈川	0.921
新潟	0.890
富山	0.890
石川	0.895
福井	0.887
山梨	0.889
長野	0.885
岐阜	0.895
静岡	0.900
愛知	0.926
三重	0.902
滋賀	0.891
京都	0.925
大阪	0.947
兵庫	0.909

奈良	0.936
和歌山	0.882
鳥取	0.899
島根	0.898
岡山	0.886
広島	0.914
山口	0.902
徳島	0.884
香川	0.885
愛媛	0.886
高知	0.883
福岡	0.905
佐賀	0.892
長崎	0.889
熊本	0.887
大分	0.892
宮崎	0.885
鹿児島	0.883
沖縄	0.895

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
北海道	小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市	岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　北広島市　石狩市　当別町　長沼町　美幌町　遠軽町　白老町　音更町　芽室町　幕別町　中標津町　東神楽町　森町
［略］	［略］	［略］
長崎県		五島市　大村市
［略］	［略］	［略］

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
64未満	0.80
64以上129未満	0.85
129以上	0.95

奈良	0.936
和歌山	0.884
鳥取	0.895
島根	0.896
岡山	0.887
広島	0.912
山口	0.902
徳島	0.886
香川	0.886
愛媛	0.887
高知	0.884
福岡	0.905
佐賀	0.894
長崎	0.890
熊本	0.888
大分	0.893
宮崎	0.886
鹿児島	0.885
沖縄	0.896

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
北海道	小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市	岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　芦別市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　北広島市　石狩市　当別町　長沼町　美幌町　遠軽町　白老町　音更町　芽室町　幕別町　中標津町　東神楽町　森町
［同左］	［同左］	［同左］
長崎県		島原市　五島市　大村市
［同左］	［同左］	［同左］

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分及び統合前法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
69未満	0.80
69以上138未満	0.85
138以上	0.95

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
64未満	0.80
64以上258未満	0.85
258以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.053
埼玉	1.044
千葉	1.025
神奈川	1.269
新潟	1.059
静岡	1.232
愛知	1.039
京都	1.119
大阪	1.140
兵庫	1.039
岡山	1.088
広島	1.059
福岡	1.092
熊本	1.055

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗　率
北海道	0.13726
青森	0.22154
岩手	0.10460
宮城	0.02097
秋田	0.37444

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
69未満	0.80
69以上276未満	0.85
276以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.042
千葉	1.024
神奈川	1.259
新潟	1.057
静岡	1.223
愛知	1.038
京都	1.114
大阪	1.135
兵庫	1.038
岡山	1.084
広島	1.057
福岡	1.089
熊本	1.053

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗　率
北海道	0.09695
青森	0.16229
岩手	0.08802
宮城	0.01714
秋田	0.27691

山　　形	0.19413
福　　島	0.03467
茨　　城	0.00000
千　　葉	0.01857
東　　京	0.02993
新　　潟	0.00596
富　　山	0.08925
石　　川	0.03288
福　　井	0.00000
長　　野	0.03714
静　　岡	0.03125
愛　　知	0.04136
大　　阪	0.16440
兵　　庫	0.17581
和　歌　山	0.05223
鳥　　取	0.14065
島　　根	0.68707
岡　　山	0.13498
広　　島	0.01657
山　　口	0.07742
徳　　島	0.00000
香　　川	0.03797
愛　　媛	0.24838
高　　知	0.03268
福　　岡	0.57422
佐　　賀	0.08237
長　　崎	0.08305
熊　　本	0.04298
大　　分	0.01053
宮　　崎	0.36162
鹿　児　島	0.16977
沖　　縄	0.65360

⑵　市町村の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	空港関係市町村	乗率
北　海　道	札　幌　市	0.00000
	函　館　市	0.19049
	旭　川　市	0.77979
	釧　路　市	0.14437

山　　形	0.14489
福　　島	0.02519
茨　　城	0.00081
千　　葉	0.01330
東　　京	0.02358
新　　潟	0.00503
富　　山	0.07042
石　　川	0.03278
福　　井	0.00225
長　　野	0.03029
静　　岡	0.02207
愛　　知	0.03204
大　　阪	0.11159
兵　　庫	0.11295
和　歌　山	0.04475
鳥　　取	0.10848
島　　根	0.49634
岡　　山	0.10829
広　　島	0.01375
山　　口	0.06102
徳　　島	0.00439
香　　川	0.02972
愛　　媛	0.19422
高　　知	0.02406
福　　岡	0.48198
佐　　賀	0.04161
長　　崎	0.05160
熊　　本	0.03224
大　　分	0.01081
宮　　崎	0.25153
鹿　児　島	0.12026
沖　　縄	0.48638

⑵　市町村の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	空港関係市町村	乗率
北　海　道	札　幌　市	0.00145
	函　館　市	0.16226
	旭　川　市	0.77626
	釧　路　市	0.15022

	帯広市	1.73620
	苫小牧市	0.86859
	稚内市	0.36115
	紋別市	0.00000
	千歳市	5.29572
	奥尻町	0.00000
	東神楽町	3.02083
	礼文町	0.00000
	利尻富士町	0.00000
	美幌町	0.00000
	大空町	6.32727
	白糠町	1.67776
	中標津町	0.54836
青森県	青森市	0.19581
	三沢市	0.00000
岩手県	花巻市	0.33406
宮城県	名取市	0.97515
	岩沼市	1.34485
秋田県	秋田市	0.16940
	北秋田市	0.49157
山形県	鶴岡市	0.00000
	酒田市	0.14720
	天童市	0.00000
	東根市	0.69993
福島県	須賀川市	0.00000
	玉川村	2.92929
茨城県	小美玉市	0.00000
千葉県	成田市	1.63703
	多古町	0.00000
	芝山町	4.61600
東京都	特別区	0.07339
	三鷹市	0.00000
	調布市	0.00000
	大島町	0.00000
	新島村	0.00000
	神津島村	0.00000
	三宅村	0.00000
	八丈町	1.53969

	帯広市	1.85193
	苫小牧市	0.70743
	稚内市	0.18569
	紋別市	0.10360
	千歳市	5.50107
	奥尻町	0.20160
	東神楽町	3.15759
	礼文町	0.00000
	利尻富士町	1.08085
	美幌町	0.00841
	大空町	5.85343
	白糠町	1.07128
	中標津町	0.33809
青森県	青森市	0.20617
	三沢市	0.06787
岩手県	花巻市	0.36875
宮城県	名取市	0.88848
	岩沼市	1.35538
秋田県	秋田市	0.18746
	北秋田市	0.49788
山形県	鶴岡市	0.01481
	酒田市	0.17597
	天童市	0.00165
	東根市	0.56707
福島県	須賀川市	0.09825
	玉川村	1.45530
茨城県	小美玉市	0.15317
千葉県	成田市	1.63495
	多古町	0.03506
	芝山町	3.93766
東京都	特別区	0.08011
	三鷹市	0.00207
	調布市	0.01046
	大島町	0.07683
	新島村	0.30189
	神津島村	0.25505
	三宅村	0.21526
	八丈町	1.52824

神奈川県	川崎市	0.00000
新潟県	新潟市	0.03502
	佐渡市	0.00000
富山県	富山市	0.03374
石川県	小松市	0.14040
	輪島市	0.00000
	穴水町	0.00000
	能登町	0.00000
福井県	坂井市	0.00000
長野県	松本市	0.05527
	塩尻市	0.00000
静岡県	島田市	0.00000
	牧之原市	0.36469
愛知県	名古屋市	0.00000
	春日井市	0.00000
	常滑市	1.88879
	小牧市	0.09260
	豊山町	2.63716
大阪府	大阪市	0.00000
	豊中市	4.26068
	池田市	0.59657
	八尾市	0.00000
	泉佐野市	0.39668
	泉南市	0.75250
	田尻町	6.21318
兵庫県	神戸市	0.37882
	伊丹市	4.85203
	豊岡市	0.00000
	川西市	2.01481
和歌山県	白浜町	0.61821
鳥取県	鳥取市	0.07530
	米子市	0.00000
	境港市	0.00000

神奈川県	川崎市	0.00000
新潟県	新潟市	0.03881
	佐渡市	0.00010
富山県	富山市	0.04891
石川県	小松市	0.07746
	輪島市	0.11770
	穴水町	0.69413
	能登町	0.11550
福井県	坂井市	0.00632
長野県	松本市	0.04298
	塩尻市	0.10502
静岡県	島田市	0.07640
	牧之原市	0.43732
愛知県	名古屋市	0.00002
	春日井市	0.01940
	常滑市	1.88899
	小牧市	0.05225
	豊山町	3.06117
大阪府	大阪市	0.00000
	豊中市	3.90487
	池田市	0.56673
	八尾市	0.00648
	泉佐野市	0.37561
	泉南市	0.76613
	田尻町	5.93975
兵庫県	神戸市	0.37354
	伊丹市	4.57072
	豊岡市	0.02389
	川西市	1.44644
和歌山県	白浜町	0.55604
鳥取県	鳥取市	0.08938
	米子市	0.00394
	境港市	0.10369

島根県	出雲市	2.07117
	益田市	0.00000
	隠岐の島町	0.00000
岡山県	岡山市	0.07081
広島県	三原市	1.18697
山口県	宇部市	0.15979
	岩国市	0.00000
徳島県	松茂町	0.99196
香川県	高松市	0.12373
	綾川町	1.30955
愛媛県	松山市	0.76938
高知県	南国市	1.17439
	香南市	0.00000
福岡県	北九州市	0.02659
	福岡市	1.91211
	大野城市	0.94902
	苅田町	0.00000
佐賀県	佐賀市	0.05987
長崎県	大村市	0.59484
	対馬市	0.45738
	壱岐市	0.00000
	五島市	0.35096
	小値賀町	0.00000
	新上五島町	0.00000
熊本県	熊本市	0.00000
	天草市	0.00000
	大津町	0.00000
	菊陽町	2.93357
	益城町	0.49387
大分県	豊後大野市	0.00000
	国東市	1.46059
宮崎県	宮崎市	1.10184
鹿児島県	霧島市	1.56514
	奄美市	0.59039
	中種子町	0.00000

島根県	出雲市	1.97218
	益田市	0.15011
	隠岐の島町	0.13931
岡山県	岡山市	0.07838
広島県	三原市	1.29487
山口県	宇部市	0.14732
	岩国市	0.01807
徳島県	松茂町	0.68499
香川県	高松市	0.13334
	綾川町	1.21518
愛媛県	松山市	0.80235
高知県	南国市	1.11929
	香南市	0.02643
福岡県	北九州市	0.02367
	福岡市	2.15015
	大野城市	1.45910
	苅田町	0.04998
佐賀県	佐賀市	0.03933
長崎県	大村市	0.62299
	対馬市	0.24253
	壱岐市	0.04454
	五島市	0.15887
	小値賀町	0.00544
	新上五島町	0.00024
熊本県	熊本市	0.00000
	天草市	0.03283
	大津町	0.17685
	菊陽町	2.89124
	益城町	0.37023
大分県	豊後大野市	0.00126
	国東市	1.29984
宮崎県	宮崎市	1.06560
鹿児島県	霧島市	1.56110
	奄美市	0.45573
	中種子町	0.46013

	屋久島町	0.00000
	喜界町	0.00000
	天城町	0.00000
	和泊町	0.00000
	与論町	0.00000
沖縄県	那覇市	0.84375
	石垣市	1.57945
	豊見城市	0.23596
	宮古島市	1.43594
	伊江村	0.00000
	座間味村	0.00000
	粟国村	0.00000
	南大東村	0.00000
	北大東村	0.00000
	久米島町	0.00000
	多良間村	0.00000
	竹富町	0.00000
	与那国町	0.00000

別表第三の十

都道府県分の「地域振興費」及び市町村分の「都市計画費」の事業費補正に係る率（第12条関係）

経費の種類	区分		率
地域振興費	第三セクター分		
		平成７年度許可債	0.0048
		平成８年度許可債	0.0123
		平成９年度許可債	0.0126
		平成10年度許可債	0.0129
		平成11年度許可債	0.0129
		平成12年度許可債	0.0129
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0132
		平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0220
		平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0126
		平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0189

	屋久島町	0.29346
	喜界町	0.26589
	天城町	0.76928
	和泊町	0.29605
	与論町	0.31176
沖縄県	那覇市	0.84076
	石垣市	1.51388
	豊見城市	0.13882
	宮古島市	1.53576
	伊江村	0.00510
	座間味村	0.00305
	粟国村	0.04993
	南大東村	1.25956
	北大東村	0.91549
	久米島町	0.72837
	多良間村	0.90690
	竹富町	0.00731
	与那国町	1.81275

別表第三の十

都道府県分の「地域振興費」及び市町村分の「都市計画費」の事業費補正に係る率（第12条関係）

経費の種類	区分		率
地域振興費	第三セクター分	平成６年度許可債	0.0048
		平成７年度許可債	0.0126
		平成８年度許可債	0.0126
		平成９年度許可債	0.0129
		平成10年度許可債	0.0129
		平成11年度許可債	0.0132
		平成12年度許可債	0.0129
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0132
		平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0220
		平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0129
		平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0194

		平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0141
		平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0211
		平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0123
		平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0184
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01314
		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.01971
		平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01589
		平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02384
		平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01531
		平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02297
		平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01502
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02252

		平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0141
		平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0211
		平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
		平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0166
		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0249
		平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0158
		平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0237
		平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01592
		平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02387
		平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01532
		平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02299
		平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.01503
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.02255

都市計画費	第三セクター分	平成７年度許可債	0.0048
		平成８年度許可債	0.0123
		平成９年度許可債	0.0126
		平成10年度許可債	0.0129
		平成11年度許可債	0.0129
		平成12年度許可債	0.0129
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0132
		平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0220
		平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0126
		平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0189
		平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0160
		平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0239
		平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
		平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01554
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0120
		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02331
		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0180
		平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147

都市計画費	第三セクター分	平成６年度許可債	0.0048
		平成７年度許可債	0.0126
		平成８年度許可債	0.0126
		平成９年度許可債	0.0129
		平成10年度許可債	0.0129
		平成11年度許可債	0.0132
		平成12年度許可債	0.0129
		平成13年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0132
		平成13年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0220
		平成14年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0129
		平成14年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0194
		平成15年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0160
		平成15年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0239
		平成16年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）	0.0162
		平成16年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）	0.0243
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0150
		平成17年度許可債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0120
		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0225
		平成17年度許可債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0180
		平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147

平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0114
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0171
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0108
平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0162
平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01500
平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01650
平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02250
平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02475
平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01440
平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02160
平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01410

平成18年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0114
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
平成18年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0171
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0147
平成19年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0108
平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.0221
平成19年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.0162
平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01500
平成20年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01650
平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02250
平成20年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02475
平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01440
平成21年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02160
平成21年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.01410

		平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02115
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
	公営分		
		平成７年度許可債	0.0072
		平成８年度許可債	0.0162
		平成９年度許可債	0.0222
		平成10年度許可債	0.0312
		平成11年度許可債	0.0318
		平成12年度許可債	0.0300
		平成13年度許可債	0.0318
		平成14年度許可債	0.0212
		平成15年度許可債	0.0239
		平成16年度許可債	0.0243
		平成17年度許可債（市場公募団体に係るもの）	0.02331
		平成17年度許可債（その他の団体に係るもの）	0.0180
		平成18年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成18年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0171
		平成19年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成19年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0162
		平成20年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02250
		平成20年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02475
		平成21年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02160
		平成21年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385
		平成22年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02115
		平成22年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385

		平成22年度同意等債（平成12年度以前新規採択路線に係るもの）その他団体	0.01590
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）市場公募団体	0.02115
		平成22年度同意等債（平成13年度以降新規採択路線に係るもの）その他団体	0.02385
	公営分	平成６年度許可債	0.0078
		平成７年度許可債	0.0180
		平成８年度許可債	0.0234
		平成９年度許可債	0.0318
		平成10年度許可債	0.0312
		平成11年度許可債	0.0318
		平成12年度許可債	0.0300
		平成13年度許可債	0.0318
		平成14年度許可債	0.0212
		平成15年度許可債	0.0239
		平成16年度許可債	0.0243
		平成17年度許可債（市場公募団体に係るもの）	0.0225
		平成17年度許可債（その他の団体に係るもの）	0.0180
		平成18年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成18年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0171
		平成19年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.0221
		平成19年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.0162
		平成20年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02250
		平成20年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02475
		平成21年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02160
		平成21年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385
		平成22年度同意等債（市場公募団体に係るもの）	0.02115
		平成22年度同意等債（その他の団体に係るもの）	0.02385

別表第三の十三

市町村分の「小学校費」、「中学校費」及び「清掃費」の立替施行に係る乗率（第12条関係）

経費の種類	区分		乗率
小学校費及び中学校費	校舎及び屋体等	昭和51年度から昭和54年度までの各年度及び平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	11.5
		昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.1
		昭和58年度及び平成14年度から令和７年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.25
		昭和59年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.5
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.3
	プール	昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.9
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.0
		平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	5.5
		平成14年度から令和７年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.25
	用地	昭和51年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.9
		昭和52年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.8
		昭和53年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.7
		昭和54年度から平成10年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	12.4

別表第三の十三

市町村分の「小学校費」、「中学校費」及び「清掃費」の立替施行に係る乗率（第12条関係）

経費の種類	区分		乗率
小学校費及び中学校費	校舎及び屋体等	昭和51年度から昭和54年度までの各年度及び平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	11.5
		昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.1
		昭和58年度及び平成14年度から令和６年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.25
		昭和59年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.5
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.3
	プール	昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.9
		平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.0
		平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	5.5
		平成14年度から令和６年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.25
	用地	昭和51年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.9
		昭和52年度において国庫補助金を受け入れたもの	4.8
		昭和53年度において国庫補助金を受け入れたもの	6.7
		昭和54年度から平成10年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	12.4

清掃費	昭和37年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	2.5
	平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.1
	平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	8.5
	平成14年度から令和７年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.75

別表第六

道府県民税所得割に係る単位額補正率（第18条関係）

都道府県	補正率	
	A	B
北海道	0.774	0.519
青森	0.843	0.000
岩手	0.843	0.000
宮城	0.705	0.565
秋田	0.830	0.000
山形	0.847	0.000
福島	0.906	0.000
茨城	1.022	0.000
栃木	1.016	0.000
群馬	0.981	0.000
埼玉	0.999	0.673
千葉	1.075	0.624
東京	1.668	0.000
神奈川	0.859	0.695
新潟	0.703	0.487
富山	0.950	0.000
石川	0.994	0.000
福井	0.949	0.000
山梨	0.996	0.000
長野	0.957	0.000
岐阜	0.979	0.000
静岡	0.801	0.542

清掃費	昭和37年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度において国庫補助金を受け入れたもの	2.5
	平成４年度及び平成５年度において国庫補助金を受け入れたもの	1.1
	平成７年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	8.5
	平成14年度から令和６年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	3.75

別表第六

道府県民税所得割に係る単位額補正率（第18条関係）

都道府県	補正率	
	A	B
北海道	0.771	0.520
青森	0.842	0.000
岩手	0.851	0.000
宮城	0.709	0.565
秋田	0.829	0.000
山形	0.854	0.000
福島	0.912	0.000
茨城	1.025	0.000
栃木	1.014	0.000
群馬	0.988	0.000
埼玉	0.999	0.665
千葉	1.070	0.626
東京	1.637	0.000
神奈川	0.849	0.686
新潟	0.702	0.481
富山	0.946	0.000
石川	0.981	0.000
福井	0.948	0.000
山梨	1.000	0.000
長野	0.966	0.000
岐阜	0.992	0.000
静岡	0.802	0.542

愛知	0.996	0.680
三重	1.014	0.000
滋賀	1.044	0.000
京都	0.777	0.603
大阪	0.897	0.580
兵庫	0.984	0.608
奈良	1.068	0.000
和歌山	0.943	0.000
鳥取	0.838	0.000
島根	0.864	0.000
岡山	0.751	0.536
広島	0.788	0.575
山口	0.947	0.000
徳島	0.932	0.000
香川	0.942	0.000
愛媛	0.922	0.000
高知	0.872	0.000
福岡	0.737	0.565
佐賀	0.876	0.000
長崎	0.878	0.000
熊本	0.678	0.516
大分	0.893	0.000
宮崎	0.850	0.000
鹿児島	0.861	0.000
沖縄	0.885	0.000

別表第六の二

道府県民税利子割及び利子割交付金に係る率（第18条、第37条の２関係）

都道府県	乗率	
	A	B
北海道	1.276	1.294
青森	1.305	1.355
岩手	1.265	1.336
宮城	1.330	1.418
秋田	1.281	1.352
山形	1.244	1.276
福島	1.154	1.225
茨城	1.298	1.375
栃木	1.282	1.331
群馬	1.200	1.223
埼玉	1.383	1.436
千葉	1.331	1.339
愛知	0.991	0.677
三重	1.025	0.000
滋賀	1.048	0.000
京都	0.782	0.606
大阪	0.901	0.576
兵庫	0.993	0.615
奈良	1.097	0.000
和歌山	0.962	0.000
鳥取	0.848	0.000
島根	0.867	0.000
岡山	0.758	0.537
広島	0.789	0.573
山口	0.963	0.000
徳島	0.976	0.000
香川	0.952	0.000
愛媛	0.935	0.000
高知	0.884	0.000
福岡	0.743	0.566
佐賀	0.883	0.000
長崎	0.893	0.000
熊本	0.682	0.516
大分	0.907	0.000
宮崎	0.860	0.000
鹿児島	0.876	0.000
沖縄	0.883	0.000

［新設］

東京	0.568	0.552
神奈川	1.359	1.402
新潟	1.144	1.199
富山	1.073	1.056
石川	1.379	1.280
福井	1.163	1.224
山梨	1.293	1.326
長野	1.205	1.252
岐阜	1.186	1.232
静岡	1.196	1.198
愛知	1.202	1.207
三重	1.245	1.256
滋賀	1.281	1.311
京都	1.073	1.072
大阪	0.860	0.863
兵庫	1.103	1.089
奈良	0.977	1.024
和歌山	0.972	1.000
鳥取	1.122	1.128
島根	1.008	1.032
岡山	1.124	1.142
広島	1.217	1.130
山口	0.765	0.738
徳島	0.946	0.946
香川	0.945	0.895
愛媛	1.023	0.915
高知	0.985	0.940
福岡	1.374	1.416
佐賀	1.415	1.422
長崎	1.162	1.183
熊本	1.315	1.367
大分	1.304	1.330
宮崎	1.484	1.532
鹿児島	1.333	1.453
沖縄	1.831	1.789

別表第七

個人事業税に係る率（第19条関係）

都道府県	乗率	
	A	B
北海道	0.941	0.977
青森	0.887	0.920
岩手	0.782	0.934

別表第七

個人事業税に係る率（第19条関係）

都道府県	乗率	
	A	B
北海道	0.918	0.989
青森	0.798	0.902
岩手	0.768	0.965

宮城	0.885	1.036
秋田	0.769	0.758
山形	0.728	0.690
福島	0.790	0.565
茨城	0.882	0.968
栃木	0.914	0.922
群馬	0.784	0.583
埼玉	0.983	0.728
千葉	1.024	1.015
東京	1.369	3.094
神奈川	1.184	0.775
新潟	0.806	1.191
富山	0.807	1.066
石川	0.911	1.683
福井	0.733	0.993
山梨	0.812	0.867
長野	0.780	0.880
岐阜	0.745	0.682
静岡	0.875	1.152
愛知	0.996	1.033
三重	0.788	0.812
滋賀	0.880	1.092
京都	0.891	0.987
大阪	0.938	0.710
兵庫	0.866	0.319
奈良	0.908	1.037
和歌山	0.816	0.704
鳥取	0.790	0.924
島根	0.891	1.465
岡山	0.808	0.925
広島	0.900	1.012
山口	0.796	3.047
徳島	0.834	0.802
香川	0.768	0.839
愛媛	0.743	0.727
高知	0.854	1.105
福岡	0.908	0.889
佐賀	0.786	0.715
長崎	0.790	1.004

宮城	0.888	0.964
秋田	0.747	0.615
山形	0.703	0.716
福島	0.801	0.090
茨城	0.866	0.969
栃木	0.828	0.957
群馬	0.777	0.559
埼玉	1.013	0.773
千葉	1.071	1.033
東京	1.392	1.404
神奈川	1.229	0.742
新潟	0.782	0.748
富山	0.770	0.827
石川	0.778	0.862
福井	0.683	0.709
山梨	0.795	0.844
長野	0.761	0.686
岐阜	0.745	0.743
静岡	0.828	1.065
愛知	0.957	1.073
三重	0.763	0.658
滋賀	0.817	1.366
京都	0.921	0.756
大阪	1.017	0.753
兵庫	0.899	0.377
奈良	0.897	1.000
和歌山	0.780	0.659
鳥取	0.762	0.949
島根	0.766	1.815
岡山	0.663	0.533
広島	0.821	1.040
山口	0.767	1.848
徳島	0.718	0.849
香川	0.698	1.784
愛媛	0.727	0.584
高知	0.821	0.725
福岡	0.940	0.880
佐賀	0.785	0.603
長崎	0.785	0.852

熊　　本	0.738	1.537
大　　分	0.824	0.954
宮　　崎	0.859	0.846
鹿 児 島	0.769	0.918
沖　　縄	0.833	1.609

別表第八

道府県たばこ税に係る率（第21条関係）

都道府県	率
北 海 道	1.0356
青　　森	1.0325
岩　　手	1.0285
宮　　城	1.0292
秋　　田	1.0266
山　　形	1.0281
福　　島	1.0269
茨　　城	1.0368
栃　　木	1.0366
群　　馬	1.0350
埼　　玉	1.0382
千　　葉	1.0403
東　　京	1.0352
神 奈 川	1.0385
新　　潟	1.0323
富　　山	1.0334
石　　川	1.0492
福　　井	1.0281
山　　梨	1.0376
長　　野	1.0386
岐　　阜	1.0292
静　　岡	1.0333
愛　　知	1.0360
三　　重	1.0350
滋　　賀	1.0292
京　　都	1.0323
大　　阪	1.0605
兵　　庫	1.0311
奈　　良	1.0371
和 歌 山	1.0281
鳥　　取	1.0327
島　　根	1.0288

熊　　本	0.714	0.923
大　　分	0.769	0.983
宮　　崎	0.748	0.821
鹿 児 島	0.697	0.972
沖　　縄	0.916	2.121

別表第八

道府県たばこ税に係る率（第21条関係）

都道府県	率
北 海 道	1.0045
青　　森	0.9962
岩　　手	0.9938
宮　　城	1.0003
秋　　田	0.9939
山　　形	0.9969
福　　島	0.9954
茨　　城	1.0080
栃　　木	0.9996
群　　馬	1.0069
埼　　玉	1.0065
千　　葉	1.0029
東　　京	1.0113
神 奈 川	1.0033
新　　潟	0.9996
富　　山	1.0004
石　　川	1.0108
福　　井	0.9876
山　　梨	1.0050
長　　野	1.0066
岐　　阜	0.9993
静　　岡	0.9994
愛　　知	1.0000
三　　重	0.9951
滋　　賀	0.9962
京　　都	0.9998
大　　阪	1.0211
兵　　庫	0.9984
奈　　良	1.0044
和 歌 山	0.9956
鳥　　取	0.9958
島　　根	0.9986

岡山	1.0371
広島	1.0399
山口	1.0322
徳島	1.0282
香川	1.0350
愛媛	1.0270
高知	1.0268
福岡	1.0397
佐賀	1.0353
長崎	1.0306
熊本	1.0373
大分	1.0398
宮崎	1.0355
鹿児島	1.0372
沖縄	1.0570

別表第九

ゴルフ場利用税に係る率（第22条関係）

都道府県	率
北海道	0.906
青森	0.886
岩手	1.011
宮城	1.059
秋田	0.949
山形	0.708
福島	0.882
茨城	0.952
栃木	0.927
群馬	0.890
埼玉	1.131
千葉	1.036
東京	1.358
神奈川	1.289
新潟	0.875
富山	1.047
石川	1.079
福井	1.051
山梨	0.929
長野	1.095
岐阜	0.911
静岡	1.263

岡山	1.0042
広島	1.0014
山口	0.9993
徳島	0.9942
香川	1.0042
愛媛	0.9943
高知	0.9927
福岡	1.0091
佐賀	1.0018
長崎	0.9987
熊本	1.0060
大分	1.0033
宮崎	1.0082
鹿児島	1.0061
沖縄	1.0277

別表第九

ゴルフ場利用税に係る率（第22条関係）

都道府県	率
北海道	0.872
青森	0.859
岩手	0.995
宮城	1.051
秋田	0.919
山形	0.692
福島	0.856
茨城	0.929
栃木	0.903
群馬	0.866
埼玉	1.094
千葉	1.010
東京	1.323
神奈川	1.253
新潟	0.855
富山	1.023
石川	1.076
福井	1.050
山梨	0.900
長野	1.036
岐阜	0.892
静岡	1.232

愛知	1.162
三重	0.982
滋賀	0.992
京都	1.074
大阪	1.336
兵庫	1.006
奈良	1.104
和歌山	0.919
鳥取	0.752
島根	0.799
岡山	0.923
広島	0.787
山口	0.841
徳島	0.983
香川	1.024
愛媛	0.944
高知	1.001
福岡	0.805
佐賀	0.762
長崎	0.836
熊本	0.787
大分	0.717
宮崎	0.812
鹿児島	0.784
沖縄	1.123

別表第十一

軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率（第23条の２、第38条関係）

都道府県及び指定都市	率
北海道	1.106
青森	1.110
岩手	1.100
宮城	1.097
秋田	1.094
山形	1.115
福島	1.079
茨城	1.105
栃木	1.100
群馬	1.115

愛知	1.131
三重	0.961
滋賀	0.971
京都	1.048
大阪	1.295
兵庫	0.982
奈良	1.081
和歌山	0.887
鳥取	0.725
島根	0.780
岡山	0.898
広島	0.798
山口	0.818
徳島	0.945
香川	0.982
愛媛	0.919
高知	0.975
福岡	0.787
佐賀	0.744
長崎	0.815
熊本	0.752
大分	0.699
宮崎	0.767
鹿児島	0.764
沖縄	1.087

別表第十一

軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率（第23条の２、第38条関係）

都道府県及び指定都市	率
北海道	0.978
青森	0.981
岩手	0.975
宮城	0.980
秋田	0.970
山形	0.974
福島	0.973
茨城	0.996
栃木	0.987
群馬	1.003

都道府県	埼玉	1.114
	千葉	1.114
	東京	1.099
	神奈川	1.111
	新潟	1.112
	富山	1.120
	石川	1.194
	福井	1.086
	山梨	1.129
	長野	1.107
	岐阜	1.106
	静岡	1.108
	愛知	1.111
	三重	1.100
	滋賀	1.110
	京都	1.110
	大阪	1.125
	兵庫	1.102
	奈良	1.137
	和歌山	1.146
	鳥取	1.111
	島根	1.079
	岡山	1.112
	広島	1.099
	山口	1.095
	徳島	1.116
	香川	1.097
	愛媛	1.094
	高知	1.085
	福岡	1.105
	佐賀	1.090
	長崎	1.083
	熊本	1.099
	大分	1.105
	宮崎	1.092
	鹿児島	1.148
	沖縄	1.110

都道府県	埼玉	1.009
	千葉	1.004
	東京	1.003
	神奈川	1.008
	新潟	0.996
	富山	1.002
	石川	1.051
	福井	0.968
	山梨	1.013
	長野	0.993
	岐阜	0.996
	静岡	0.998
	愛知	1.009
	三重	0.990
	滋賀	0.997
	京都	0.996
	大阪	1.016
	兵庫	1.008
	奈良	1.012
	和歌山	0.966
	鳥取	1.001
	島根	0.984
	岡山	1.004
	広島	0.997
	山口	0.983
	徳島	1.005
	香川	0.988
	愛媛	0.985
	高知	0.986
	福岡	0.997
	佐賀	1.002
	長崎	0.987
	熊本	0.979
	大分	0.995
	宮崎	0.997
	鹿児島	1.029
	沖縄	1.003

指定都市	札幌	0.513
	仙台	0.508
	さいたま	0.518
	千葉	0.533
	横浜	0.517
	川崎	0.520
	相模原	0.514
	新潟	0.518
	静岡	0.515
	浜松	0.517
	名古屋	0.514
	京都	0.515
	大阪	0.519
	堺	0.519
	神戸	0.517
	岡山	0.513
	広島	0.516
	北九州	0.511
	福岡	0.510
	熊本	0.513

［削る］

指定都市	札幌	0.929
	仙台	0.966
	さいたま	0.969
	千葉	0.995
	横浜	0.983
	川崎	0.994
	相模原	1.012
	新潟	0.989
	静岡	1.026
	浜松	1.029
	名古屋	1.013
	京都	0.928
	大阪	1.031
	堺	1.012
	神戸	0.986
	岡山	1.002
	広島	0.980
	北九州	1.040
	福岡	1.038
	熊本	0.926

別表第十二

(1)　自動車税の環境性能割に係る基準税率補正率（第24条関係）

都道府県	率
北海道	0.925
青森	0.858
岩手	0.880
宮城	0.919
秋田	0.919
山形	0.856
福島	0.930
茨城	0.962
栃木	0.946
群馬	0.930
埼玉	1.008
千葉	1.021
東京	1.311
神奈川	1.033
新潟	0.866
富山	0.853
石川	0.918

福井	0.858
山梨	0.959
長野	0.916
岐阜	0.988
静岡	0.966
愛知	1.057
三重	0.987
滋賀	0.929
京都	1.027
大阪	1.096
兵庫	1.066
奈良	1.027
和歌山	0.966
鳥取	0.883
島根	0.855
岡山	0.929
広島	0.920
山口	0.905
徳島	0.958
香川	0.918
愛媛	0.962
高知	0.928
福岡	1.010
佐賀	0.938
長崎	0.881
熊本	0.649
大分	0.898
宮崎	0.903
鹿児島	0.872
沖縄	0.747

⑵　自動車税の種別割に係る基準税率補正率（第24条関係）

都道府県	A	B	C	D
北海道	1.006	0.991	1.066	
青森	0.969	0.946	1.092	1.109
岩手	0.978	0.983	1.134	
宮城	0.992	1.010	0.980	1.404
秋田	0.980	0.996	1.143	
山形	0.984	0.969	1.137	
福島	1.002	1.007	1.144	

茨　城	1.013	1.010	1.096	
栃　木	1.006	1.023	1.081	
群　馬	1.003	0.981	0.978	
埼　玉	1.007	1.031	1.064	1.404
千　葉	0.998	1.054	1.001	1.404
東　京	1.015	1.109	0.349	1.047
神奈川	0.998	1.102	1.005	1.005
新　潟	0.984	0.973	1.083	
富　山	0.981	1.000	1.117	
石　川	0.982	0.851	1.053	
福　井	0.991	0.994	1.099	
山　梨	1.007	1.031	1.068	
長　野	0.997	1.019	1.123	
岐　阜	0.994	0.989	1.108	
静　岡	0.996	0.979	1.051	1.075
愛　知	1.007	1.003	1.084	1.427
三　重	1.000	1.009	1.117	
滋　賀	1.004	0.815	1.128	
京　都	0.994	1.000	0.951	1.243
大　阪	0.993	0.938	0.903	
兵　庫	1.017	1.051	1.037	
奈　良	1.013	1.011	1.055	
和歌山	1.002	0.962	1.085	
鳥　取	0.990	0.993	1.111	
島　根	0.973	0.847	1.106	
岡　山	0.991	0.996	1.141	
広　島	0.999	0.995	1.036	1.049
山　口	0.980	1.003	1.063	0.811
徳　島	0.997	0.965	1.144	
香　川	0.997	0.975	1.060	
愛　媛	0.998	0.985	1.109	
高　知	0.982	0.972	1.089	
福　岡	1.009	0.984	0.996	1.438
佐　賀	0.996	0.753	1.069	1.137
長　崎	0.990	0.971	1.027	0.936
熊　本	0.982	0.719	1.102	1.404
大　分	1.002	0.948	1.031	
宮　崎	0.994	0.970	1.089	1.438
鹿児島	0.985	0.960	1.024	
沖　縄	0.990	0.911	0.904	1.002

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和八年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第九十三号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額、法第三条の二第二項に規定する軽油引取税減収見込額、法第三条の三第二項に規定する自動車税減収見込額及び法第三条の五第二項に規定する地方揮発油譲与税減収見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 ２　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額、法第三条の四第二項に規定する軽自動車税減収見込額及び法第三条の五第二項に規定する地方揮発油譲与税減収見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。 ２　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 $A \times \alpha$ 算式の符号 A　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　0.9835838 ３　法第三条第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。	（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の二第二項に規定する定額減税見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 ２　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の二第二項に規定する定額減税見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。 ２　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 $A \times \alpha$ 算式の符号 A　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　1.0695728 ３　法第三条第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県の軽油引取税減収見込額は、一七、一〇〇円に、前年度における軽油引取税の課税標準となった数量（一キロリットル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に各都道府県ごとに別表に定める率を乗じて得た数量（一キロリットル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額（次項において「軽油引取税減収見込額」という。）とする。

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（以下この条において「各都道府県按分額」という。）とする。ただし、指定市を包括する都道府県にあっては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　軽油引取税減収見込額

α　0.9039420

3　法第三条の二第三項の規定によって各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times 0.9 \times (B \div C)$

B／Cに小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

B　当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積（地方税法第144条の60第１項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）として総務大臣が調査した面積

C　当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積として総務大臣が調査した面積

4　法第三条の二第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各都道府県の自動車税減収見込額は、自動車税環境性能割の廃止による当該年度の五月末現在における都道府県の自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額（次項において「自動車税減収見込額」という。）とする。

［新設］

（各地方公共団体に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の定額減税見込額は、地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「定額減税見込額」という。）とする。

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　定額減税見込額

α　1.8516824

3　法第三条の二第二項の場合において、令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

［新設］

2　法第三条の三第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（以下この条において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

Ａ×α

算式の符号

Ａ　自動車税減収見込額

α　1.0410803

3　法第三条の三第三項の規定によって各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.43×0.5×Ｂ／Ｃ

算式アの符号

Ａ　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

Ｂ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村が管理する市町村道（地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第177条の６第１項に規定する市町村道をいう。以下この項及び次項において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

Ｃ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

算式イ

Ａ×0.95×0.43×0.5×Ｂ／Ｃ

算式イの符号

Ａ　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

Ｂ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

Ｃ　次項の規定により算定及び補正した当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

二　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.35×0.5×α

算式アの符号

Ａ　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　次項の規定により算定及び補正した当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（旧地方税法第177条の６第２項に規定する一般国道等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合として総務大臣が調査した率

算式イ

$A \times 0.95 \times 0.35 \times 0.5 \times \alpha$

算式イの符号

A	当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額
α	次項の規定により算定及び補正した当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合として総務大臣が調査した率

4　法第三条の三第四項の総務省令で定める道路の延長及び面積は、旧地方税法第百七十七条の六第三項の規定により算定及び補正した当該市町村が管理する市町村道及び指定市が管理する一般国道等の延長及び面積とする。

5　法第三条の三第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

［新設］

第四条の四　法第三条の四第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、軽自動車税の環境性能割（旧地方税法第四百四十二条第一号に規定する環境性能割をいう。）の廃止による当該年度の五月末現在における市町村の軽自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

2　法第三条の四第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A	軽自動車税減収見込額
α	0.797045

3　法第三条の四第二項の場合において、毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額と各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の算定方法）

［新設］

第四条の五　法第三条の五第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の地方揮発油譲与税減収見込額は、都道府県にあっては第一号に定める額とし、指定市にあっては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定市以外の市町村にあっては第二号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百四号）第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に東京都にあっては〇・一四二、川崎市にあっては〇・一四四、名古屋市にあっては〇・〇四六、その他の道府県及びその他の指定市にあっては〇・一四三を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・一四三を乗じて得た額

2　法第三条の五第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号	
A	地方揮発油譲与税減収見込額
α	1.0015276

3　法第三条の五第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条　地方特例交付金の算定期日以前一年以内に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条第四項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　略］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［略］

2　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総額、法第三条の二第一項に規定する軽油引取税減収補塡特例交付金総額、法第三条の三第一項に規定する自動車税減収補塡特例交付金総額又は法第三条の五第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額をそれぞれ個人住民税減収補塡特例交付金総額、軽油引取税減収補塡特例交付金総額、自動車税減収補塡特例交付金総額、軽自動車税減収補塡特例交付金総額又は地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金総額として法第三条第二項、法第三条の二第二項若しくは第三項、法第三条の三第二項若しくは第三項、法第三条の四第二項又は第三条の五第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から同項の減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

別表

軽油引取税減収補塡特例交付金に係る率（第４条の２関係）

都道府県	率
北海道	0.998
青森	1.002
岩手	0.993
宮城	0.990
秋田	0.987
山形	1.006
福島	0.974

（廃置分合又は境界変更があった場合の四月において交付する地方特例交付金の額の算定）

第六条　地方特例交付金の算定期日以前一年以内に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条第五項の規定による関係地方公共団体に係る前年度の地方特例交付金の額（以下この条において「地方特例交付金の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

［一～三　同上］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［同上］

2　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額又は法第三条の二第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額をそれぞれ住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金総額として法第三条第二項又は法第三条の二第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から同項の減額すべき額を減額して得た額の合算額とするものとする。

［新設］

| | | |